

こどもの福祉と保健に関する状況報告
記入要領及び審査要領
(令和7年度調査)

Ver 1.3

こども家庭庁長官官房EBPM推進室

目 次

こどもの福祉と保健に関する状況報告の概要	1
報告事項、種類及び期限	3
I 福祉関係票	5
報告上の注意事項	6
第1 児童相談受付件数（経路別）	7
第2 児童相談種別判定件数（年齢別）	12
第3 児童相談所における児童虐待相談対応件数（経路別・虐待種別・主な虐待者別・年齢別）	16
第4 市町村における児童虐待相談対応件数（経路別・虐待種別・主な虐待者別・年齢別）	23
第5 児童相談対応種別件数（相談種別）	32
第6 一時保護児童	46
第7 児童福祉施設・在所者	52
第8 助産施設・母子生活支援施設在所者	56
第9 保育所・在所者（4月1日現在）	59
第10 幼保連携型認定こども園・在所者（4月1日現在）	63
第11 保育所及び幼保連携型認定こども園における入退所者の状況	67
第12 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	70
第13 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童	74
第14 未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付	79
第15 児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況	82
II 母体保護票	104
報告上の注意事項	105
送付票	106
第16 不妊手術	107
第17 人工妊娠中絶	108
III 母子保健票	112
報告上の注意事項	113
送付票	117
種別1 都道府県が設置する保健所	
第20 母子保健（保健指導）	119
第21 母子保健（訪問指導）	121
種別2 政令市（特別区）以外の市町村	
第18 母子保健（妊娠の届出）	124

第19 母子保健（健康診査）	125
第20 母子保健（保健指導）	129
第21 母子保健（訪問指導）	131
種別3 政令市（特別区）	
第18 母子保健（妊娠の届出）	134
第19 母子保健（健康診査）	135
第20 母子保健（保健指導）	140
第21 母子保健（訪問指導）	142

こどもの福祉と保健に関する状況報告の概要

公的統計は、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」であり（統計法（平成19年法律第53号）第1条）、公的統計が安定的に作成等されることは、我が国経済の健全な発展と国民生活の向上に重要な役割を果たすものであり、正確な報告が必要です。

記入要領は、その正確な報告のための注意点等をまとめたものです。記入要領で分からない点があれば、当庁にお問い合わせください。

1. 目的

こどもの福祉と保健等に関する施策について、実施主体である都道府県及び市区町村における行政の実態を把握して、国及び地方公共団体の行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 報告の対象

- (1) 福祉関係票：都道府県、指定都市及び中核市
- (2) 母体保護票：都道府県
- (3) 母子保健票：保健所及び市区町村

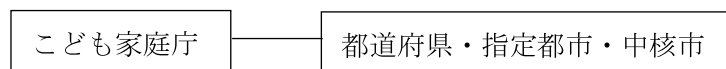
3. 報告事項

- (1) 福祉関係票：児童福祉関係、児童扶養手当関係
- (2) 母体保護票：母体保護関係
- (3) 母子保健票：母子保健関係

4. 報告の方法及び系統

(1) 福祉関係票

都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までにこども家庭庁長官官房EBPM推進室に報告する。



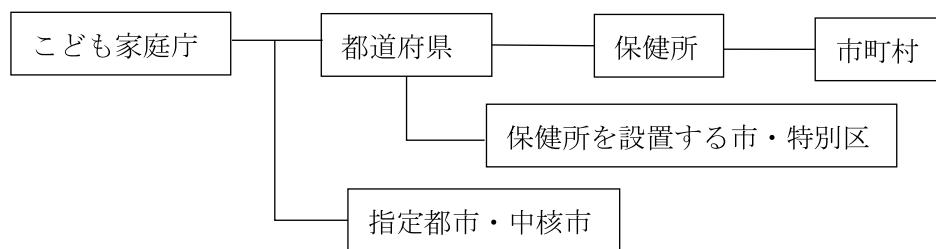
(2) 母体保護票

都道府県知事は、所定の報告事項について定められた期限までにこども家庭庁長官官房EBPM推進室に報告する。



(3) 母子保健票

都道府県知事及び市町村（保健所を設置する市（特別区を含む））の長は、所定の報告事項について定められた期限までにこども家庭庁長官官房EBPM推進室に報告する。



※福祉関係票はLGWANの電子メールサービスを利用して調査票（エクセルワークシート）の配布及び収集を行い、母体保護票及び母子保健票は政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用して調査票の配布及び収集を行う。なお、調査票の収集は、こども家庭庁が委託した民間事業者が行う。

5. 報告の種類及び時期

- (1) 半期報（全1表）及び年度報（全20表）とする。
- (2) 報告の時期は、別表「報告事項、種類及び期限」の「報告期限」欄のとおりとする。

6. 集計及び結果の公表

こども家庭庁長官官房EBPM推進室が行い、調査結果は、こども家庭庁ホームページ（<https://www.cfa.go.jp/>）及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

別表

報告事項、種類及び期限

報告表 番号	報告事項	種類	報告期限	報告表 種別	報告の仕方			
					東京 都	道府 県	指定 都市	中核 市
I 福祉関係票								
第 1	児童相談受付件数（経路別） （児童福祉法）	年度報	令和 8 年 6 月末	—	○ 区	○	○	△
第 2	児童相談種別判定件数（年齢別） （児童福祉法）	〃	〃	—	○ 区	○	○	△
第 3	児童相談所における児童虐待相談対応件数（経路別・虐待種別・主な虐待者別・年齢別） （児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律）	〃	〃	—	○ 区	○	○	△
第 4	市町村における児童虐待相談対応件数（経路別・虐待種別・主な虐待者別・年齢別） （児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律）	〃	〃	—	○ 区	○	○	△
第 5	児童相談対応種別件数（相談種別） （児童福祉法）	〃	〃	—	○ 区	○	○	△
第 6	一時保護児童 （児童福祉法）	〃	〃	—	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第 7	児童福祉施設・在所者 （児童福祉法）	〃	〃	—	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第 8	助産施設・母子生活支援施設在所者 （児童福祉法）	〃	〃	—	○	○	○	○
第 9	保育所・在所者（4月1日現在） （児童福祉法）	〃	令和 7 年 5 月末	—	○	○	○	○
第 10	幼保連携型認定こども園・在所者（4月1日現在） （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	〃	〃	—	○	○	○	○
第 11	保育所及び幼保連携型認定こども園における入退所者の状況 （児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	〃	令和 8 年 6 月末	—	○	○	○	○
第 12	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） （児童福祉法）	〃	〃	—	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第 13	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童 （児童福祉法）	〃	〃	—	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第 14	未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付 （児童福祉法・母子保健法）	〃	〃	—	○	○	○	○
第 15	児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況 （児童扶養手当法）	半期報	上半期：令和 7 年 11 月末 下半期：令和 8 年 5 月末	—	○	○	○	○
II 母体保護票								
第 16	不妊手術 （母体保護法）	年度報	令和 8 年 6 月末	—	○	○		

報告表 番号	報告事項	種類	報告期限	報告表 種別	報告の仕方			
					東京 都	道府 県	指定 都市	中核 市
第 17	人工妊娠中絶 (母体保護法)	〃	〃	—	○	○		
Ⅲ 母子保健票								
第 18	母子保健 (妊娠の届出) (母子保健法)	年度報	令和 8 年 6 月末	2	○ 市	○ 市		
				3	○ 特市	○ 市※	○	○
第 19	母子保健 (健康診査) (母子保健法)	〃	〃	2	○ 市	○ 市		
				3	○ 特市	○ 市※	○	○
第 20	母子保健 (保健指導) (母子保健法)	〃	〃	1	○ 保	○ 保		
				2	○ 市	○ 市		
				3	○ 特市	○ 市※	○	○
第 21	母子保健 (訪問指導) (母子保健法)	〃	〃	1	○ 保	○ 保		
				2	○ 市	○ 市		
				3	○ 特市	○ 市※	○	○

※保健所政令市がある道府県のみが対象

【報告の仕方のマークについて】

マーク	報告の仕方
○	該当の報告表を報告する。
△	児童相談所を設置する中核市のみ報告する。
区	児童相談所を設置する特別区毎に報告する。
児	児童相談所毎にも報告する。
保	保健所毎に報告する。
市	市町村毎に報告する。
特	特別区毎に報告する。

【報告表種別について】

種別	報告の対象
1	都道府県が設置する保健所
2	保健所政令市 (特別区) 以外の市町村
3	保健所政令市 (特別区)

I 福祉関係票

報告上の注意事項

- 1 各報告表は、定められた期限までにこども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付EBPM推進室に提出してください。

その際、報告表は、政府共通NW/LGWAN掲示板システム掲載の電子報告表「こどもの福祉と保健に関する状況報告 福祉関係票エクセルシート」を用い、「こどもの福祉と保健に関する状況報告 電子報告表利用ガイド（福祉関係票）」（別途配布予定）に従い作成し、メール送信してください。

- 2 各報告表は控えを作成し、都道府県、指定都市及び中核市において保存してください。

（特別区、児童相談所別にも報告する報告表については、特別区、児童相談所においても保存してください。）

- 3 福祉事務所又は各種相談所等（以下「各機関」という。）の報告に基づいて作成する報告表は、各機関からの報告に漏れがないか確認し、内容についても審査を行ってください。

- 4 一表内の全項目にわたって計上数がないときは、報告表の注記欄に、「該当なし」と記載してください。

- 5 作業用のファイルから、報告表のエクセルファイルに数値を貼り付ける場合は、数式ではなく、値を貼り付けてください。また貼り付けた値が整数であることを確認してください。（表示上整数であっても、セルを指定した際に小数の場合がありますので確認をお願い致します。特に金額欄で円単位から千円単位に変更したものは注意願います。）

- 6 報告表に「計」欄があるときは電子報告表で自動計算が行われる場合でも、都道府県、指定都市及び中核市において、必ず積算を行うとともに、全項目にわたって、数値が前月（前年度）分報告と比較して著しい増減があるときは、その理由を注記欄に記載してください。

- 7 提出済みの報告表に訂正の必要が生じたときは、速やかに訂正報告を提出してください。

報告表の右上欄外のプルダウンより訂正回数を選択し、訂正すべき数字を上書きしメール本文に訂正報告であること（半期報については訂正月も）が分かるように記載してください。

第1 児童相談受付件数（経路別）

（児童福祉法）

都道府県
指定都市 名
中核市
〔特別区〕
令和 年度分報告

	児童相談所	(1)	都道府県 (児童相談所を除く)	市 町 村		保育所	児童福祉 施設	指 定 発達支援 医療機関	児童家庭 支 援 センター	認 定 こども園	警 察 等	家 庭 裁判所	保 健 所 及 び 医 療 機 関		学 校 等			
				こども 家 庭 センター等の 児童福祉・保 子保健部門	そ の 他								(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
児童相談所	児童虐待 通告・相談	(01)																
	その他	(02)																
市 町 村	児童虐待 通告・相談	(03)																
	その他	(04)																

	児童相談所	(1)	里 親 ・ 小規模住居 （通告の 仲 介 を 含む） 事業（FH）	児 童 委 員 の 仲 介 を 含む (17)	家 族 ・ 親 戚 (18)	近 隣 ・ 知 人 (19)	児 童 本 人 (20)	そ の 他 (21)	計 (22)	計 (23)
児童相談所	児童虐待 通告・相談	(01)								
	その他	(02)								
市 町 村	児童虐待 通告・相談	(03)								
	その他	(04)								

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき本年度中に児童相談所及び市町村で児童の福祉に関する相談等を受けて、児童記録票を起こした（※1）件数について、相談・通告時点の相談種別（児童虐待通告・相談／その他）ごとに経路別で計上するものである。

※1 「児童記録票を起こした」とは、例えば、児童相談所運営指針第3章第2節12.「児童記録票の作成」や「こども家庭センターガイドライン」第3章2節3（10）「児童記録票の作成」に基づき児童記録票を作成した児童（児童記録票の項目の一部を作成した児童を含む）や受理会議に事案として提出した児童、児童相談システムに登録し児童番号を取得した児童、児童ファイルを作成した児童など、児童相談所及び市町村として相談等を受け付け、組織としての対応を開始したものを指す。

記入要領

この表は、児童記録票の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

各児童相談所及び各市町村の報告について、設置又は管轄する都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区で集計すること。こども家庭庁への報告については、都道府県、指定都市又は中核市が行うこと。

本年度中に新たに児童記録票を起こしたケースのほか、次の場合も計上すること。

1 本年度以前に相談に応じた児童で現在措置が解除され若しくはその他の対応（※2）が完了した児童について、本年度再び相談に応じて児童記録票を起こした場合

※2 報告表第1～5の記入要領における「対応」とは、報告表第5「児童相談対応種別件数（相談種別）」の各種対応（(1)～(23)）を指す。

2 対応が継続中の児童について、別の相談に応じること等により新たに児童記録票を起こした場合

表 頭

経 路 種 別

受付の経路が2欄以上に該当するときは、児童記録票を起こした相談経路のみに計上すること。

補 児童相談所に児童委員から通告があり、次いで警察署からも同主訴の通告があった場合、児童記録票を起こしたのが警察署からの通告であれば、児童記録票を起こした経路を優先し「警察等」に計上すること。

児童相談所(1)

児童相談所からの通告等があったケースについて計上すること。ここでいう「児童相談所」には指定都市・中核市・特別区が設置する児童相談所を含む。（計上対象については、本表冒頭※1も参照）

補 児童相談所においては、他の児童相談所から移管を受けた場合若しくは他の児童相談所から情報提供を受けて児童記録票を起こした場合は、ここに計上すること。

都道府県(児童
相談所を除く)
(2)

児童相談所以外の都道府県の部署から通告等があったケースについて計上すること。ここでいう「都道府県」に指定都市・中核市・特別区は含まないため、指定都市・中核市・特別区からの通告等はこの(2)には計上しないこと。

市 町 村
こども家庭セ
ンター等の児
童福祉・母子保
健部門 (3)

こども家庭センター（児童福祉機能・母子保健機能を担う部署等こども家庭センターに含まれる全ての部署）、こども家庭センター未設置の市町村において児童福祉機能・母子保健機能を担う部署、市町村の設置する福祉事務所の家庭児童相談室、市町村保健センターの母子保健担当部署、市町村母子健康センターなど、市町村の児童福祉又は母子保健を担う部署（他に分類される機関等を除く。）からの通告等（情報提供を含む。）を計上すること。ここでいう「市町村」には指定都市・中核市・特別区を含む。（計上対象については、本表冒頭※1も参照）

市 町 村
その他 (4)

上記の「こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門」欄に該当する部署以外の市町村の部署（他に分類される機関等を除く。）からの通告等（情報提供を含む。）を計上すること。ここでいう「市町村」には指定都市・中核市・特別

	<p>区を含む。(計上対象については、本表冒頭※1も参照)</p> <p>補 市町村の職員であっても私人の立場で要保護児童を通告したときは本欄に計上せず、表頭に掲げる経路別のうち該当する欄に計上すること。</p>
保 育 所 (5)	<p>保育所（保育所型認定こども園を除く。）からの相談、通告等があったケースについて計上すること。</p>
児童福祉施設 (6)	<p>児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童家庭支援センターを除く。）からの相談、通告等があったケースについて計上すること。</p>
指定発達支援医療機関 (7)	<p>指定発達支援医療機関からの相談、通告等があったケースについて計上すること。</p>
児童家庭支援センター (8)	<p>児童家庭支援センターからの通告等があったケースについて計上すること。</p>
認定こども園 (9)	<p>幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園からの通告等があったケースについて計上すること。</p>
警 察 等 (10)	<p>警察官のほか麻薬取締官等司法警察職員としての職務を行う者からの通告等があったケースについて計上すること。</p>
家庭裁判所 (11)	<p>家庭裁判所から児童問題についての通告等があったケースについて計上すること。</p>
保健所及び医療機関 (12)(13)	<p>保健所の欄には、保健所から児童問題についての通告等があったケースについて計上すること。</p> <p>医療機関の欄には、病院、診療所、その他の医療を提供する施設からの通告等があったケースについて計上すること。</p>
学校等 (14)(15)(16)	<p>学校等のうち、学校の欄には小学校、中学校、高等学校等からの連絡、通告等があったケースについて計上すること。</p> <p>教育委員会等の欄には、教育委員会（教育相談室等）、社会教育関係機関等からの連絡、通告等があったケースについて計上すること。</p> <p>補 幼稚園の欄には幼稚園型認定こども園からの通告等があったケースについては計上せず、認定こども園(9)に計上すること。</p>

里親・小規模 住居型児童養 育事業 (FH) (17)	里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）からの連絡、相談等により受け付けたケースについて計上すること。
児童委員(通告 の仲介を含 む。) (18)	法第25条の規定による児童委員を介しての連絡、通告等があったケースについても本欄に計上すること。
そ の 他 (22)	(1)～(21)のいずれにも該当しないケースについて計上すること。
表 側 児童虐待通告・ 相談 (01) その他 (02)	本年度中に児童相談所で児童の福祉に関する相談等を受けて、児童記録票を起こした件数を相談・通告時点の相談種別に計上すること。 <u>児童虐待の防止等に関する法律の第6条の規定に基づく通告及び同法第2条に係る相談に関して、「虐待相談・通告受付票」等を起こす等して、児童虐待相談（疑い、おそれを含む。）として受け付けた件数を計上すること。</u>

参照条文

◎児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（要保護児童発見者の通告義務）

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

（市町村の採るべき措置）

第25条の7 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条第1項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児

童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 次条第2号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。

三 妊産婦等生活援助事業の実施、助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第2 児童相談種別判定件数（年齢別）
（児童福祉法）

都道府県
指定都市
中核市
〔特別区〕
令和 年度分報告

	養護相談		保 健 相 談 (3)	障 害 相 談 (4)	非行相談		育 成 相 談 (7)	そ の 他 の 相 談 (8)	計 (9)	(再掲) い じ め 相 談 (10)
	児 童 虐 待 相 談 (1)	そ の 他 の 相 談 (2)			ぐ 犯 行 為 等 相 談 (5)	触 法 行 為 等 相 談 (6)				
児 童 相 談 所	0	歳 (01)								
	1	歳 (02)								
	2	歳 (03)								
	3	歳 (04)								
	4	歳 (05)								
	5	歳 (06)								
	6	歳 (07)								
	7	歳 (08)								
	8	歳 (09)								
	9	歳 (10)								
	10	歳 (11)								
	11	歳 (12)								
	12	歳 (13)								
	13	歳 (14)								
	14	歳 (15)								
	15	歳 (16)								
	16	歳 (17)								
	17	歳 (18)								
	18	歳 以上 (19)								
	年 齢 不 詳 (20)									
	計 (21)									
市 町 村	0	歳 (22)								
	1	歳 (23)								
	2	歳 (24)								
	3	歳 (25)								
	4	歳 (26)								
	5	歳 (27)								
	6	歳 (28)								
	7	歳 (29)								
	8	歳 (30)								
	9	歳 (31)								
	10	歳 (32)								
	11	歳 (33)								
	12	歳 (34)								
	13	歳 (35)								
	14	歳 (36)								
	15	歳 (37)								
	16	歳 (38)								
	17	歳 (39)								
	18	歳 以上 (40)								
	年 齢 不 詳 (41)									
	計 (42)									

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により、本年度中に児童相談所及び市町村が新たに受け付けた相談、及び前年度末までに受け付けた相談のうち、本年度中に判定会議・援助方針会議等の相談種別を決定する会議等（以下、「判定会議等」とする。）の結果、相談種別を決定した件数を計上するものである。

記入要領

この表は、児童記録票に記載された相談種別によって分類計上すること。

一般的事項

各児童相談所及び各市町村の報告について、設置又は管轄する都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区で集計すること。こども家庭庁への報告については、都道府県、指定都市又は中核市が行うこと。

- 1 相談種別は原則として判定会議等の結果により分類すること。

- 2 本年度以前に相談に応じ現在措置が解除されている児童、若しくはその他の対応（※）が完了した児童について本年度再び相談に応じて児童記録票を再び起こしたのも含めて計上すること。
- 3 対応が継続中の児童について、別の相談に応じること等により児童記録票を起こした場合
- ※本記入要領上における「対応」とは、報告表第5「児童相談対応種別件数（相談種別）」の各種対応を指す。

上 表
表 頭

相 談 種 別
養 護 相 談
児童虐待相談
(1)

相談種別が2欄以上に該当するときは、おもな相談のみに計上すること。

児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に該当すると判定会議等で判断された相談。

児童の安全確認の結果を踏まえた判定会議等の結果により、児童虐待相談には該当しないと判断されたものは本欄には計上せず、判定会議等に基づき計上すること。

※条文 31頁参照

(1) 身体的虐待

生命・健康に危険のある身体的な暴行

(2) 性的虐待

性交、性的暴行、性的行為の強要

(3) 心理的虐待

暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力

(4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児

その他の相談
(2)

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した若しくは停止された親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。

保健相談(3)

低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談。

障害相談(4)

下記のいずれかに該当する相談。

- ・ 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
- ・ 盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。 <p>ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は本欄には計上せず該当する種別に計上すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害児に関する相談、知的障害児に関する相談若しくは自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害又は注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。（自閉症スペクトラム障害を含む。）
<p>非行相談</p> <p>ぐ犯行為等相談 (5)</p>	<p>虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のない児童に関する相談。</p>
<p>触法行為等相談 (6)</p>	<p>触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている児童に関する相談についても本欄に計上すること。</p> <p>※条文 15頁参照</p>
<p>育成相談 (7)</p>	<p>下記のいずれかに該当する相談。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性格行動相談（児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談。） ・ 不登校相談（学校、幼稚園、保育所又は認定こども園に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談について計上すること。非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、そのそれぞれの項に計上すること。） ・ 適性相談（進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。） ・ 育児・しつけ相談（家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。）
<p>その他の相談(8)</p>	<p>(1)～(7)のいずれにも該当しない相談。</p>
<p>(再掲) いじめ相談(10)</p>	<p>表頭の各種相談のうち、言葉での脅し、冷やかし・からかい、仲間はずれ、暴力等「いじめ」に関する相談について再掲すること。</p> <p>「いじめ」の定義：本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否か</p>

表 側

年 齢 区 分

の判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※条文 15頁参照

児童相談所及び市町村の児童記録票に記載された相談種別ごとに年齢別で計上すること。

児童相談所及び市町村で受け付けたときの満年齢により計上すること。

補 特定妊婦は0歳に計上すること。

年齢不詳(20)(41)

調査等を実施してもなお、年齢を特定するのが困難な場合について計上し、その後の調査等で年齢が特定されれば適切な年齢区分で計上すること。

審査要領

表頭の「計(9)」の「計(21)」≡「第1の計(23)の児童虐待通告・相談(01)＋その他(02)」

〃 「計(9)」の「計(42)」≡「第1の計(23)の児童虐待通告・相談(03)＋その他(04)」

参照条文

◎児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（要保護児童発見者の通告義務）

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

いじめ防止対策推進法（抄）（平成25年法律第71号）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により、児童相談所が児童虐待相談として受け付けたもののうち、本年度中に対応した件数（前年度に未対応であったものを含む。）を相談種別・経路、相談種別・主な虐待者、被虐待児童の年齢・相談種別についての件数を計上するものである。

記入要領

この表は、児童記録票に基づき、虐待相談について虐待相談の経路等を計上すること。

一般的事項

各児童相談所の報告について、設置する都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区で集計すること。こども家庭庁への報告については、都道府県、指定都市又は中核市が行うこと。

（児童虐待相談対応・未対応件数）

本年度中に受付又は対応を行った児童虐待相談について、受付・対応状況に応じて分類して計上すること。

前年度末時点未対応 ⇒ 当該年度対応 (01)
 当該年度受付 ⇒ 当該年度対応 (02)
 当該年度受付 ⇒ 当該年度末未対応 (03)

前年度末時点で未対応だった相談のうち、本年度に対応した件数を計上すること。
 本年度に受け付け、対応した件数を計上すること。
 本年度に受け付けた相談のうち、本年度末時点で未対応の件数を計上すること。

1 虐待相談の相談種別・経路

（児童虐待相談対応・未対応件数）の「前年度末時点未対応 ⇒ 当該年度対応(01)」及び「当該年度受付 ⇒ 当該年度対応(02)」で計上したケースについて、経路別にそれぞれ計上すること。

なお、本欄にて計上する件数は1件の相談につき対応した場合に1件計上するものであり、報告表第5の対応件数（1件の相談につき複数計上可能である、対応の種類別総件数）と異なる点に留意すること。

表 頭

経路種別
(1)～(28)

経路が2欄以上に該当するときは、児童記録票を起した最初の相談経路のみに計上すること。「第1 児童相談受付件数（経路別）」で行った分類で計上すること。

児童相談所(1)

児童相談所からの通告等があったケースについて計上すること。ここでいう「児童相談所」には指定都市・中核市・特別区が設置する児童相談所を含む。（計

都道府県(児童相談所を除く) (2)	<p>上対象については、報告表第1の冒頭※1も参照)</p> <p>補 児童相談所においては、他の児童相談所から移管を受けた場合若しくは他の児童相談所から情報提供を受けて児童記録票を起こした場合は、ここに計上すること。</p> <p>児童相談所以外の都道府県の部署から通告等があったケースについて計上すること。ここでいう「都道府県」に指定都市・中核市・特別区は含まないため、指定都市・中核市・特別区からの通告等はこの(2)には計上しないこと。</p>
市町村 こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門 (3)	<p>こども家庭センター(児童福祉機能・母子保健機能を担う部署等こども家庭センターに含まれる全ての部署)、こども家庭センター未設置の市町村において児童福祉機能・母子保健機能を担う部署、市町村の設置する福祉事務所の家庭児童相談室、市町村保健センターの母子保健担当部署、市町村母子健康センターなど、市町村の児童福祉又は母子保健を担う部署(他に分類される機関等を除く。)からの通告等(情報提供を含む。)を計上すること。ここでいう「市町村」には指定都市・中核市・特別区を含む。(計上対象については、報告表第1の冒頭※1も参照)</p>
市町村 その他 (4)	<p>上記の「こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門」欄に該当する部署以外の市町村の部署(他に分類される機関等を除く。)からの通告等(情報提供を含む。)を計上すること。ここでいう「市町村」には指定都市・中核市・特別区を含む。(計上対象については、報告表第1の冒頭※1も参照)</p> <p>補 市町村の職員であっても私人の立場で要保護児童を通告したときは本欄に計上せず、表頭に掲げる経路別のうち該当する欄に計上すること。</p>
保育所 (5)	<p>保育所(保育所型認定こども園を除く。)からの経路について計上すること。</p>
児童福祉施設 (6)	<p>児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園、児童家庭支援センターを除く。)からの経路について計上すること。</p>
指定発達支援医療機関 (7)	<p>指定発達支援医療機関からの経路について計上すること。</p>
児童家庭支援センター (8)	<p>児童家庭支援センターからの経路について計上すること。</p>

認定こども園(9)	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園からの経路について計上すること。
警察等(10)	警察官のほか麻薬取締官等司法警察職員としての職務を行う者からの経路について計上すること。
家庭裁判所(11)	家庭裁判所からの経路について計上すること。
保健所及び医療機関(12)(13)	保健所の欄には、保健所からの経路について計上すること。 医療機関の欄には、病院、診療所、その他の医療を提供する施設からの経路について計上すること。
学校等(14)(15)(16)	学校等のうち、学校の欄には小学校、中学校、高等学校等からの経路、教育委員会等の欄には、教育委員会（教育相談室等）、社会教育関係機関等からの経路について計上すること。 補 幼稚園の欄には幼稚園型認定こども園からの経路については計上せず、「認定こども園(9)」に計上すること。
里親・小規模住居型児童養育事業(FH)Ⅱ	法27第条1項第3号の規定による里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）からの経路について計上すること。
児童委員(通告の仲介を含む)(18)	法第25条の規定による児童委員を介した経路についても本欄に計上すること。
家族(19)(20)(21)(22)(23)(24)	ここで家族とは、児童本人から二親等の者のほか、同居する者を言う。 補1 児童と別居の父母も父親(19)(22)母親(20)(23)に計上すること。 補2 児童と別居のきょうだい・祖父母は家族のその他(21)(24)に計上すること。 補3 同居している父母以外の者（父母の内縁者・祖父母・きょうだい・おじおば等）は家族のその他(21)(24)に計上し、別居の親族（父母・きょうだい・祖父母以外）は親戚(25)に計上すること。
その他(28)	(1)～(27)のいずれにも該当しない経路について計上すること。
表側 虐待の種類(04)～(07)	児童虐待の防止等に関する法律第2条の規定により、相談種別を「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」に分けそれぞれのケースに計上すること。

2 虐待相談の相談種別・主な虐待者

(児童虐待相談対応・未対応件数)の「前年度末時点未対応 ⇒ 当該年度対応(01)」及び「当該年度受付 ⇒ 当該年度対応(02)」で計上したケースについて、虐待相談の相談種別・主な虐待者・被虐待者の男女別にそれぞれ計上すること。

表 頭

主な虐待者別
(1)～(10)

被虐待児童と虐待者の関係についてそれぞれ計上すること。

実 父(1)(2)

血縁関係にある父親について計上すること。

実父以外の父
親 (3)(4)

養父・継父等直接血縁関係にない父親について計上すること。

実 母(5)(6)

血縁関係にある母親について計上すること。

実母以外の母
親 (7)(8)

養母・継母等直接血縁関係にない母親について計上すること。

そ の 他
(9)(10)

(1)～(8)のいずれにも該当しない場合について計上すること。

補1 特別養子縁組の場合は、実父(1)(2)又は実母(5)(6)に計上すること。

補2 父若しくは母と内縁関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者)にあるもので、そのこどもの所在・動向を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、そのものに監護を行う意思があると認められるものについては、本欄に計上すること。

被虐待者の男女別
(1)～(10)

被虐待者の性別について、主な虐待者別に児童記録票に基づいて計上すること。

表 側

虐待の種類
(09)～(12)

児童虐待の防止等に関する法律第2条の規定により、相談種別を「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」に分けそれぞれのケースに計上すること。

3 被虐待者の年齢・相談種別

(児童虐待相談対応・未対応件数)の「前年度末時点未対応 ⇒ 当該年度対応(01)」及び「当該年度受付 ⇒ 当該年度対応(02)」で計上したケースを、被

虐待児童の年齢・相談種別にそれぞれ計上すること。

保護の怠慢・拒否（ネグレクト）の再掲の(11)～(14)には、児童相談所において把握した棄児数、置き去り児童数を再掲すること。（他の児童相談所から移管されたケースについては、移管元においてのみ計上すること。）

表 頭

相 談 種 別
(1)～(6)(9)(10)

相談種別が2欄以上に該当するときは、主な相談のみに計上し、相談件数1件につき複数の計上は行わないこと。

暴力の目撃等
によるもの
(再掲) (7)(8)

被虐待児童が同居する家庭における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力や、被虐待児童のきょうだい目撃等により、心理的虐待(5)(6)に計上されている件数を再掲すること。

保護の怠慢・拒否
(ネグレクト)
(9)(10)

棄 児
(再掲) (11)(12)

病院等の玄関先、敷地内、路上等に遺棄された児童であって、保護された時に親が分からない児童について再掲すること。

置き去り児童
(再掲)
(13)(14)

親が監護を放棄して、家庭の内外（産科、知人宅、自宅など）に放置された児童であって、保護された時に親が判明している児童について再掲すること。

登校・登園
の禁止（再
掲）
(15)(16)

児童の意思に反して学校等に登校・登園させない場合や、児童が学校等に登校・登園するように促すなどの児童に教育を保障する努力をしない場合の件数を再掲すること。

保護者以外
の者による
虐待
(17)～(22)

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）以外の者が、身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待の行為を行っているにもかかわらず、保護者がそれを放置していることにより保護の怠慢・拒否（ネグレクト）(9)(10)に計上されている場合、保護者以外の者が行っている主な虐待行為の種類1つのみに再掲すること。

表 側

年 齢 別
(14)～(32)

援助方針会議等の対応種別を決定する会議等において対応を決定した時点での満年齢により件数を計上し、相談として受け付けた時点での計上は行わないこと。

市町村と重複
(再掲) (34)

市町村と児童相談所の双方が対応した案件（虐待相談として、児童相談所送致や市町村送致を行ったケースのほか、要保護児童対策地域協議会において、同一

案件として登録されている事案などで、児童相談所が把握している案件) について、その全ての件数を再掲として計上すること。

補 市町村(第4)と相談種別が異なる場合は、児童相談所(第3)で計上している相談種別で再掲すること。

審査要領

- 1 「前年度末時点未対応 ⇒ 当該年度対応(01)」+「当該年度受付 ⇒ 当該年度対応(02)」
 - = 「虐待相談の相談種別・経路の計(29)の計(08)」
 - = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(11)の計(13)」+「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(12)の計(13)」
 - = 「被虐待者の年齢・相談種別の計(23)の計(33)」+「被虐待者の年齢・相談種別の計(24)の計(33)」
- 2 「虐待相談の相談種別・経路の計(29)の身体的虐待(04)」
 - = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(11)の身体的虐待(09)」+「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(12)の身体的虐待(09)」
 - = 「被虐待者の年齢・相談種別の身体的虐待(1)の計(33)」+「被虐待者の年齢・相談種別の身体的虐待(2)の計(33)」
- 3 「虐待相談の相談種別・経路の計(29)の性的虐待(05)」
 - = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(11)の性的虐待(10)」+「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(12)の性的虐待(10)」
 - = 「被虐待者の年齢・相談種別の性的虐待(3)の計(33)」+「被虐待者の年齢・相談種別の性的虐待(4)の計(33)」
- 4 「虐待相談の相談種別・経路の計(29)の心理的虐待(06)」
 - = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(11)の心理的虐待(11)」+「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(12)の心理的虐待(11)」
 - = 「被虐待者の年齢・相談種別の心理的虐待(5)の計(33)」+「被虐待者の年齢・相談種別の心理的虐待(6)の計(33)」
- 5 「虐待相談の相談種別・経路の計(29)の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(07)」
 - = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(11)の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(12)」
 - + 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(12)の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(12)」
 - = 「被虐待者の年齢・相談種別の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(9)の計(33)」+「被虐待者の年齢・相談種別の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(10)の計(33)」

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により、市町村が児童虐待相談として受け付けたもののうち、本年度中に対応した件数（前年度に未対応であったものを含む。）を相談種別・経路、相談種別・主な虐待者、被虐待児童の年齢・相談種別についての件数を計上するものである。

記入要領

この表は、児童記録票に基づき、虐待相談について虐待相談の経路等を計上すること。

一般的事項

各市町村の報告について、設置する都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区で集計すること。こども家庭庁への報告については、都道府県、指定都市又は中核市が行うこと。

（児童虐待相談対応・未対応件数）

本年度中に受付又は対応を行った児童虐待相談について、受付・対応状況に応じて分類して計上すること。

前年度末時点未対応 ⇒ 当該年度対応 (01)

前年度末時点で未対応だった相談のうち、本年度に対応した件数を計上すること。

当該年度受付 ⇒ 当該年度対応 (02)

本年度に受け付け、対応した件数を計上すること。

当該年度受付 ⇒ 当該年度末未対応 (03)

本年度に受け付けた相談のうち、本年度末時点で未対応の件数を計上すること。

1 虐待相談の相談種別・経路

（児童虐待相談対応・未対応件数）の「前年度末時点未対応 ⇒ 当該年度対応(01)」及び「当該年度受付 ⇒ 当該年度対応(02)」で計上したケースについて、経路別にそれぞれ計上すること。

なお、本欄にて計上する件数は1件の相談につき対応した場合に1件計上するものであり、報告表第5の対応件数（1件の相談につき複数計上可能である、対応の種類別総件数）と異なる点に留意すること。

表 頭

経路種別
(1)～(28)

経路が2欄以上に該当するときは、児童記録票を起した最初の相談経路のみに計上すること。「第1 児童相談受付件数（経路別）」で行った分類で計上すること。

児童相談所(1)

児童相談所からの通告等があったケースについて計上すること。ここでいう「児童相談所」には指定都市・中核市・特別区が設置する児童相談所を含む。（計

都道府県(児童相談所を除く) (2)	<p>上対象については、報告表第1の冒頭※1も参照)</p> <p>補 児童相談所においては、他の児童相談所から移管を受けた場合若しくは他の児童相談所から情報提供を受けて児童記録票を起こした場合は、ここに計上すること。</p> <p>児童相談所以外の都道府県の部署から通告等があったケースについて計上すること。ここでいう「都道府県」に指定都市・中核市・特別区は含まないため、指定都市・中核市・特別区からの通告等はこの(2)には計上しないこと。</p>
市町村 こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門 (3)	<p>こども家庭センター(児童福祉機能・母子保健機能を担う部署等こども家庭センターに含まれる全ての部署)、こども家庭センター未設置の市町村において児童福祉機能・母子保健機能を担う部署、市町村の設置する福祉事務所の家庭児童相談室、市町村保健センターの母子保健担当部署、市町村母子健康センターなど、市町村の児童福祉又は母子保健を担う部署(他に分類される機関等を除く。)からの通告等(情報提供を含む。)を計上すること。ここでいう「市町村」には指定都市・中核市・特別区を含む。(計上対象については、報告表第1の冒頭※1も参照)</p>
市町村 その他 (4)	<p>上記の「こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門」欄に該当する部署以外の市町村の部署(他に分類される機関等を除く。)からの通告等(情報提供を含む。)を計上すること。ここでいう「市町村」には指定都市・中核市・特別区を含む。(計上対象については、報告表第1の冒頭※1も参照)</p> <p>補 市町村の職員であっても私人の立場で要保護児童を通告したときは本欄に計上せず、表頭に掲げる経路別のうち該当する欄に計上すること。</p>
保育所 (5)	<p>保育所(保育所型認定こども園を除く。)からの経路について計上すること。</p>
児童福祉施設 (6)	<p>児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園、児童家庭支援センターを除く。)からの経路について計上すること。</p>
指定発達支援医療機関 (7)	<p>指定発達支援医療機関からの経路について計上すること。</p>
児童家庭支援センター (8)	<p>児童家庭支援センターからの経路について計上すること。</p>

認定こども園(9)	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園からの経路について計上すること。
警察等(10)	警察官のほか麻薬取締官等司法警察職員としての職務を行う者からの経路について計上すること。
家庭裁判所(11)	家庭裁判所からの経路について計上すること。
保健所及び医療機関(12)(13)	保健所の欄には、保健所からの経路について計上すること。 医療機関の欄には、病院、診療所、その他の医療を提供する施設からの経路について計上すること。
学校等(14)(15)(16)	学校等のうち、学校の欄には小学校、中学校、高等学校等からの経路、教育委員会等の欄には、教育委員会（教育相談室等）、社会教育関係機関等からの経路について計上すること。 補 幼稚園の欄には幼稚園型認定こども園からの経路については計上せず、「認定こども園(9)」に計上すること。
里親・小規模住居型児童養育事業(FH)(17)	法27第条1項第3号の規定による里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）からの経路について計上すること。
児童委員(通告の仲介を含む)(18)	法第25条の規定による児童委員を介した経路についても本欄に計上すること。
家族(19)(20)(21)(22)(23)(24)	ここで家族とは、児童本人から二親等の者のほか、同居する者を言う。 補1 児童と別居の父母も父親(19)(22)母親(20)(23)に計上すること。 補2 児童と別居のきょうだい・祖父母は家族のその他(21)(24)に計上すること。 補3 同居している父母以外の者（父母の内縁者・祖父母・きょうだい・おじおば等）は家族のその他(21)(24)に計上し、別居の親族（父母・きょうだい・祖父母以外）は親戚(25)に計上すること。
その他(28)	(1)～(27)のいずれにも該当しない経路について計上すること。
表 側	
虐待の種類(04)～(07)	児童虐待の防止等に関する法律第2条の規定により、相談種別を「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」に分けそれぞれのケースに計上すること。

2 虐待相談の相談種別・主な虐待者

(児童虐待相談対応・未対応件数)の「前年度末時点未対応 ⇒ 当該年度対応(01)」及び「当該年度受付 ⇒ 当該年度対応(02)」で計上したケースについて、虐待相談の相談種別・主な虐待者・被虐待者の男女別にそれぞれ計上すること。

表 頭	
主な虐待者別 (1)～(10)	被虐待児童と虐待者の関係についてそれぞれ計上すること。
実 父(1)(2)	血縁関係にある父親について計上すること。
実父以外の父親 (3)(4)	養父・継父等直接血縁関係にない父親について計上すること。
実 母(5)(6)	血縁関係にある母親について計上すること。
実母以外の母親 (7)(8)	養母・継母等直接血縁関係にない母親について計上すること。
そ の 他 (9)(10)	(1)～(8)のいずれにも該当しない場合について計上すること。 補1 特別養子縁組の場合は、実父(1)(2) 又は実母(5)(6) に計上すること。 補2 父若しくは母と内縁関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者)にあるもので、そのこどもの所在・動向を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、そのものに監護を行う意思があると認められるものについては、本欄に計上すること。
被虐待者の男女別 (1)～(10)	被虐待者の性別について、主な虐待者別に児童記録票に基づいて計上すること。
表 側	
虐待の種類 (09)～(12)	児童虐待の防止等に関する法律第2条の規定により、相談種別を「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」に分けそれぞれのケースに計上すること。

3 被虐待者の年齢・相談種別

(児童虐待相談対応・未対応件数)の「前年度末時点未対応 ⇒ 当該年度対応(01)」及び「当該年度受付 ⇒ 当該年度対応(02)」で計上したケースを、被虐待児童の年齢・相談種別にそれぞれ計上すること。

保護の怠慢・拒否（ネグレクト）の再掲の(11)～(14)には、市町村において把握した棄児数、置き去り児童数を再掲すること。（他の市町村から移管されたケースについては、移管元においてのみ計上すること。）

表 頭

相 談 種 別
(1)～(6)(9)(10)

相談種別が2欄以上に該当するときは、主な相談のみに計上し、相談件数1件につき複数の計上は行わないこと。

暴力の目撃等
によるもの
(再掲) (7)(8)

被虐待児童が同居する家庭における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力や、被虐待児童のきょうだい虐待行為の目撃等により、心理的虐待(5)(6)に計上されている件数を再掲すること。

保護の怠慢・拒否
(ネグレクト)
(9)(10)

棄 児
(再掲) (11)(12)

病院等の玄関先、敷地内、路上等に遺棄された児童であって、保護された時に親が分からない児童について再掲すること。

置き去り児童
(再掲)
(13)(14)

親が監護を放棄して、家庭の内外（産科、知人宅、自宅など）に放置された児童であって、保護された時に親が判明している児童について再掲すること。

登校・登園
の禁止（再
掲）
(15)(16)

児童の意思に反して学校等に登校・登園させない場合や、児童が学校等に登校・登園するように促すなどの児童に教育を保障する努力をしない場合の件数を再掲すること。

保護者以外
の者による
虐待
(17)～(22)

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）以外の者が、身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待の行為を行っているにもかかわらず、保護者がそれを放置していることにより保護の怠慢・拒否（ネグレクト）(9)(10)に計上されている場合、保護者以外の者が行っている主な虐待行為の種類1つのみに再掲すること。

表 側

年 齢 別
(14)～(32)

援助方針会議等の対応種別を決定する会議等において対応を決定した時点での満年齢により件数を計上し、相談として受け付けた時点での計上は行わないこと。

審査要領

- 1 「前年度末時点未対応 ⇒ 当該年度対応(01)」+「当該年度受付 ⇒ 当該年度対応(02)」
 - = 「虐待相談の相談種別・経路の計(29)の計(08)」
 - = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(11)の計(13)」+「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(12)の計(13)」
 - = 「被虐待者の年齢・相談種別の計(23)の計(33)」+「被虐待者の年齢・相談種別の計(24)の計(33)」
- 2 「虐待相談の相談種別・経路の計(29)の身体的虐待(04)」
 - = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(11)の身体的虐待(09)」+「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(12)の身体的虐待(09)」
 - = 「被虐待者の年齢・相談種別の身体的虐待(1)の計(33)」+「被虐待者の年齢・相談種別の身体的虐待(2)の計(33)」
- 3 「虐待相談の相談種別・経路の計(29)の性的虐待(05)」
 - = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(11)の性的虐待(10)」+「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(12)の性的虐待(10)」
 - = 「被虐待者の年齢・相談種別の性的虐待(3)の計(33)」+「被虐待者の年齢・相談種別の性的虐待(4)の計(33)」
- 4 「虐待相談の相談種別・経路の計(29)の心理的虐待(06)」
 - = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(11)の心理的虐待(11)」+「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(12)の心理的虐待(11)」
 - = 「被虐待者の年齢・相談種別の心理的虐待(5)の計(33)」+「被虐待者の年齢・相談種別の心理的虐待(6)の計(33)」
- 5 「虐待相談の相談種別・経路の計(29)の保護の怠慢・拒否（ネグレクト）(07)」
 - = 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(11)の保護の怠慢・拒否（ネグレクト）(12)」
 - +「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(12)の保護の怠慢・拒否（ネグレクト）(12)」
 - = 「被虐待者の年齢・相談種別の保護の怠慢・拒否（ネグレクト）(9)の計(33)」+「被虐待者の年齢・相談種別の保護の怠慢・拒否（ネグレクト）(10)の計(33)」

参照条文

◎児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（保護者の児童虐待等の場合の措置）

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

② 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条並びに第33条第2項及び第9項において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。④ 家庭裁判所は、第1項第1号若しくは第2号ただし書又は第2項ただし書の承認（以下「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。

◎児童虐待の防止等に関する法律（抄）（平成12年法律第82号）

（児童虐待の定義）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 二 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）により、本年度中に児童相談所及び市町村が新たに受け付けた相談及び前年度に未対応であった相談について、本年度中に対応した件数及び年度末現在の未対応件数を対応種別、相談種別に計上するものである。また、本年度中に児童虐待防止法関係の対応種別及び児童相談所長の申立てにより親権又は後見人に関する対応がなされたものについて、請求、承認別に計上するものである。

記入要領

この表は、児童記録票の記載内容に基づいて計上すること。また、「親権・後見人関係」表は法第 33 条の 7、法第 33 条の 8、法第 33 条の 9 及び法第 47 条第 5 項により対応がなされたものについて計上すること。

一般的事項

各児童相談所及び各市町村の報告について、設置又は管轄する都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区で集計すること。こども家庭庁への報告については、都道府県・指定都市又は中核市が行うこと。

児童虐待防止法関係の件数は、児童記録票等に記載された内容に基づき計上すること。

親権・後見人関係は、家庭裁判所に請求したもの、家庭裁判所から承認のあったもの及び法第 47 条第 5 項により児童の生命や身体の安全を確保するために緊急措置をとった者から報告を受けた件数について計上すること。

この表でいう対応とは、法第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項にいう措置のほか、児童相談所及び市町村が行う児童の福祉に関する相談の対応をいい、援助方針会議等の対応種別を決定する会議等の結果により分類すること。ただし、援助内容決定後指導等を継続し、その指導等が終結した場合にはあらためて計上はしない。

※条文 39、40頁参照

1 児童相談の種類別

表 頭

対 応 件 数
(年 度 中)

1 対応が 2 欄以上に該当するときは、それぞれの対応に計上すること。

補 本欄にて計上する件数は 1 件の相談につき複数対応した場合に複数計上可能である。報告表第 3 の対応件数（1 件の相談につき 1 件である、対応の総件数）と異なる点に留意すること。

2 同一人について一度とられた対応がその後の経過の中で別の対応に変更される場合には、新たにとられた対応についても計上すること。

措置によらない

指 導 助言指導 (1)	1～3回程度の助言、指示等を与えることによる指導対応を行うことに決定した件数を計上すること。
継 続 指 導(2)	心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施することに決定した件数を計上すること。
他機関あっせん (3)	他の児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育相談所等他の機関に移管、あっせん紹介した件数を計上すること。 補 児童相談所においては、移管した場合若しくは情報提供を受けて通告と判断した場合は、ここに計上すること。
児童福祉司指導 (4)	児童福祉司の指導の措置（法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号）を採った件数を計上すること。 ※条文 39、40頁参照
児童家庭支援センター等指導・指導委託 (5)	児童家庭支援センターの職員に指導させる措置（法第27条第1項第2号）又は、児童家庭支援センターその他の指導を行う者として適切な水準の専門性を有すると認められる機関に指導を委託する措置（法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号）を採った件数を計上すること。
市町村指導委託 (6)	市町村に指導を委託する措置（法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号）を採った件数を計上すること。
市町村送致 (7)	法第26条第1項第3号に基づき、市町村へ送致した件数を計上すること。
児童相談所送致 (8)	法第25条の7第1項第1号又は第2項第1号に基づき、市町村（こども家庭センター、福祉事務所等を含む。）及び福祉事務所を設置していない町村から児童相談所へ送致した件数を計上すること。なお、指定都市が設置する福祉事務所からの送致も含むこと。
児童福祉施設 入 所 (9) (10) (11) (13) (14)	児童福祉施設に入所の措置（法第27条第1項第3号）を採った件数を施設種別に応じて計上すること。 ※条文 40頁参照
法第27条の3 による家庭裁判所送致（再掲） (12)	「児童福祉施設」の「児童自立支援施設(11)」に計上されたもののうち、法第27条の3により家庭裁判所に送致され、児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を認められたものの数を再掲すること。 ※条文 40頁参照
通 所(15)	児童福祉施設に通所の措置（法第27条第1項第3号）を採ったものの数を計上すること。
指定発達支援医療機関委託 (16)	指定発達支援医療機関に委託（法第27条第2項）したものの数を計上すること。 ※条文 40頁参照

<p>里親委託・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）(17) (18)</p>	<p>里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託の措置（法第27条第1項第3号）を採ったものの数を種別に応じて計上すること。</p> <p>※条文 40頁参照</p>
<p>児童自立生活援助の実施 自立援助ホーム・その他(19)(20)</p>	<p>自立援助ホームその他の事業所において児童自立生活援助事業を実施（法第33条の6）した件数を、実施場所別に計上すること。</p>
<p>法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致(21)</p>	<p>家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、家庭裁判所へ送致の措置（法第27条第1項第4号）をした件数を計上すること。</p> <p>※条文 40頁参照</p>
<p>障害児入所施設等への利用契約(22)</p>	<p>障害児入所施設等への入所に関して、児童相談所が入所受給者証を交付（法第24条の3第6項）した件数を計上すること。</p>
<p>その他(23)</p>	<p>(1)～(22)のいずれにも該当しない対応については、その件数を計上すること。</p>
<p>未対応件数 (年度末現在)(25)</p>	<p>一時保護施設に入所中のもの及び一時保護施設以外の施設に委託している一時保護委託者についても計上すること。</p>
<p>施設入所待機 (再掲) 一時保護・一時保護以外(26) (27)</p>	<p>援助方針会議等で施設入所又は指定医療機関へ委託の対応を決定したが、年度末現在において施設に空きがなく、一時保護施設又は自宅等で待機しているものの数を再掲として計上すること。</p>
<p>表 側</p>	
<p>児童相談所 市 町 村 相 談 種 別</p>	<p>児童相談所及び市町村が行った相談種別ごとの対応についてそれぞれに計上すること。</p>
	<p>表側の相談種別については、「第2 児童相談種別判定件数（年齢別）」の相談種別により計上すること。</p>

2 児童虐待防止法関係における安全確認等の対応状況（児童相談所）

児童虐待相談(01)の計(24)で計上したケースのうち、下記の件数についてそれぞれ計上すること。

<p>表 頭</p>	<p>児童相談所が行った以下(1)～(16)の件数を計上すること。</p>
<p>安全確認 (1)</p>	<p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第8条第2項の規定に基づき安全確認を行った件数を計上すること。</p> <p>補 近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ安全確認を行ったものも計上すること。</p>

出頭要求	(2)	虐待防止法第8条の2の規定に基づき出頭要求を行った件数を計上すること。
立入調査	(3)	虐待防止法第9条第1項の規定に基づき立入調査を行った件数を計上すること。
再出頭要求	(4)	虐待防止法第9条の2第1項の規定に基づき再出頭要求を行った件数を計上すること。
臨検・搜索	(5)	虐待防止法第9条の3第1項の規定に基づき臨検、搜索を行った件数を計上すること。
援助要請	(6)	虐待防止法第10条の規定に基づき警察署長への援助要請を行った件数を計上すること。
保護者指導勧告	(7)	虐待防止法第11条第4項の規定に基づき勧告を行った件数を計上すること。
一時保護・施設措置等	(8)	虐待防止法第11条第5項の規定に基づき一時保護、施設入所措置等を行った件数を計上すること。(例：一つのケースについて、一時保護のみの場合「1件」、一時保護から施設入所に至った場合でも「1件」として計上。)虐待防止法第11条第4項の規定に基づく勧告を経ずに一時保護・施設入所措置等を行った件数の計上は行わないこと。
親権喪失審判	(9)	虐待防止法第11条第6項の規定に基づき親権喪失の請求を行った件数を「親権喪失審判(9)」に、親権停止の請求を行った件数を「親権停止審判(10)」に、管理権喪失の審判の請求を行った件数を「管理権喪失審判(11)」に計上すること。虐待防止法第11条第4項の規定に基づく勧告を経ずに請求を行った件数の計上は行わないこと。
親権停止審判	(10)	
管理権喪失審判	(11)	
全部制限	(12)	虐待防止法第12条第1項の規定に基づき同項各号に掲げる行為の全部の制限を行った件数を「全部制限(12)」に、面会制限のみ行った件数を「面会制限(13)」に、通信制限のみ行った件数を「通信制限(14)」に計上すること。
面会制限	(13)	
通信制限	(14)	
住所情報の制限	(15)	虐待防止法第12条第3項の規定に基づき住所又は居所を明らかにしなかった件数を計上すること。
接近禁止命令	(16)	虐待防止法第12条の4第1項の規定に基づき接近禁止命令を行った件数を計上すること。

3 児童虐待防止法関係における安全確認等の対応状況（市町村）

児童虐待相談(10)の計(24)で計上したケースのうち、下記の件数についてそれぞれ計上すること。

表頭	市町村（こども家庭センター、福祉事務所等を含む。）が行った以下(1)～(3)の件数を計上すること。なお、指定都市が設置する福祉事務所も市町村に含むこと。
安全確認件数	(1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき安全確認を行った件数。

	<p>補 近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ安全確認を行ったものも計上すること。</p>
送致件数(2)	<p>虐待防止法第8条第1項第1号の規定に基づき児童相談所への送致を行った件数</p>
出頭要求等通知件数(3)	<p>虐待防止法の第8条第1項第2号の規定に基づき都道府県知事又は児童相談所長に通知した件数を計上すること。</p>

4 親権・後見人関係 (児童相談所)

表 頭

管理権喪失審判の請求(1)	<p>法第33条の7により、管理権喪失の審判の請求を行い、また、その承認を得た件数を計上すること。</p>
親権喪失審判取消しの請求(2)	<p>法第33条の7により、親権喪失審判取消しの請求を行い、また、その承認を得た件数を計上すること。</p>
親権停止審判取消しの請求(3)	<p>法第33条の7により、親権停止審判取消しの請求を行い、また、その承認を得た件数を計上すること。</p>
管理権喪失審判取消しの請求(4)	<p>法第33条の7により、管理権喪失審判取消しの請求を行い、また、その承認を得た件数を計上すること。</p>
後見人選任の請求(5)	<p>法第33条の8により、未成年後見人選任の請求を行い、また、その承認を得たものの数を計上すること。</p>
後見人解任の請求(6)	<p>法第33条の9により、未成年後見人解任の請求を行い、また、その承認を得た件数を計上すること。 ※条文 41頁参照</p>
法第47条第5項の報告(7)	<p>法第47条第5項により、児童の生命や身体の安全を確保するために緊急措置をとった者からの報告を受けた件数を計上すること。</p> <p>(平成24年3月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、保育課長、母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知参照)</p>

表 側

請求件数(23)	<p>前年度に家庭裁判所に請求し、本年度中に承認のあった場合は、「承認件数」欄のみに計上し、本年度中に請求し、承認のなされていない場合は「請求件数」欄のみに計上すること。また、本年度中に却下された場合は「却下件数」、取り下げた場合は「取下げ件数」に計上すること。</p>
承認件数(24)	
却下件数(25)	
取下げ件数(26)	

5 親権関係（市町村）

表 頭

法第47条第5項
の報告 (1)

法第47条第5項により、児童の生命や身体の安全を確保するために緊急措置をとった者からの報告を受けた件数を計上すること。

（平成24年3月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、保育課長、母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知参照）

審査要領

（児童虐待防止法関係における安全確認等の対応状況）

- 1 「保護者指導勧告(7)」 ≥ 「一時保護・施設措置等(8)」
≥ 「親権喪失審判(9)」
≥ 「親権停止審判(10)」
≥ 「管理権喪失審判(11)」

参照条文

◎児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（通告児童等に対する措置）

第25条の7 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条第1項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 次条第 2 号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
- 三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 児童虐待の防止等に関する法律第 8 条の 2 第 1 項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第 29 条若しくは同法第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

(児童相談所長の採るべき措置)

第 26 条 児童相談所長は、第 25 条第 1 項の規定による通告を受けた児童、第 25 条の 7 第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 1 号、前条第 1 号又は少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 6 条の 6 第 1 項若しくは第 18 条第 1 項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 18 項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第 1 項第 2 号及び第 34 条の 7 において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)に応ずること、調査及び指導(医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。)を行うことその他の支援(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)を行うことを要すると認める者(次条の措置を要すると認める者を除く。)は、これを市町村に送致すること。
- 四 第 25 条の 7 第 1 項第 2 号又は前条第 2 号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
- 五 保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県

又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

六 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

七 第 21 条の 6 の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② 前項第 1 号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

(都道府県の採るべき措置)

第 27 条 都道府県は、前条第 1 項第 1 号の規定による報告又は少年法第 18 条第 2 項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第 1 項第 2 号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第 3 号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

(家庭裁判所への送致)

第 27 条の 3 都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第 33 条、第 33 条の 2 及び第 47 条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

(児童自立生活の援助の実施)

第33条の6 都道府県は、その区域内における第六条の三第一項各号に掲げる者(以下この条において「児童自立生活援助対象者」という。)の自立を図るため必要がある場合において、その児童自立生活援助対象者から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者(都道府県を除く。次項において同じ。)に委託して、その児童自立生活援助対象者に対し、内閣府令で定めるところにより、児童自立生活援助を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

(親権喪失審判等の請求)

第33条の7 児童の親権者に係る民法第834条本文、第834条の2第1項、第835条又は第836条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

(未成年後見人選任の請求)

第33条の8 児童相談所長は、親権を行う者のない児童について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

(未成年後見人解任の請求)

第33条の9 児童の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第846条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

(児童福祉施設の長の親権等)

第47条 (略)

②～④ (略)

⑤ 第3項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第21条の6、第24条第5項若しくは第6項若しくは第27条第1項第3号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

◎**児童虐待の防止等に関する法律**(抄)(平成12年法律第82号)

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一・二 (略)

2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号若しくは第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第26条第1項第3号の規定により当該児童のうち第6条第1項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第25条の8第3号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という。)が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に

規定する地域子育て支援拠点事業、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

（出頭要求等）

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

（立入調査等）

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

（再出頭要求等）

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

（臨検、搜索等）

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

（警察署長に対する援助要請等）

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第1号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し

必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第11条 略

2 (略)

3 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

6 児童相談所長は、第4項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。

7 (略)

(面会等の制限等)

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 (略)

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第12条の4 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われ、かつ、

第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、6月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

2～6 （略）

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）により児童相談所が本年度中に一時保護した件数を対応別、相談種別に計上するとともに、適当な者に一時保護を委託及び解除した件数について計上するものである。

記入要領

上表（一時保護施設保護分）は、法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定により一時保護したものについて児童記録票の記載内容に基づいて計上すること。

下表（委託保護分）は、法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定により、児童福祉施設や医療機関等の適当な者に一時保護を委託及び解除したものについて計上すること。

※条文 51頁参照

一般的事項

児童相談所毎に集計し、その児童相談所を設置する都道府県、指定都市、中核市又は特別区において、児童相談所からの報告をまとめ、総括の表を作成すること。こども家庭庁への報告については、都道府県、指定都市又は中核市で行うこと。

（一時保護施設保護分）

表 頭	
前年度末継続保護 (1)	前年度分報告の「年度末継続保護」の件数をそのまま計上すること。
受 付 (2)～(5)	本年度中に一時保護施設に入所した児童について、入所した時の満年齢により計上すること。 補 新たに指定都市・児童相談所設置市に移行し、児童相談所が設置されたことで、年度当初（4/1）に都道府県から児童の移管を受けた場合は、本欄に計上せずに、電子報告表の本欄外に設置されている「(参考) 前年度分報告」欄を使用して確認・調整を図ること。一方、年度途中（年度当初ではない、つまり 10/1 など）に都道府県から児童の移管を受けた場合は、本欄に計上すること。
対 応	本年度中に一時保護された児童に対する法第27条第1項第3号による措置のほか、一時保護に関するすべての対応を含めて計上すること。 ※条文 40頁参照
児童福祉施設 入所 (6)	法第27条第1項第3号に基づいて児童福祉施設に入所したものの数を計上すること。
里 親 委 託(7)	法第27条第1項第3号に基づいて里親に委託したものの数を計上すること。 ※条文 40頁参照
小規模住居型 児童養育事業 (FH) 委託(8)	法第27条第1項第3号に基づいて小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施者に委託したものの数を計上すること。

自立援助ホーム入所(9)

法第33条の6第1項に基づいて児童自立生活援助事業Ⅰ型（自立援助ホーム）に入所したものの数を計上すること。

補 児童自立生活援助事業Ⅱ型、Ⅲ型への入所については、本欄に計上せず、その他(14)に計上すること。

他の児童相談所・機関に移送(10)

他の児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関等に移送、あっせん、紹介したものの数を計上すること。

補 新たに指定都市・児童相談所設置市に移行し、児童相談所が設置されたことで、年度当初（4/1）に都道府県から児童の移管を行った場合は本欄に計上しないこと。一方、年度途中（年度当初ではない、つまり10/1など）に都道府県から児童の移管を行った場合は、本欄に計上すること。

家庭裁判所送致(11)

家庭裁判所に送致したものの数を計上すること。

帰宅(12)(13)

児童が保護者又は保護者以外の親族のもとに帰宅したものの数を計上すること。

その他(14)

(6)～(13)のいずれにも該当しないものの数を計上すること。

補 一時保護施設から児童福祉施設等への一時保護委託に変更した場合は本欄に計上すること。

職権による一時保護(再掲)(16)

(15)のうち保護者の同意を得ないで一時保護を実施した数を再掲すること。

補 最初は職権による一時保護を行ったが、対応の段階で同意を得られた場合も計上すること。また、最初は同意を得て一時保護を行ったが、最終的には同意を翻したため、職権による一時保護になった場合も計上すること。

2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(17)

(15)のうち2か月を超えて一時保護を実施した数を再掲すること。

延日数(18)

本年度中に退所した児童について、一時保護施設に入所した日から対応が決定し退所するまでに要した延日数について相談種別に計上すること。

表 側

養 護

児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。

※条文 41頁参照

児童虐待(01)	(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
その他(02)	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した若しくは停止された親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。 肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、重症心身障害相談、知的障害相談、発達障害相談について計上すること。 ぐ犯行為等相談、触法行為等相談について計上すること。
障害(03)	性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談について計上すること。
非行(04)	保健相談、その他の相談について計上すること。
育成(05)	
保健・その他(06)	本年度中に退所した児童について、一時保護施設に入所した日から対応が決定し退所するまでに要した延日数を処理別に計上すること。
延日数(08)	
(委託保護分)	
表頭	
前年度末継続委託保護(1)	前年度末現在において、委託解除をせず、委託保護を継続した件数を計上すること。
委託(2)~(5)	本年度中に一時保護を委託した児童について、委託した時の満年齢により計上すること。 補 新たに指定都市・児童相談所設置市に移行し、児童相談所が設置されたことで、年度当初(4/1)に都道府県から児童の移管を受けた場合は、本欄に計上せず、電子報告表の本欄外に設置されている「(参考)前年度分報告」欄を使用して確認・調整を図ること。一方、年度途中(年度当初ではない、つまり10/1など)に都道府県から児童の移管を受けた場合は、本欄に計上すること。
委託解除警察等(6)	警察署等に保護を委託した児童のうち、本年度中に委託を解除した児童数を計上すること。
児童福祉施設	児童福祉施設に一時保護を委託した児童のうち、本年度中に委託を解除した児

(7)～(12)	童数を児童福祉施設の種類ごとに計上すること。
里親(13)	里親に一時保護を委託した児童のうち、本年度中に委託を解除した児童数を計上すること。
小規模住居型児童養育事業(FH)(14)	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の実施者に一時保護を委託した児童のうち、本年度中に委託を解除した児童数を計上すること。
自立援助ホーム(15)	自立援助ホームに一時保護委託した児童のうち、本年度中に委託を解除した児童数を計上すること。
医療機関(16)	医療機関に一時保護を委託した児童のうち、本年度中に委託を解除した児童数を計上すること。
その他(17)	(6)～(16)以外の者に一時保護を委託した児童のうち、本年度中に委託を解除した児童数を計上すること。
延日数(19)	本年度中に委託解除した児童について、委託した日から委託を解除するまでに要した延日数について相談種別に計上すること。
対応(21)～(32)	本年度中に一時保護を委託した児童に対する法第27条第1項第3号による措置のほか、一時保護を委託した児童に関するすべての対応を含めて計上すること。 (※(21)～(32)については、それぞれ一時保護施設保護分(6)～(17)を参照)
表側延日数(16)	本年度中に委託保護を解除した児童について、委託した日から委託を解除するまでに要した延日数を委託先ごとに計上する。

審査要領

(一時保護施設保護分)

- 1 「前年度末継続保護(1)」＝前年度分報告の「年度末継続保護(19)」(※令和7年度調査においては、令和6年度福祉行政報告例における報告表第47の「年度末継続保護(16)」)
- 2 「前年度末継続保護(1)」＋「0～5歳(2)」＋「6～11歳(3)」＋「12～14歳(4)」＋「15歳以上(5)」＝「対応の計(15)」＋「年度末継続保護(19)」
- 3 「対応(「児童福祉施設入所(6)」～「2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(17)」)の表側「計(07)」
≦表側「延日数(08)」
- 4 「計(15)」≧「職権による一時保護(再掲)(16)」
- 5 「計(15)」≧「2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(17)」
- 6 「計(15)」≦「延日数(18)」
- 7 「延日数(18)」の「計(07)」＝「計(15)」の「延日数(08)」

(委託保護分)

- 1 「前年度末継続委託保護(1)」＝前年度分報告の「年度末継続委託保護(20)」(※令和7年度調査においては、令和6年度福祉行政報告例における報告表第47の「年度末継続委託保護(17)」)
- 2 「前年度末継続委託保護(1)」＋「0～5歳(2)」＋「6～11歳(3)」＋「12～14歳(4)」＋「15歳以上(5)」
＝「委託解除の計(18)」＋「年度末継続委託保護(20)」
- 3 「委託解除(「警察等(6)」～「計(18)」)」の表側「計(15)」≦表側「延日数(16)」
- 4 「計(18)」≦「延日数(19)」
- 5 「延日数(19)」の「計(15)」＝「計(18)」の「延日数(16)」
- 6 「委託解除の「計(18)」＝「対応の「計(30)」」
- 7 「計(30)」≧「職権による一時保護(再掲)(31)」
- 8 「計(30)」≧「2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(32)」

参照条文

◎児童福祉法(抄)(昭和22年法律第164号)

(児童の一時保護)

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置(第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に、当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③～⑳ (略)

第7 児童福祉施設・在所者
(児童福祉法)

都道府県 名
指定都市 中核市
〔特別区
〔児童相談所
令和 年度分報告

	施設数	定員	入所(年度中)		退所(年度中)	
			措置人	措置員	措置人	措置員
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
乳児院	公立 (01) 私立 (02)					
児童養護施設	公立 (03) 私立 (04)					
児童心理治療施設	公立 (05) 私立 (06)					
児童自立支援施設	公立 (07) 私立 (08)					

	年度末在籍措置人員																			その他 (38)			
	0歳 (7)	1歳 (8)	2歳 (9)	3歳 (10)	4歳 (11)	5歳 (12)	6歳 (13)	7歳 (14)	8歳 (15)	9歳 (16)	10歳 (17)	11歳 (18)	12歳 (19)	13歳 (20)	14歳 (21)	15歳 (22)	16歳 (23)	17歳 (24)	18歳 (25)		19歳 (26)	小計 (27)	
乳児院	公立 (01) 私立 (02)																						
児童養護施設	公立 (03) 私立 (04)																						
児童心理治療施設	公立 (05) 私立 (06)																						
児童自立支援施設	公立 (07) 私立 (08)																						

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）による児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）について年度末現在における施設数、定員及び本年度中における入退所人員及び年度末在籍人員を施設の種別・公私立別に計上するものである。

記入要領

この表は、児童相談所に備え付けられている児童記録票又は児童福祉施設に備え付けられている入所者名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

児童相談所毎に集計し、その児童相談所を設置する都道府県、指定都市、中核市又は特別区において、児童相談所からの報告をまとめ、総括の表を作成すること。こども家庭庁への報告については、都道府県、指定都市又は中核市で行うこと。

- 1 施設の設置又は認可が年度をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。
- 2 施設の設置主体が変更になり公立の施設が私立の施設になったり私立の施設が公立の施設になった場合及び施設の種別が変更になった場合は、変更前の施設については「退所」欄のみ計上し、変更後の施設については「入所」欄に計上すること。
なお、施設の設置主体が変更になっても、変更の前後とも公立の施設、変更の前後とも私立の施設であれば計上しないこと。
- 3 施設が併設されている場合は、施設の種別ごとに該当欄に計上すること。
- 4 乳児院（公立(01)・私立(02)）以外は、一時保護者及び短期入所者を含めないこと。
- 5 措置人員以外の項目について、児童相談所毎に計上することが困難な場合は都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区が総括の表で各児童相談所の計に加算して報告すること。

表 上 表	頭 表
施設数(1)	<p>本年度末現在で児童福祉施設として設置又は認可されている施設(休止中のものを除く。)の数を、施設を管轄する児童相談所で計上すること。</p> <p>補 A 県の法人等が B 県の認可を受けて B 県に施設を設置した場合は、施設を認可している B 県の児童相談所で計上すること。児童相談所毎の把握が困難な場合は、B 県の総括の報告表に計上すること。</p>
定員(2)	<p>施設数(1)に計上した施設の入所定員を、施設を管轄する児童相談所で計上すること。</p> <p>補 1 A 県の法人等が B 県の認可を受けて、B 県に施設を設置した場合の定員は、施設を認可している B 県の児童相談所で計上すること。児童相談所毎の把握が</p>

	<p>困難な場合は、B県の総括の報告表に計上すること。</p> <p>補2 暫定定員を計上しないこと。</p> <p>補3 「施設数(1)」、「定員(2)」が前年度分報告と異なるときは、その理由を注記欄に記載すること。</p>
入 所 措置人員 (3)	<p>本年度中に措置を受けて入所した人員を、措置を行った児童相談所で計上すること。</p> <p>補 措置以外の理由で在所中に入所措置を受けたときは、この欄に計上するとともに「退所」の「その他(6)」にも計上すること。</p>
そ の 他(4)	<p>本年度中に措置以外で入所した人員を、施設を管轄する児童相談所若しくは、施設を設置又は認可した都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区で計上すること。</p> <p>補 在所中に措置が解除され、引き続き在所するときは、この欄に計上するとともに「退所」の「措置人員(5)」にも計上すること。</p>
退 所 措置人員 (5)	<p>本年度中に措置が解除され退所した人員を、措置を行った児童相談所で計上すること。</p> <p>補 本年度4月1日付で措置が解除された者の場合、この欄に計上すること。</p>
そ の 他(6)	<p>措置以外で在籍しているもののうち本年度中に退所した人員を、施設を管轄する児童相談所若しくは、施設を設置又は認可した都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区で計上すること。</p>
下 表	
年 度 末 在 籍 措置人員 (7)～(26)	<p>本年度末現在、入所措置を受けている児童を0歳～19歳の年齢別に計上すること。</p> <p>補 本年度末現在における満年齢に応じて計上すること。</p>
そ の 他 (28)	<p>措置以外の理由により在籍している児童を計上すること。</p>
表 側	
児童養護施設 (03)(04)	<p>地域小規模児童養護施設は、児童養護施設における本体に含めて計上すること。</p> <p>補 「施設数(1)」には本体施設数のみを計上し、「定員(2)」から「その他(28)」には本体施設及び地域小規模児童養護施設の合計人員を計上すること。</p>
児童自立支援施	<p>「施設数(1)」には入所部門のみの施設及び1つの施設で入所部門と通所部門</p>

設	(07) (08)	を有する施設を計上すること。
公	立	経営を他のものに委託していても、設置主体が地方公共団体であるものをいう。
(01) (03) (05) (07)		
私	立	設置主体が地方公共団体以外のものをいう。
(02) (04) (06) (08)		補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用しているも、当該施設の設置について私（法）人が認可を受けているものは「私立」とすること。

審査要領

- 1 「年度末在籍の措置人員の小計(27)」 = 「前年度分報告の年度末在籍の措置人員の小計(27)」
+ 「入所の措置人員(3)」 - 「退所の措置人員(5)」
- 2 「年度末在籍のその他(28)」 = 「前年度分報告の年度末在籍のその他(28)」
+ 「入所のその他(4)」 - 「退所のその他(6)」

第8 助産施設・母子生活支援施設在所有者
(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

			施設数 (1)	定員 (2)	年 度 中				年 度 末 在 籍	
					入 所 (3)	私的契約 入 所 (4)	退 所 (5)	私的契約 退 所 (6)	入 所 (7)	私的契約 入 所 (8)
助産施設	公立	(01) 人 員								
	私立	(02)								
母子生活支援施設	公立	世帯数 (03)								
		人 員 (04)								
	私立	世帯数 (05)								
		人 員 (06)								

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）による助産施設、母子生活支援施設の年度末現在における施設数、定員、本年度中における入退所世帯数・人員及び年度末在籍世帯数・人員を公私立別に計上するものである。

記入要領

この表は、福祉事務所に備え付けられている保護台帳又は施設に備え付けられている入所者名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 1 施設の設置又は認可が年度を遡って行われていても、遡及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。
- 2 施設の設置主体が変更になり、公立の施設が私立の施設になったり、私立の施設が公立の施設になった場合及び施設の種類が変更になった場合は、変更前の施設については「年度中」の「退所」欄のみに計上し、変更後の施設については「年度途中」の「入所」欄に計上すること。

なお、施設の設置主体が変更になっても、変更の前後とも公立の施設又は私立の施設であれば計上しないこと。

表 頭

施 設 数(1)

本年度末現在、設置又は認可されている施設（休止中のものを除く。）の数を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

補 A県の法人等がB県の認可を受けてB県に施設を設置した場合は、施設を認可しているB県で計上すること。

定 員(2)

本年度末現在、設置又は認可されている施設（休止中のものを除く。）の定員（世帯数）を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

補1 A県の法人等がB県の認可を受けてB県に施設を設置した場合の定員は、施設を認可しているB県で計上すること。

補2 暫定定員を計上しないこと。

補3 「施設数(1)」、「定員(2)」が前年度分報告と異なるときは、その理由を注記欄に記載すること。

年 度 中

入 所(3)

本年度中に法に基づく入所申込みを受けて入所した「人員」及び「世帯数」を、計上すること。

補 私的契約で在所中に法に基づく入所申込みを受けて入所したときは、この欄に計上するとともに「年度中」の「私的契約退所(6)」にも計上すること。

私的契約入所
(4)

本年度中に法に基づかない入所契約により入所した「人員」及び「世帯数」を計上すること。

補 在所中に法に基づく入所契約を解除され、引き続き在所するときは、この欄に計上するとともに「年度中」の「退所(5)」にも計上すること。

退 所(5)

本年度中に法に基づく入所契約が解除された「人員」及び「世帯数」を計上すること。

補 本年度4月1日付で法に基づく入所契約が解除された者の場合、「年度中」の「退所(5)」欄に計上すること。

私的契約退所
(6)

法に基づかない入所契約により入所している者のうち本年度中に退所した「人員」及び「世帯数」を計上すること。

表 側

助 産 施 設

入所している妊産婦数を計上し、妊産婦が分娩した新生児数は計上しないこと。

母子生活支援施設

世 帯 数
人 員

「年度中(3)～(6)」の「世帯数」は世帯主(母)が異動した場合に計上し、扶養されている児童だけが異動した場合は、「人員」のみについて計上すること。

公 立
私 立

補1 母子生活支援施設に入所中の世帯において出生児があったときは、出生児の数を「年度中」の「入所」の「人員」に計上すること。

補2 母子生活支援施設に入所中の児童が法定年令に達し、法に基づく入所契約が解除され引き続き母親と同居している場合には、その子のみを「年度中」の「私的契約入所(4)」及び「年度中」の「退所(5)」の各欄の「人員」に計上すること。

経営を他のものに委託していても、設置主体が地方公共団体であるものをいう。

設置主体が地方公共団体以外のものをいう。

補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用していても、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。

審査要領

- 1 「年度末在籍の入所(7)」 = 「前年度分報告の年度末在籍の入所(7)」 + 「年度中の入所(3)」 - 「年度中の退所(5)」
- 2 「年度末在籍の私的契約(8)」 = 「前年度分報告の年度末在籍の私的契約(8)」 + 「年度中の私的契約入所(4)」 - 「年度中の私的契約退所(6)」
- 3 「母子生活支援施設の公立の世帯数(03)」 ≤ 「母子生活支援施設の公立の人員(04)」
- 4 「母子生活支援施設の私立の世帯数(05)」 ≤ 「母子生活支援施設の私立の人員(06)」

参照条文

◎児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（助産の実施）

第22条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（母子保護の実施）

第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用等適切な保護を行わなければならない。

第9 保育所・在所有者（4月1日現在）
（児童福祉法）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

	施設数 (1)	認可定員 (2)	利用定員 (3)	在 籍			
				入所人員 (4)	措置人員 (5)	障害児 受入人員 (再掲) (6)	私的契約 人員 (7)
公 立 (01)							
私 立 (02)							

	入 所 人 員 年 齢 階 層					障害児保育 のための 加配職員数 (6)
	0 歳 (1)	1・2歳 (2)	3 歳 (3)	4歳以上 (4)	計 (5)	
公 立 (03)						
保育短時間 (再掲) (04)						
私 立 (05)						
保育短時間 (再掲) (06)						

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）による保育所の4月1日現在における施設数、定員、在籍人員及び障害児保育のための加配職員数を計上するものである。

記入要領

この表は、市町村に備えつけられている台帳又は施設に備えつけられている児童名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

補 本表には保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）による保育所型認定こども園の数値を計上すること。保育所型認定こども園においては、保育所と同様に支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分について計上すること。

※条文 69頁参照

一般的事項

施設の設置、認可又は確認が年度をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。

上 表
表 頭

施設 数(1)

- 1 4月1日現在で設置又は認可されている施設（休止中のものを除く。）の数を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。
- 2 分園については別計上しないこと。なお、定員は合算して計上すること。

認可定員(2)	<p>4月1日現在で設置又は認可されている施設(休止中のものを除く。)の認可定員を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。なお、支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもを受入に係る部分について計上できない場合は、施設全体の認可定員を計上すること。</p>
利用定員(3)	<p>4月1日現在で確認を受けている施設(休止中のものを除く。)の利用定員を、その施設を確認した市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。</p> <p>補 「施設数(1)」、「認可定員(2)」、「利用定員(3)」が前年度分報告と異なるときはその理由を注記欄に記載すること。</p>
在籍 入所人員(4)	<p>4月1日現在で、支援法に基づく支給認定を受けて入所している児童について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。</p> <p>補1 4月1日現在で支給認定を受けている児童は計上し、支給認定を取り消した児童は計上しないこと。</p> <p>補2 当該都道府県又は当該指定都市若しくは当該中核市以外の設置又は認可している施設に入所している児童についても計上すること。</p>
措置人員(5)	<p>4月1日現在で、法第24条第5項又は第6項に基づき市町村が措置した児童について、措置を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。 ※条文 69頁参照</p>
障害児受入人員(再掲)(6)	<p>「入所人員(4)」及び「措置人員(5)」のうち、市町村が認める障害児(身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。)の受入人員について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で再掲すること。</p>
私的契約人員(7)	<p>4月1日現在で、支援法に基づく支給認定を受けずに入所している児童をその施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。</p> <p>補 4月1日付で支援法に基づく支給認定を取り消され、引き続き在所する児童も含めて計上すること。</p>
表側 公立(01) 私立(02)	<p>経営を他のものに委託していても設置主体が地方公共団体であるものをいう。設置主体が地方公共団体以外であるものをいう。</p> <p>補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用しているも、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。</p>
下表 表頭	

<p>入所人員 年齢階層 (1)~(4)</p>	<p>4月1日現在の支援法に基づく支給認定を受けて入所している児童について、年齢階層別に計上すること。</p> <p>1 前年度から引き続き入所している児童については、年度の初日の前日における満年齢により区分すること。</p>
<p>障害児保育のための加配職員数 (6)</p>	<p>4月1日現在で標準的な職員数を超過して障害児保育のために加配されている職員数を計上すること。</p> <p>補1 常勤職員だけでなく、非常勤職員（常勤換算後）を含めて計上すること。 非常勤職員の常勤換算数は、当該職員の1週間の勤務時間を施設が定めた1週間の勤務時間で除し、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求めた数の合計を原則とする。ただし週により時間にばらつきがある場合は、実態に近くなるよう月単位又は年単位で換算する。なお、非常勤職員の勤務時間は障害児保育に従事する時間に限定するものではない。</p> <p>補2 4月1日時点で障害児が入所していない場合であっても、障害児受入れに備えて標準的な職員数を超過して職員を加配している場合には、加配職員として計上すること。</p> <p>補3 常勤換算の具体例については62頁を参照すること。</p>
<p>表 側</p> <p>公 立(03)</p> <p>私 立(05)</p> <p>保育短時間(再掲) (04)(06)</p>	<p>上表に同じ。</p> <p>上表に同じ。</p> <p>4月1日現在で、支援法に基づく保育短時間認定がされた児童について、年齢階層別に再掲すること。</p>

審査要領

- 1 「在籍の入所人員(4)の公立(01)」 = 「入所人員年齢階層の計(5)の公立(03)」
- 2 「在籍の入所人員(4)の私立(02)」 = 「入所人員年齢階層の計(5)の私立(05)」
- 3 「障害児受入人員(再掲)(6)の公立(01)」 ≤ 「在籍の入所人員(4)の公立(01)」 + 「在籍の措置人員(5)の公立(01)」
- 4 「障害児受入人員(再掲)(6)の私立(02)」 ≤ 「在籍の入所人員(4)の私立(02)」 + 「在籍の措置人員(5)の私立(02)」
- 5 「入所人員年齢階層 公立(03)」 ≥ 「入所人員年齢階層 公立 保育短時間(再掲)(04)」
- 6 「入所人員年齢階層 私立(05)」 ≥ 「入所人員年齢階層 私立 保育短時間(再掲)(06)」
- 7 「施設数(1)の公立(01)」 = 0 のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の公立(03)」 = 0
- 8 「施設数(1)の私立(02)」 = 0 のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の私立(05)」 = 0

※障害児保育のための加配職員数について

障害児保育の実施にあたっては、「障害児保育に係る保育士等の配置について（平成 30 年 3 月 27 日子保発 0327 第 1 号）」により、概ね障害児 2 名に対し、保育士 1 名の配置を標準としつつ、障害のある子どもの状況に応じて適切に職員を配置することとしている。

- 職員とは、保育に従事する保育士、看護師及びみなし保育士（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 95 条及び第 96 条に規定）を指し、保育を行うことを主として配置されていない職員（会計事務等に従事する職員、休業中の職員、保育士資格を持たない保育補助者等）を含めないこと。
- 障害児保育のための加配職員とは、障害児がいるクラスの保育士、延長保育や縦割り活動などにおいて障害児保育に関わる保育士等として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 33 条に基づき算出される標準的な職員数を超えて加配した職員を指す。ただし、国庫補助を受けて配置している職員（例：医療的ケア児保育支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）を受けて配置している保育士や看護師等）は含めないこと。
- 非常勤職員は、当該施設が定めた勤務時間（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る）の全てを勤務している職員又は 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する職員以外の職員をいう。

（例）施設が定めた勤務時間が 1 日 8 時間、週 5 日の場合

- ・上記のとおり勤務している者は、雇用形態や名称に関わらず常勤職員として 1 を計上する。
- ・「1 日 5 時間、週 5 日勤務」「1 日 8 時間、週 3 日勤務」など上記に満たない場合、非常勤職員として常勤換算する。
- ・人手が足りない時のみ勤務する職員の場合（例：月 2 日程度等）は、実態に近くなるように、月平均あるいは年平均により常勤換算した上で計上を行う。

$$1 \text{ 日 } 8 \text{ 時間、月 } 2 \text{ 日 勤務} \rightarrow 16 \text{ 時間} \quad / \quad 184 \text{ 時間} = 0.086\cdots \approx 0.1$$

（1 か月 23 日勤務とした場合）

◎非常勤職員の常勤換算方法

- ・1 週間の勤務時間（超過勤務時間を除く。）を、当該施設が定めた 1 週間の勤務時間で除し、小数第 2 位を四捨五入した数の合計を計上すること。

（例）週 40 時間勤務の施設において、「1 日 5 時間、週 5 日勤務」「1 日 8 時間、週 3 日勤務」

「1 日 5 時間、週 3 日勤務」がそれぞれ 1 名の場合

$$1 \text{ 日 } 5 \text{ 時間、週 } 5 \text{ 日 勤務} \rightarrow 25 \text{ 時間} \quad / \quad 40 \text{ 時間} = 0.625 \approx 0.6$$

$$1 \text{ 日 } 8 \text{ 時間、週 } 3 \text{ 日 勤務} \rightarrow 24 \text{ 時間} \quad / \quad 40 \text{ 時間} = 0.600 \approx 0.6$$

$$1 \text{ 日 } 5 \text{ 時間、週 } 3 \text{ 日 勤務} \rightarrow 15 \text{ 時間} \quad / \quad 40 \text{ 時間} = 0.375 \approx 0.4$$

$$\text{合計} = 1.6$$

第10 幼保連携型認定こども園・在籍者（4月1日現在）

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

	施設数 (1)	認可定員		利用定員 (4)	在籍			
		計 (2)	2・3号 認定 (再掲) (3)		入所人員 (5)	措置人員 (6)	障害児 受入人員 (再掲) (7)	私的契約 人員 (8)
公立 (01)								
私立 (02)								

	入所人員年齢階層					障害児保育 のための 加配職員数 (6)
	0歳 (1)	1・2歳 (2)	3歳 (3)	4歳以上 (4)	計 (5)	
公立 (03)						
保育短時間 (再掲) (04)						
私立 (05)						
保育短時間 (再掲) (06)						

この表は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）による幼保連携型認定こども園の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）の第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分の4月1日現在における施設数、定員、在籍人員及び障害児保育のための加配職員数を計上するものである。ただし「認可定員 計(2)」については、支援法第19条第1号・2号・3号に掲げる部分の合計を計上するものである。 ※条文 69頁参照

記入要領

この表は、市町村に備えつけられている台帳又は施設に備えつけられている児童名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 1 施設の設置、認可又は確認が年度をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。

上 表
表 頭

施設数(1)

1 4月1日現在で設置又は認可されている施設（休止中のものを除く。）の数を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

認可定員

2 分園については別計上しないこと。なお、定員は合算して計上すること。
4月1日現在で設置又は認可された施設（休止中のものを除く。）の認可定員

計 2・3号認定 (再掲) (3)	<p>を、その施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。</p> <p>「計(2)」には<u>施設全体の認可定員</u>を計上し、「2・3号認定(再掲)(3)」には支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分について計上する。なお、(3)に計上できない場合は、<u>その旨を注記欄に記載し、(3)は0とすること。</u></p> <p>補1 「計(2)」には、1号認定も含む1施設全体の認可定員の合計を計上する。</p> <p>補2 「2・3号認定(再掲)(3)」には、認可定員を1号、2号、3号の区分ができない施設が1施設でもあれば、「0」とすること。</p>
利用定員(4)	<p>4月1日現在で確認を受けた施設(休止中のものを除く。)の支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分の利用定員を、その施設を確認した市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。</p> <p>補 「施設数(1)」、認可定員「計(2)」、「2・3号認定(再掲)(3)」、「利用定員(4)」が前年度分報告と異なるときはその理由を注記欄に記載すること。</p>
在籍 入所人員(5)	<p>4月1日現在で、支援法第19条第2号又は第3号についての支給認定を受けて入所している児童について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。</p> <p>補1 4月1日現在で支給認定を受けている児童は計上し、支給認定を取り消した児童は計上しないこと。</p> <p>補2 当該都道府県又は当該指定都市若しくは当該中核市以外の設置又は認可している施設に入所している児童についても計上すること。</p>
措置人員(6)	<p>4月1日現在で、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下同じ。)第24条第5項又は第6項に基づき市町村が措置した児童について、措置を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で計上すること。</p> <p>※条文 69頁参照</p>
障害児受入人員 (再掲) (7)	<p>「入所人員(5)」及び「措置人員(6)」のうち、市町村が認める障害児(身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。)の受入人員について、支給認定を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市若しくは中核市で再掲すること。</p>
私的契約人員 (8)	<p>4月1日現在で、支援法に基づく支給認定を受けずに入所している児童をその施設を設置又は認可した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。</p> <p>補 4月1日付で支援法に基づく支給認定を取り消され、引き続き在所する児童も含めて計上すること。</p>

表 側		
公 立(01)		経営を他のものに委託していても設置主体が地方公共団体であるものをいう。
私 立(02)		設置主体が地方公共団体以外であるものをいう。 補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用していても、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。
下 表		
表 頭		
入所人員年齢階層 (1)~(4)		4月1日現在の支援法第19条第2号又は第3号についての支給認定を受けて入所している児童について、年齢階層別に計上すること。 1 前年度から引き続き入所している児童については、年度の初日の前日における満年齢により区分すること。
障害児保育のための加配職員数 (6)		4月1日現在で標準的な職員数を超過して障害児保育のために加配されている職員数を計上すること。 補1 常勤職員だけでなく、非常勤職員(常勤換算後)を含めて計上すること。 換算方法は第9と同様とし、具体例については62頁を参照すること。 補2 4月1日時点で障害児が入所していない場合であっても、障害児受入れに備えて標準的な職員数を超過して職員を加配している場合には、加配職員として計上すること。 補3 1号認定の障害児のみを担当する職員は含めないこと。保育士の兼任等により、2号・3号認定のみの計上が難しい場合は、合理的な計算により職員数に含めること。
表 側		
公 立(03)		上表に同じ。
私 立(05)		上表に同じ。
保育短時間(再掲) (04)(06)		4月1日現在で、支援法に基づく保育短時間認定がされた児童について、年齢階層別に再掲すること。

審査要領

- 1 「認可定員の2・3号認定(再掲)(3)」 \geq 「利用定員(4)」
- 2 「在籍の入所人員(5)の公立(01)」 $=$ 「入所人員年齢階層の計(5)の公立(03)」
- 3 「在籍の入所人員(5)の私立(02)」 $=$ 「入所人員年齢階層の計(5)の私立(05)」
- 4 「障害児受入人員(再掲)(7)の公立(01)」 \leq 「在籍の入所人員(5)の公立(01)」 $+$ 「在籍の措置人員(6)の公立(01)」
- 5 「障害児受入人員(再掲)(7)の私立(02)」 \leq 「在籍の入所人員(5)の私立(02)」 $+$ 「在籍の措置人員(6)の私立(02)」

員(6)の私立(02)」

- 6 「入所人員年齢階層 公立(03)」 \geq 「入所人員年齢階層 公立 保育短時間(再掲)(04)」
- 7 「入所人員年齢階層 私立(05)」 \geq 「入所人員年齢階層 私立 保育短時間(再掲)(06)」
- 8 「施設数(1)の公立(01)」 $= 0$ のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の公立(03)」 $= 0$
- 9 「施設数(1)の私立(02)」 $= 0$ のとき、「障害児保育のための加配職員数(6)の私立(05)」 $= 0$

第11 保育所及び幼保連携型認定こども園における入退所者の状況

(児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		年 度 中				年 度 末 在 籍	
		入所人員 (1)	私的契約 入所人員 (2)	退所人員 (3)	私的契約 退所人員 (4)	入所人員 (5)	私的契約 人 員 (6)
保 育 所	公 立 (01)						
	私 立 (02)						
幼保連携型認定 こども園	公 立 (03)						
	私 立 (04)						

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）による保育所及び子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。）による幼保連携型認定こども園の支援法の第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分の年度中における入退所人員、年度末在籍人員を計上するものである。 ※条文 69 頁参照

記入要領

この表は、市町村に備えつけられている台帳又は施設に備えつけられている児童名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

補 本表には保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。）による保育所型認定こども園の数値を計上すること。保育所型認定こども園においては、保育所と同様に支援法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの受入れに係る部分について計上すること。 ※条文 69 頁参照

一般的事項

- 1 施設の設置、認可又は確認が年度をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。
- 2 施設の設置主体が変更になり、公立の施設が私立の施設になったり、私立の施設が公立の施設になった場合は、変更前の施設については「年度中退所」欄に計上し、変更後の施設については「年度中入所」欄に計上すること。

なお、施設の設置主体が変更になっても、変更前の前後とも公立の施設、変更の前後とも私立の施設であれば計上しないこと。

- 3 「保育所」が「幼保連携型認定こども園」に変更となった場合は、2に準じて計上すること。この場合は、「保育所」と「幼保連携型認定こども園」の両方に関わることに留意すること。
- 4 進級児童について、事務処理上支援法に基づく支給認定を取消し、引き続き翌年度支援法に基づく支給認定を行うものは年度中入退所として計上しないこと。

表 頭

年 度 中
入 所 人 員(1)

本年度中に支援法第19条第2号又は第3号についての支給認定を受けて入所した児童を計上すること。

補1 私的契約で在所中に支援法に基づく支給認定を受けて入所したときは、この欄に計上するとともに、「私的契約退所人員(4)」にも計上すること。

補2 保育所間において入所児童が異動したときは、当該児童が入所した保育所においては、この欄に計上するとともに当該児童が退所した保育所においては、年度中の「退所人員(3)」にも計上すること。幼保連携型認定こども園においても同様に計上すること。

私的契約入所
人 員 (2)

年度中に支援法に基づく支給認定を受けずに入所した児童を計上すること。

補 在所中に支援法に基づく支給認定を取り消され、引き続き在所するときはこの欄に計上するとともに年度中の「退所人員(3)」にも計上すること。

退 所 人 員(3)

年度中に支援法第19条第2号又は第3号についての支給認定を取り消された児童又は退所した児童を計上すること。

補 4月1日付けで支援法に基づく支給認定を取り消された児童は、年度中の「退所人員(3)」欄に計上すること。

私的契約退所
人 員 (4)

支援法に基づく支給認定を受けずに入所している児童のうち年度中に退所した児童を計上すること。

表 側

公 立(01)(03)

経営を他のものに委託していても設置主体が地方公共団体であるものをいう。

私 立(02)(04)

設置主体が地方公共団体以外であることをいう。

補 国又は地方公共団体が所有している土地建物等を使用しているも、当該施設の設置について私(法)人が認可を受けているものは「私立」とすること。

審査要領

- 1 「年度末在籍の入所人員(5)」＝「前年度報告分の年度末在籍の入所人員(5)」＋「年度中の入所人員(1)」－「年度中の退所人員(3)」
- 2 「年度末在籍の私的契約人員(6)」＝「前年度報告分の年度末在籍の私的契約人員(6)」＋「年度中の私的契約入所人員(2)」－「年度中の私的契約退所人員(4)」

参照条文

◎児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

第24条

- ⑤ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第28条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第30条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。
- ⑥ 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。
- 1 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。
 - 2 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

◎子ども・子育て支援法（抄）（平成24年法律第65号）

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- ① 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- ② 満3歳以上の小学校就学前子どもであつて、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- ③ 満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

第 12 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

（児童福祉法）

都道府県
指定都市 名
中核市
〔特別区 〕
〔児童相談所 〕
令和 年度分報告

		前年度末現在 (1)	新規（年度中） (2)	取消（年度中） (3)	年度末現在 (4)
認定及び登録里親数 (01)					
児童が委託されている里親数 (02)					
（再掲）	養育里親	登録里親数 (03)			
		児童が委託されている里親数 (04)			
	専門里親	登録里親数 (05)			
		児童が委託されている里親数 (06)			
	親族里親	認定里親数 (07)			
		児童が委託されている里親数 (08)			
	養子縁組 里親	登録里親数 (09)			
		児童が委託されている里親数 (10)			

	事業所数 (1)	定員 (2)	入所（年度中）		退所（年度中）		年度末在籍	
			措置人員 (3)	その他 (4)	措置人員 (5)	その他 (6)	措置人員 (7)	その他 (8)
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） (11)								

この表は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）による認定及び登録里親数、児童が委託されている里親数について、本年度中における新規、取消及び年度末現在の状況を計上するものである。また小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について、本年度末現在における事業所数、定員、本年度中における入退所人員及び年度末在籍人員を計上するものである。

記入要領

この表は、養育里親名簿、児童相談所に備え付けられている児童記録票等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

児童相談所毎に集計し、その児童相談所を設置する都道府県、指定都市、中核市又は特別区において、児童相談所からの報告をまとめ、総括の表を作成すること。こども家庭庁への報告については、都道府県、指定都市又は中核市で行うこと。

事業所の設置が年度をさかのぼって行われても、そ及することなく、決裁のあった日の属する年度の報告から計上すること。

上 表
表 頭

前年度末現在(1)
新 規(2)

前年度分報告の「年度末現在(4)」の数をそのまま計上すること。
新規に里親の登録等をした者の数を計上すること。

補 「児童が委託されている里親数(02)」は、本年度中に1人でも児童を委託している場合、年度内に新たに他の児童を委託しても重ねて計上はしないこと。

取 消(3)

本人の申し出の時期ではなく、児童福祉審議会後の知事決定の時点で計上すること。

補 「児童が委託されている里親数(02)」には本年度末に委託児童が1人もいなくなった里親の数を計上すること。

表 側

認定及び登録里親数 (01)

養育里親、専門里親及び養子縁組里親については登録里親数を計上し、親族里親については認定里親数を計上すること。

補1 複数の里親として登録及び認定されている者についても「1」と計上すること。

補2 同一世帯に複数の里親がいる場合は、里親数を「1」と計上すること。

児童が委託されている里親数 (02)

児童が委託されている里親数を計上すること。

補1 他の児童相談所より措置児童を委託されている里親も含めて計上すること。

補2 複数の里親として児童が委託されている者についても「1」と計上すること。

補3 同一世帯に複数の里親がいる場合は、里親数を「1」と計上すること。

再 掲

登録里親数 (03) (05) (09)

全認定及び登録里親数のうち、養育里親、専門里親及び養子縁組里親として登録している者の数を各々再掲すること。

補 複数の里親として登録している世帯については、同種類の里親がいても「1」と計上すること。

認定里親数 (07)

全認定及び登録里親数のうち、親族里親として認定されている者の数を再掲すること。

児童が委託されている里親数 (04) (06) (08) (10)

児童が委託されている里親数について、委託されている里親の種類ごとに再掲すること。

補 複数の種類に登録されている里親に児童が委託されている場合は委託措置をされている里親の種類に計上すること。1人の児童に対して複数の種類の計上をしないこと。複数の児童の里親委託を受けており、それぞれ、違う種類の

下 表
表 頭

事業所数(1)

里親として委託を受けている場合は、それぞれに「1」と計上すること。

※ 措置人員以外の項目について、児童相談所毎に計上することが困難な場合は、都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区が総括の表で各児童相談所の計に加算して報告すること。

本年度末現在で運営している事業所(休止中のものを除く。)の数を、事業所所在地を管轄する児童相談所で計上すること。

補 A県の法人等がB県に事業所を設置した場合は、事業所所在地であるB県の児童相談所で計上すること。児童相談所毎の把握が困難な場合は、B県の総括の報告表に計上すること。

定員(2)

事業所数(1)に計上した事業所の定員を、事業所を管轄する児童相談所で計上すること。

補1 A県の法人等がB県に事業所を設置した場合は、事業所所在地であるB県の児童相談所で計上すること。児童相談所毎の把握が困難な場合は、B県の総括の報告表に計上すること。

補2 「事業所数(1)」、「定員(2)」が前年度分報告と異なるときは、その理由を注記欄に記載すること。

入 所

措置人員(3)

本年度中に措置を受けて入所した人員を、措置を行った児童相談所で計上すること。

補1 措置以外の理由で在所中に入所措置を受けたときは、この欄に計上すると共に「退所」の「その他(6)」にも計上すること。

補2 第13の小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)の「新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)の計(4)」と一致すること。

そ の 他(4)

本年度中に措置以外で入所した人員を、事業所を管轄する児童相談所若しくは事業所を認可した都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区で計上すること。

補 在所中に措置が解除され、引き続き在所するときは、この欄に計上するとともに「退所」の「措置人員(5)」にも計上すること。

退 所

措置人員(5)

本年度中に措置が解除され退所した人員を、措置を行った児童相談所で計上すること。

補1 本年度4月1日付で措置が解除された者の場合、この欄に計上すること。

補2 第13の小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)の「措

そ の 他(6)

置を解除又は変更された児童数（年度中）」の「解除の計（13）」及び「変更の計（17）」の合計数と一致すること。

措置以外で在籍しているもののうち本年度中に退所した人員を、事業所を管轄する児童相談所若しくは、事業所を認可した都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区で計上すること。

審査要領

上 表

- 1 「前年度末現在(1)」＝「前年度分報告の年度末現在(4)」
- 2 「年度末現在(4)」＝「前年度末現在(1)」＋「新規(2)」－「取消(3)」
- 3 「前年度末現在(1)」、「新規(2)」、「取消(3)」及び「年度末現在(4)」について
 - ① 「認定及び登録里親数(01)」≤「養育里親」の「登録里親数(03)」＋「専門里親」の「登録里親数(05)」＋「親族里親」の「認定里親数(07)」＋「養子縁組里親」の「登録里親数(09)」
※ 例えば、一世帯の里親が「養育里親」と「専門里親」の登録をしている場合には、(01)は、(03)、(05)、(07)、(09)の単純な合計にはならないことに留意すること。
 - ② 「児童が委託されている里親数(02)」≤「養育里親」の「児童が委託されている里親数(04)」＋「専門里親」の「児童が委託されている里親数(06)」＋「親族里親」の「児童が委託されている里親数(08)」＋「養子縁組里親」の「児童が委託されている里親数(10)」
※ 例えば、一世帯の里親が「養育里親」と「専門里親」としてそれぞれ児童の委託を受けている場合には、(02)は、(04)、(06)、(08)、(10)の単純な合計にはならないことに留意すること。

下 表

- 4 「年度末在籍の措置人員(7)」＝「前年度分報告の年度末在籍の措置人員(7)」＋「入所（年度中）の措置人員(3)」－「退所（年度中）の措置人員(5)」
- 5 「年度末在籍のその他(8)」＝「前年度分報告の年度末在籍のその他(8)」＋「入所（年度中）のその他(4)」－「退所（年度中）のその他(6)」
- 6 「入所（年度中）の措置人員(3)」＝第13の上表の「新規又は措置変更により委託された児童数（年度中）の計(4)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」
- 7 「退所（年度中）の措置人員(5)」＝第13の上表の「措置を解除又は変更された児童数（年度中）の解除の計(13)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」＋「措置を解除又は変更された児童数（年度中）の変更の計(17)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」
- 8 「年度末在籍の措置人員(7)」＝第13表の上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」

第 13 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童

(児童福祉法)

都道府県 名
指定都市 市
中核市)
(特別区)
(児童相談所)
令和 年度分報告

新規又は 委託された児童	措置変更(年度中)		解除													変更		年度末現在 委託児童数			
	施設 児童 福祉 施設 委託	家庭 から 委託	その他 (3)	措置を解除した児童数													計				
				解	除	又	は	変	更	さ	れ	た	児	童	数	計					
里親に委託された児童(01)	(1)	(2)	(3)	保 護 の 必 要 が な い	普 通 養 子 縁 組	特 別 養 子 縁 組	満 年	死	就 職	そ の 他	計	児 童 福 祉 所	他 の 里 親 に 託	そ の 他	計	(18)					
(里親の 種別)																					
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)に委託された児童																					
里親に委託されている児童(07)	(1)	(2)	(3)																		
(里親の 種別)																					
養育里親に委託されている児童(08)																					
専門里親に委託されている児童(09)																					
親族里親に委託されている児童(10)																					
養子縁組里親に委託されている児童(11)																					
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)に委託されている児童																					
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)

この表は、児童福祉法（昭和22年法律164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）により里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童について、本年度中における新規又は措置変更による委託児童数、措置を解除又は変更された児童数及び年齢別委託児童数を計上するものである。

記入要領

この表は、養育里親名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 措置を行った児童相談所毎に集計し、その児童相談所を設置する都道府県、指定都市、児童相談所を設置する中核市又は特別区において、児童相談所からの報告をまとめ、総括の表を作成すること。こども家庭庁への報告については、都道府県、指定都市又は中核市で行うこと。

補 A県の児童を、B県の登録里親に委託した場合は、委託したA県の児童相談所に計上すること。

- 一時保護委託は計上しないこと。

上 表 表 頭

新規又は措置変更により委託された児童数

児童福祉施設から受託 (1)

家庭から受託 (2)

その他(3)

措置を解除又は変更された児童数

解 除

保護の必要がなくなり帰宅 (5)

普通養子縁組 (6)

一時保護施設から委託された場合には一時保護施設に入所する前の状況によって(1)～(3)のいずれかに計上すること。

児童福祉施設に措置されている児童が措置変更により里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された数を計上すること。

家庭にいた児童が里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された数を計上すること。

他の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に措置されている児童が措置変更により里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された数を含めて計上すること。

里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童が措置解除となり一時保護施設に入所することとなった場合は、措置解除そのものの理由により「保護の必要がなくなり帰宅(5)～その他(12)」のいずれかに計上すること。

家庭環境が改善されて家庭に復帰するため（親族にひきとられる場合を含む。）措置解除された児童の数を計上すること。

民法上の特別養子縁組以外の縁組が成立したため措置解除された児童の数を計上すること。

特別養子縁組 (7)	民法上の特別養子縁組が成立したため措置解除された児童の数を計上すること。
満年(8)	満18歳(措置延長の場合は満20歳)に達したため措置解除された児童の数を計上すること。
逃亡(9)	里親又は小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の元から逃亡し、短期間に発見できないため措置解除された児童の数を計上すること。
死亡(10)	死亡したため措置解除された児童の数を計上すること。
就職(11)	義務教育を修了したのちに就職して自立可能となったため措置解除された児童の数を計上すること。
変更 児童福祉施設に入所(14)	児童福祉施設に入所するため措置変更された児童の数を計上すること。
他の里親に委託(15)	他の里親又は小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託するため措置変更された児童の数を計上すること。
表側 里親の種類別 里親に委託された児童(02)(03)(04)(05)	里親に委託された児童数について、里親の種類別に児童数を計上すること。 補1 複数の種類に登録されている里親に児童が委託されている場合は委託措置をされている里親の欄に児童数を計上すること。 補2 「養育里親に委託された児童(02)」と「専門里親に委託された児童(03)」と「養子縁組里親に委託された児童(04)」を重複させないこと。
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(06)	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童数を計上すること。 補1 「新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)」の「計(4)」は、第12表の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(11)」の「入所(年度中)の措置人員(3)」と一致すること。 補2 「措置を解除又は変更された児童数(年度中)」の「解除計(13)」及び「変更計(17)」の合計数は、第12の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(11)」の「退所(年度中)の措置人員(5)」と一致すること。 補3 「年度末現在委託児童数(18)」は、第12の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(11)」の「年度末在籍の措置人員(7)」と一致すること。
下表表頭 年齢別委託児童数(年度末)(1)~(20)	本年度末現在、里親又は小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童を0~19歳の年齢別に計上すること。 補 上表表頭「年度末現在委託児童数(18)」に計上した児童について、本年度末現在における満年齢に応じて計上すること。

表 側

里親の種類別

里親に委託されている児童
(08) (09) (10)
(11)

里親に委託されている児童について、里親の種類別に児童数を計上すること。

審査要領

- 1 上表の「年度末現在委託児童数(18)」
＝「前年度報告分の年度末現在委託児童数(18)」
＋「新規又は措置変更により委託された児童数の計(4)」
－「解除の計(13)」－「変更の計(17)」
- 2 上表の「里親に委託された児童(01)」
＝「養育里親に委託された児童(02)」
＋「専門里親に委託された児童(03)」
＋「親族里親に委託された児童(04)」
＋「養子縁組里親に委託された児童(05)」
- 3 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「里親に委託された児童(01)」
＝下表の「計(21)」の「里親に委託されている児童(07)」
- 4 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「養育里親に委託された児童(02)」
＝下表の「計(21)」の「養育里親に委託されている児童(08)」
- 5 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「専門里親に委託された児童(03)」
＝下表の「計(21)」の「専門里親に委託されている児童(09)」
- 6 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「親族里親に委託された児童(04)」
＝下表の「計(21)」の「親族里親に委託されている児童(10)」
- 7 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「養子縁組里親に委託された児童(05)」
＝下表の「計(21)」の「養子縁組里親に委託されている児童(11)」
- 8 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「養育里親に委託された児童(02)」
≧第12の「年度末現在(4)」の「(再掲) 養育里親・児童が委託されている里親数(04)」
- 9 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「専門里親に委託された児童(03)」
≧第12の「年度末現在(4)」の「(再掲) 専門里親・児童が委託されている里親数(06)」
- 10 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「親族里親に委託された児童(04)」
≧第12の「年度末現在(4)」の「(再掲) 親族里親・児童が委託されている里親数(08)」
- 11 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「養子縁組里親に委託された児童(05)」
≧第12の「年度末現在(4)」の「(再掲) 養子縁組里親・児童が委託されている里親数(10)」
- 12 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された

児童(06)」

＝下表の「計(21)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童(12)」

13 上表の「新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)の計(4)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」

＝第12の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(11)」の「入所(年度中)の措置人員(3)」

14 上表の「措置を解除又は変更された児童数(年度中)の解除の計(13)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」+「変更の計(17)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」

＝第12の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(11)」の「退所(年度中)の措置人員(5)」

15 上表の「年度末現在委託児童数(18)」の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)」

＝第12の「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(11)」の「年度末在籍の措置人員(7)」

第14 未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付
(児童福祉法・母子保健法)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

	給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	費用額				診療実日数 (7)	支払決定実人員 (8)
			公費負担額		社会保険・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額 (千円) (5)	(再掲)自己負担額 (千円) (6)		
			委託報酬による支払決定額 (千円) (3)	その他による支払決定額 (千円) (4)				
養育医療(01)								
療育の給付(02)								

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児法」という。）による療育の給付及び母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「母法」という。）による養育医療の給付について、本年度中の給付申請件数、給付決定件数、費用額、診療実日数及び支払決定実人員を各項目別に計上するものである。

記入要領

この表は、養育医療給付台帳等の記載内容に基づいて、都道府県、指定都市及び中核市で計上すること。ただし、養育医療の給付における都道府県の報告分については、指定都市及び中核市を除く市区町村の分を含めて計上すること。

金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめたのち、千円単位で計上すること。

なお、千円未満に端数がある場合は四捨五入して計上すること。

ただし、四捨五入の結果、金額欄が0千円となってしまう場合は1千円として計上すること。

補 都道府県、指定都市及び中核市が、各所からの報告をとりまとめてこども家庭庁に送付している場合は、各所からの報告は円単位で報告されているか確認すること。

一般的事項

1 診療報酬請求額を知事決定した後、当該決定の内容に過誤があることを発見し、その年度中に再決定しなかった場合は、その額をそのまま計上すること。

ただし、翌年度以降再び知事決定した場合は、当該年度の給付決定件数には計上せず、再決定が当初決定の金額に比べて増額であればその差額を加え、減額であればその差額を減じて費用額に計上し、支払決定実人員にも再決定された人数を計上すること。

2 同一年度に再決定した場合は、再決定した内容により計上すること。

表 頭

給付申請件数(1)

本年度中に市区町村が申請を受け付けた件数を計上すること。

補 新規の給付申請件数を計上し、継続のものは計上しないこと。

給付決定件数(2)

本年度中に市区町村で給付決定した件数を計上すること。

補1 新規の給付決定件数を計上し、継続のものは計上しないこと。

補2 「給付申請件数(1)」より「給付決定件数(2)」が大きいときは、その理由を注記欄に記載すること。

補3 給付の決定と実際の支払年度が異なる場合であっても、給付が決定した日の属する年度に計上すること。

費用額

診療報酬明細書等に記載された決定内容に基づいて計上すること。

補 都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が診療報酬請求額を決定した日の属する年度に計上すること。

公費負担額

児法第50条第5号及び母法第21条、第21条の2の規定により、都道府県及び市区町村の支弁すべき公費負担額を計上すること。

※条文 81頁参照

なお、本人又は扶養義務者が負担すべき額があるときは、その額を本欄に含めて計上するとともに「(再掲) 自己負担額(6)」に再掲すること。

委託報酬による支払決定額 (3)

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の審査を経て指定医療機関から請求のあった診療報酬について支払いを決定した金額を計上すること。

その他による支払決定額 (4)

- 1 養育医療の場合、移送費、治療材料費等を支給したものについて支払決定した分を計上すること。
- 2 療育の給付の場合、治療材料、学習用品、日用品等を支給したものについて支払決定した分を計上すること。

なお、この欄に金額の計上がなく、「支払決定実人員(8)」に計上されている場合は、その理由を注記欄に記載すること。

社会保険・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額 (5)

社会保険各法による負担額又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を計上すること。

(再掲) 自己負担額(6)

公費負担額中に含まれる本人又は扶養義務者が負担すべき額を再掲として計上すること。

診療実日数(7)

養育医療給付台帳の診療実日数に基づき、本年度中に養育医療の給付を受けた

支払決定実人員
(8)

児童の診療実日数を計上する。

本年度中に支払いを決定した実人員を計上すること。

補 同一児童に対する同一給付について、2回以上支払いを決定した場合でも「1」と計上すること。

※ 療育の給付の場合は、上記各表頭項目に記載されている市区町村を都道府県、指定都市及び中核市と読み替える。

審査要領

- 1 「費用額(3)、(4)、(5)、(6)」のいずれかに金額が計上されているときは、「支払決定実人員(8)」にも数が計上されていること。
- 2 「(再掲)自己負担額(6)」の「養育医療(01)」 \leq 「委託報酬による支払決定額(3)」+「その他による支払決定額(4)」
- 3 「(再掲)自己負担額(6)」の「療育の給付(02)」 \leq 「委託報酬による支払決定額(3)」+「その他による支払決定額(4)」
- 4 「養育医療(01)」の「支払決定実人員(8)」 \leq 「診療実日数(7)」
- 5 「療育の給付(02)」の「支払決定実人員(8)」に計上数があるときは「その他による支払決定額(4)」にも金額が計上されていること。

参照条文

◎児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

（療育の給付）

第20条 都道府県は、結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。

（都道府県の支弁）

第50条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 5 第20条の措置に要する費用

◎母子保健法（抄）（昭和40年法律第141号）

（養育医療）

第20条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

（費用の支弁）

第21条 市町村が行う第12条第1項の規定による健康診査に要する費用及び第20条の規定による措置に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

（都道府県の負担）

第21条の2 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第20条の規定による措置に要する費用については、その4分の1を負担するものとする。

第 15 児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況
(児童扶養手当法)

前月現在 未給付件数 (1)	認定前異動 受付件数 (2)	受給資格認定 受給者 (3)	未給付件数 (4)	異動理由 受給者 (5)	未給付件数 (6)	異動理由 受給者 (7)	未給付件数 (8)	異動理由 受給者 (9)
01		03	04		05		06	
02								

児童扶養手当受給資格者 (1)	児童扶養手当受給資格者 (2)		児童扶養手当受給資格者 (3)		児童扶養手当受給資格者 (4)		児童扶養手当受給資格者 (5)		児童扶養手当受給資格者 (6)		児童扶養手当受給資格者 (7)		児童扶養手当受給資格者 (8)		児童扶養手当受給資格者 (9)		児童扶養手当受給資格者 (10)			
	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動		
001			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	
002																				
003																				
004																				
005																				
006																				

児童扶養手当受給資格者 (1)	児童扶養手当受給資格者 (2)		児童扶養手当受給資格者 (3)		児童扶養手当受給資格者 (4)		児童扶養手当受給資格者 (5)		児童扶養手当受給資格者 (6)		児童扶養手当受給資格者 (7)		児童扶養手当受給資格者 (8)		児童扶養手当受給資格者 (9)		児童扶養手当受給資格者 (10)			
	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動		
001			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	
002																				
003																				
004																				
005																				
006																				

児童扶養手当受給資格者 (1)	児童扶養手当受給資格者 (2)
001	02
002	
003	
004	
005	
006	

児童扶養手当の受給の対象となっている児童のうち18歳の年度末を超える児童数(月末現在) (3)

児童扶養手当受給資格者 (1)	児童扶養手当受給資格者 (2)		児童扶養手当受給資格者 (3)		児童扶養手当受給資格者 (4)		児童扶養手当受給資格者 (5)		児童扶養手当受給資格者 (6)		児童扶養手当受給資格者 (7)		児童扶養手当受給資格者 (8)		児童扶養手当受給資格者 (9)		児童扶養手当受給資格者 (10)			
	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動	認定	異動		
001			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	
002																				
003																				
004																				
005																				
006																				

この表は、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）に基づいて、本月中に都道府県・市等が行った認定請求書受付件数、受給資格認定件数、却下件数及び現況届受付件数を計上するものであり、また、児童扶養手当受給資格者の本月中の異動状況及び本月末現在における受給者数を、世帯類型別・対象児童との続柄別・手当の支給類型別・受給対象児童数別・公的年金の受給別に計上し、本月中における手当の支給類型の変更及び本月末現在における児童扶養手当の受給の対象となっている児童のうち、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を超える児童数を計上するとともに、法第 13 条の 3 による 5 年等満了月（児童扶養手当法施行規則及び母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生省令 91 号）による改正前の児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号。以下「施行規則」という。）第 3 条の 3 第 1 項に規定する「5 年等満了月」をいう。以下同じ。）を迎えた児童扶養手当受給資格者（養育者を除く）の本月中の異動状況及び本月末現在における受給資格者数を計上するものである。

記入要領

この表は、児童扶養手当関係書類提出受付処理簿及び児童扶養手当受給資格者台帳等の記載内容に基づいて計上すること。

また、本表は該当月ごとに作成した上で、半期ごとに 6 か月分（上半期は 4 月から 9 月分、下半期は 10 月から 3 月分）をまとめて報告すること。

一般的事項

1 現況届等の内容により過去月に遡って支給停止または支給停止解除等であることが判明した場合は、その処理を行った月に計上すること。

上 表 表 頭

前月末現在未処理件数 (1)

前月分報告の「月末現在未処理件数(6)」の件数をそのまま計上すること。

認定請求書受付件数 (月中) (2)

児童扶養手当法施行規則第 1 条により受け付けた児童扶養手当認定請求書の件数を計上すること。

※条文 100頁参照

受給資格認定件数 (月中)

受 給 者(3)

本月中に法第 6 条による認定を受けた者（法第 9 条から第 11 条まで又は第 13 条の 2 の規定に該当し、全部支給停止になった者を除く。）の数を計上すること。

※条文 95、96頁参照

支給停止者(4)

本月中に法第 6 条による認定を受けた者のうち、法第 9 条から第 11 条まで又

却下件数 (月中) (5)	<p>は第 13 条の 2 の規定に該当し、全部支給停止になった者の数を計上すること。</p> <p>施行規則第 17 条により児童扶養手当認定請求を却下した件数を計上すること。</p> <p>※条文 103頁参照</p>
現況届受付件数 (月中) 受 給 者(7)	<p>補 新規認定前に本人から受給辞退の申出があった場合（取り下げ）も、含めて計上すること。</p> <p>施行規則第 4 条により受給者が提出した児童扶養手当現況届の受付件数を計上すること。（一部支給停止者もこちらに計上すること。）</p> <p>※条文 101頁参照</p>
支給停止者(8)	<p>施行規則第 12 条の 3 において準用する第 4 条により手当の全部支給停止者が提出した児童扶養手当現況届の受付件数を計上すること。</p> <p>※条文 102頁参照</p>
表 側	
都道府県・市等支給対象者 (01)	<p>昭和 60 年 8 月 1 日以降に認定請求をし、認定を受けた者をいう。（手当に都道府県・市等の費用負担が入る者）</p>
国支給対象者 (02)	<p>昭和 60 年 7 月 31 日において認定を受けている者及び同日において認定の請求をしている者であって、その後認定を受けた者をいう。（手当が全額国庫負担となる者）</p>
中 表 表 頭	
前月末現在数(1) 月 中 の 異 動	<p>前月分報告の「月末現在数(17)」に計上した件数をそのまま計上すること。</p>
新 規 認 定(2)	<p>児童扶養手当認定請求書に基づき本月中に認定した件数を計上すること。</p>
全部支給停止 が解除された (3)(4)	<p>法第 6 条の認定を受けた者のうち、第 9 条から第 11 条まで又は第 13 条の 2 の規定に該当したことにより、全部支給停止となっていたが、その後全部支給停止が解除された者の件数を該当する区分により計上すること。</p> <p>※条文 95、96頁参照</p>
他の支給機関 が管轄する区 域から転入(5) 受給資格喪失	<p>受給者が他の支給機関から転入してきたことにより、児童扶養手当移管通知書又は受給資格者の台帳の写しを受理した件数を計上すること。</p> <p>受給資格の喪失事由が 2 欄以上に該当するときは、番号の小さいものを優先して 1 欄のみに計上すること。</p>
受給者が死 亡した (6)	<p>施行規則第 12 条の規定による受給者の死亡の届出があったことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。</p> <p>※条文 102頁参照</p>

対象児童が死亡した(7)	対象児童が死亡したことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。
対象児童が18歳の年度末に達した(8)	対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日をむかえることにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。 補 当該年度3月31日で受給資格を喪失する者について、翌月の4月末日までに資格喪失の処理が行われた件数は、当該年度3月分に計上すること。 なお、前年度末で受給資格を喪失した者であって、その資格喪失の処理が5月以降に行われた場合は、その処理月に計上すること。
父又は母が婚姻(事実上の婚姻関係を含む)した(9)	父又は母が婚姻(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係にあると認められる者を含む。)したことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。
児童が遺棄の状態ではなくなった(10)	児童が父又は母から監護されるようになったことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。
父又は母の拘禁が終了した(11)	児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第1条の2第3号に該当する児童の父又は第2条第3号に該当する児童の母が拘禁されなくなったことにより、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。 ※条文 98頁参照
その他(12)	(6)~(11)のいずれにも該当しない事由により、受給資格を喪失した者の件数を計上すること。 補 20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある児童が20歳に達したことにより、受給資格を喪失した者はこの区分に計上すること。
全部支給停止になった(14)(15)	法第9条から第11条まで又は第13条の2の規定に該当したことにより、手当の全部の支給が停止された者の件数を計上すること。 ※条文 95、96頁参照
他の支給機関が管轄する区域へ転出(16)	受給者が他の支給機関へ転出したことにより、児童扶養手当移管通知書又は受給資格者の台帳の写しを発送した者の件数を計上すること。
表 側 受給者数	法第6条の認定を受けた者のうち、全部支給停止者を除いた者の数を計上すること。 ※条文 95頁参照
都道府県・市等支給対象者(03)	昭和60年8月1日以降に認定請求をし、認定を受けた者をいう。(手当に都道府県・市等の費用負担が入る者)
国支給対象者(04)	昭和60年7月31日において認定を受けている者及び同日において認定の請求をしている者であって、その後認定を受けた者をいう。(手当が全額国庫負担)

全部支給停止者数	<p>となる者)</p> <p>法第6条の認定を受けた者のうち第9条から第11条まで又は第13条の2の規定に該当したことにより、手当の全部の支給が停止されている者の数を計上すること。 ※条文 95、96頁参照</p> <p>補1 全部支給停止者数欄において、本人所得と扶養義務者等所得の間に変更があった場合には、一旦支給停止を解除したこととして(3)又は(4)欄の各々該当する箇所に計上し、新たに支給停止されたとして、(14)又は(15)欄の各々該当する箇所についても計上すること。</p> <p>補2 全部支給停止者数欄において、「本人所得(05)」及び「扶養義務者等所得(06)」の双方に当てはまる場合については、「本人所得(05)」の欄にのみ計上すること。</p>
本人所得(05)	<p>法第9条又は第9条の2に該当する手当の全部支給停止者数を計上すること。 ※条文 95頁参照</p>
扶養義務者等所得(06)	<p>法第10条、第11条又は第13条の2に該当する全部支給停止者数を計上すること。 ※条文 95、96頁参照</p>
下 表 頭	
月末現在受給者数内訳	
世帯類型別	
母子世帯	
生別母子世帯	
離婚(1)	<p>法第4条第1項第1号イ(父母が婚姻を解消した児童)に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。 ※条文 94頁参照</p>
その他(2)	<p>法第4条第1項第1号ニ(父の生死が明らかでない児童)又は施行令第1条の2第3号(父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童)に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。 ※条文 94、97頁参照</p>
死別母子世帯(3)	<p>法第4条第1項第1号ロ(父が死亡した児童)に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。 ※条文 94頁参照</p>
未婚の母子世帯(4)	<p>施行令第1条の2第4号(母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)によらないで懐胎した児童)に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。 ※条文 98頁参照</p>
障害者世帯(5)	<p>法第4条第1項第1号ハ(父が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にあ</p>

	る児童) に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。 ※条文 94頁参照
遺棄世帯(6)	施行令第1条の2第1号(父が引き続き1年以上遺棄している児童) に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。 ※条文 98頁参照
DV保護命令世帯(7)	施行令第1条の2第2号(父が裁判所からの保護命令を受けた児童) に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。 ※条文 98頁参照
父子世帯 生別父子世帯 離婚(8)	法第4条第1項第2号イ(父母が婚姻を解消した児童) に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。 ※条文 94頁参照
その他(9)	法第4条第1項第2号ニ(母の生死が明らかでない児童) 又は施行令第2条第3号(母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童) に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。 ※条文 94、98頁参照
死別父子世帯(10)	法第4条第1項第2号ロ(母が死亡した児童) に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。 ※条文 94頁参照
未婚の父子世帯(11)	施行令第2条第4号(母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) によらないで懐胎した児童) に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。 ※条文 98頁参照
障害者世帯(12)	法第4条第1項第2号ハ(母が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童) に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。 ※条文 94頁参照
遺棄世帯(13)	施行令第2条第1号(母が引き続き1年以上遺棄している児童) に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。 ※条文 98頁参照
DV保護命令世帯(14)	施行令第2条第2号(母が裁判所からの保護命令を受けた児童) に該当する児童を父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯の数を計上すること。 ※条文 98頁参照
その他の世帯(15)	法第4条第1項第1号又は第2号いずれかに2人以上の児童がそれぞれ異なる児童) に該当する児童を母が監護する世帯の数を計上すること。

		って該当する場合において、その2人以上の児童を母が監護する世帯又は父が監護し、かつ生計を同じくしている世帯並びに法第4条第1項第3号のいずれかに該当する児童を父又は母以外の者が養育している世帯の数を計上すること。
		※条文 94頁参照
対象児童との続柄別		
母 (16)		受給者が対象児童の母である世帯の数を計上すること。
養育費受領者数(再掲) (17)		(16)のうち施行令第4条に定める養育に必要な費用の受領者数を再掲すること。
		※条文 98、99頁参照
父 (18)		受給者が対象児童の父である世帯の数を計上すること。
養育費受領者数(再掲) (19)		(18)のうち施行令第4条に定める養育に必要な費用の受領者数を再掲すること。
		※条文 98、99頁参照
養育者(20)		受給者が対象児童の父又は母以外の者(養育者)である世帯の数を計上すること。
手当の支給類型別		
全部支給(21)		法第9条から第11条まで又は第13条の2の規定に該当せず、手当の全部が支給されている世帯の数を計上すること。
養育費受領者数(再掲)(22)		(21)のうち施行令第4条に定める養育に必要な費用の受領者数を再掲すること。
		※条文 98、99頁参照
一部支給(23)		法第9条又は第13条の2の規定により手当の一部が支給停止(一部支給)されている世帯の数を計上すること。
養育費受領者数(再掲)(24)		(23)のうち施行令第4条に定める養育に必要な費用の受領者数を再掲すること。
		※条文 98、99頁参照
公的年金の受給別		
受給有り(31)		法第13条の2の規定に基づき、児童又は受給資格者が公的年金給付、遺族補償等を受けることができるため、手当の支給制限の対象となって手当の一部が支給停止されている世帯の数を計上すること。
法13条の2第1項適用(32)		児童が法第13条の2第1項のいずれかに該当するため、手当の支給制限の対象となっている世帯の数を計上すること。
法13条の2第2項適用(33)		受給資格者が法第13条の2第2項のいずれかに該当するため、手当の支給制限の対象となっている世帯の数を計上すること。
法13条の2第3項適用(34)		受給資格者が法第13条の2第3項に該当するため、手当の支給制限の対象となっている世帯の数を計上すること。
その他(35)		法第13条の2第1項～第3項の複数の規定に該当するため、手当の支給制限

受給なし(36)

の対象となっている世帯の数を計上すること。

法第13条の2の規定に該当せず、手当の全部又は一部が支給されている世帯の数を計上すること。

※条文 95、96頁参照

最下表

手当の支給類型
の変更(月中)

一部支給から
全部支給(1)

手当の一部が支給停止されているもので、法第9条又は第13条の2の規定に該当せず本月中にその全部が支給されるようになったものの数を計上すること。

全部支給から
一部支給(2)

手当の全部が支給されているもので、法第9条又は第13条の2の規定により本月中にその一部が支給停止(一部支給)されるようになったものの数を計上すること。

児童扶養手当の
受給の対象とな
っている児童の
うち18歳の年度
末を超える児童
数(月末現在)(3)

受給対象児童のうち、18歳に達する日以降の最初の3月31日を超える満20歳未満の児童で、施行令別表第1に定める程度の障害の状態にある児童数を計上すること。

補 施行令別表第1に定める程度の障害の状態にある者で、前年度末(3月31日)までに満18歳に達している満20歳未満の者を計上すること。

例 令和7年度報告においては、平成19年4月1日以前に生まれた満20歳未満の障害のある児童数が計上される。

※条文 97頁参照

5年等満了月を迎
えた児童扶養手当
受給資格者(養育者
を除く)

前月末現在受給
資格者数(1)

前月末までに5年等満了月を迎えた受給資格者数(現況届未提出等により支払いが一時差し止めされている者を含む。ただし、全部支給停止者を除く。)を計上すること。

一部支給停止
者数(再掲)
(2)

(1)のうち法第13条の3による一部支給停止者数を再掲すること。

※条文 96頁参照

月中の異動

5年等満了月
を迎えた受給
資格者数(3)

月中に5年等満了月を迎えた受給資格者数(現況届未提出等により支払いが一時差し止めされている者を含む。ただし、全部支給停止者を除く。)を計上すること。

一部支給停止
者数(4)

月中に法第13条の3による一部支給停止となった受給資格者数((6)を除く。)を計上すること。

転入	
受給資格者数 (5)	月中に転入してきた5年等満了月を迎えている受給資格者数 ((3)を除く。) を計上すること。
一部支給停止者数(再掲)(6)	(5)のうち法第13条の3による一部支給停止者数を再掲すること。
転出	
受給資格者数 (7)	月中に転出した5年等満了月を迎えている受給資格者数を計上すること。
一部支給停止者数(再掲)(8)	(7)のうち法第13条の3による一部支給停止者数を再掲すること。
一部支給停止から一部支給停止適用除外 (9)	月中に法第13条の3による一部支給停止から一部支給停止適用除外になった受給資格者数を計上すること。(14を除く。)
一部支給停止適用除外から一部支給停止 (10)	月中に一部支給停止適用除外から法第13条の3による一部支給停止になった受給資格者数を計上すること。
	※条文 96頁参照
受給資格喪失者数 (11)	5年等満了月を迎えている受給資格者のうち、月中に受給資格喪失になった受給資格者数を計上すること。
一部支給停止者数(再掲)(12)	(11)のうち、法第13条の3による一部支給停止者数を再掲すること。
その他 (13)	5年等満了月を迎えている受給資格者のうち、月中に <u>法第13条の3の規定の対象外</u> となった受給資格者数などを計上すること。(子供が生まれた、所得制限により全部支給停止となった等) (11を除く。)
	補 5年等満了月を迎えている受給資格者のうち、全部支給停止者であった者が全部支給停止でなくなった場合は、(3)に計上すること。
一部支給停止者数(再掲)(14)	(13)のうち、法第13条の3による一部支給停止者数を再掲すること。
月末現在受給資格者数 (15)	月末までに5年等満了月を迎えた受給資格者数(現況届未提出等により支払いが一時差し止めされている者を含む。ただし、全部支給停止者を除く。)を計上すること。
一部支給適用除外者数 (16)	(15)のうち法第13条の3により、一部支給停止の適用を除外している者の数を計上すること。
適用除外事由別内訳	(16)の内訳を下記の主な事由別に計上すること。
就業中 (17)	(16)のうち施行規則第3条の4第1項第1号イに掲げる事由に該当する者の数を計上すること。

求職活動中等 (18)	(16)のうち施行規則第3条の4第1項第1号ロ及びハに掲げる事由に該当する者の数を計上すること。
障 害 (19)	(16)のうち施行規則第3条の4第1項第2号に掲げる事由に該当する者の数を計上すること。
負傷疾病 (20)	(16)のうち施行規則第24条の5第3項第1号に掲げる事由に該当する者の数を計上すること。
介 護 (21)	(16)のうち施行規則第24条の5第3項第2号に掲げる事由に該当する者の数を計上すること。
一部支給停止者数 (22)	(15)のうち法第13条の3による一部支給停止者数を計上すること。
そ の 他(23)	現況届未提出等により、法第13条の3の対象であるが、(16) (22) のどちらに該当しているか不明な者を計上すること。 補 月中に5年等満了月を迎えた受給資格者については、適用除外事由発生月が満了月の翌月以降であることから、満了月はその他 (23) に計上し、翌月以降に改めて (4) (16) (23) のいずれかに計上すること。

審査要領

上 表

- 1 「前月末現在未処理件数(1)」＝「前月分報告の月末現在未処理件数(6)」
- 2 「月末現在未処理件数(6)」＝「前月末現在未処理件数(1)」＋「認定請求書受付件数(2)」－「受給者(3)」－「支給停止者(4)」－「却下件数(5)」
- 3 「受給者(3)」＝中表の「新規認定(2)」の表側「受給者数の都道府県・市等支給対象者(03)」
- 4 「支給停止者(4)」＝中表の「新規認定(2)」の表側「全部支給停止者数(「本人所得(05)」＋「扶養義務者等所得(06)」)」

中 表

- 5 「前月末現在数(1)」＝「前月分報告の月末現在数(17)」
- 6 「月末現在数(17)」の表側「受給者数」の「都道府県・市等支給対象者(03)」、「国支給対象者(04)」＝「前月末現在数(1)」＋「新規認定(2)」＋「全部支給停止から全部支給(3)」＋「全部支給停止から一部支給(4)」＋「他の支給機関が管轄する区域から転入(5)」－「計(13)」－「全部支給から全部支給停止(14)」－「一部支給から全部支給停止(15)」－「他の支給機関が管轄する区域へ転出(16)」
- 7 「月末現在数(17)」の表側「全部支給停止者数」の「本人所得(05)」、「扶養義務者等所得(06)」＝「前月末現在数(1)」＋「新規認定(2)」－「全部支給停止から全部支給(3)」－「全部支給停止から一部支給(4)」＋「他の支給機関が管轄する区域から転入(5)」－「計(13)」＋「全部支給から全部支給停止(14)」＋「一部支給から全部支給停止(15)」－「他の支給機関が管轄する区域へ転出(16)」

- 8 「全部支給停止から全部支給(3)、「全部支給停止から一部支給(4)」の「受給者数(「都道府県・市等支給対象者(03)」+「国支給対象者(04)」)」=「全部支給停止者数(「本人所得(05)」+「扶養義務者等所得(06)」)」
- 9 「全部支給から全部支給停止(14)、「一部支給から全部支給停止(15)」の「受給者数(「都道府県・市等支給対象者(03)」+「国支給対象者(04)」)」=「全部支給停止者数(「本人所得(05)」+「扶養義務者等所得(06)」)」

下 表

- 10 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「世帯類型別(1)~(15)」の合計=中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」
- 11 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「対象児童との続柄別(16)+(18)+(20)」の合計=中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」
- 12 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「手当の支給類型別(21)+(23)」の合計=中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」
- 13 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「受給対象児童数別(25)~(30)」の合計=中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」
- 14 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「公的年金の受給別 受給有り(31)」=「公的年金の受給別 受給有り 法第13条の2第1項適用(32)~その他(35)」の合計
- 15 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「公的年金の受給別(31)と(36)」の合計=中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」
- 16 表側「都道府県・市等支給対象者(07)」の「対象児童との続柄別(17)+(19)」=「手当の支給類型別(22)+(24)」
- 17 表側「国支給対象者(08)」の「世帯類型別(1)~(15)」の合計=中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」
- 18 表側「国支給対象者(08)」の「対象児童との続柄別(16)+(20)」の合計=中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」
- 19 表側「国支給対象者(08)」の「手当の支給類型別(21)+(23)」の合計=中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」
- 20 表側「国支給対象者(08)」の「受給対象児童数別(25)~(30)」の合計=中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」
- 21 表側「国支給対象者(08)」の「公的年金の受給別 受給有り(31)」=「公的年金の受給別 受給有り 法第13条の2第1項適用(32)~その他(35)」の合計
- 22 表側「国支給対象者(08)」の「公的年金の受給別(31)と(36)」の合計=中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」
- 23 表側「国支給対象者(08)」の「対象児童との続柄別(17)」=「手当の支給類型別(22)+(24)」

最下表

- 24 表側「都道府県・市等支給対象者(09)」の手当の支給類型の変更（「一部支給から全部支給(1)」+「全部支給から一部支給(2)」） \leq 中表の「月末現在数(17)」の受給者数「都道府県・市等支給対象者(03)」
- 25 表側「国支給対象者(10)」の手当の支給類型の変更（「一部支給から全部支給(1)」+「全部支給から一部支給(2)」） \leq 中表の「月末現在数(17)」の受給者数「国支給対象者(04)」
- 26 「児童扶養手当の受給の対象となっている児童のうち18歳の年度末を超える児童数(3)」 \leq 中表の「月末現在数(17)」の「受給者数（「都道府県・市等支給対象者(03)」+「国支給対象者(04)」）」

5年等満了月を迎えた児童扶養手当受給資格者（養育者を除く）

- 27 「前月末現在受給資格者数(1)」=「前月分報告の月末現在受給資格者数(15)」
- 28 「一部支給停止者数（再掲）(2)」=「前月分報告の一部支給停止者数(22)」
- 29 「月末現在受給資格者数(15)」の表側「受給資格者数」の「都道府県・市等支給対象者(11)」、「国支給対象者(12)」=「前月末現在受給資格者数(1)」+「5年等満了月を迎えた受給資格者数(3)」+「受給資格者数(5)」-「受給資格者数(7)」-「受給資格喪失者数(11)」-「その他（法第13条の3の規定の対象外となった）(13)」
- 30 「一部支給停止者数(22)」の表側「受給資格者数」の「都道府県・市等支給対象者(11)」、「国支給対象者(12)」=「一部支給停止者数（再掲）(2)」+「一部支給停止者数(4)」+「一部支給停止者数（再掲）(6)」-「一部支給停止者数（再掲）(8)」-「一部支給停止から一部支給停止適用除外(9)」+「一部支給停止適用除外から一部支給停止(10)」-「一部支給停止者数（再掲）(12)」-「一部支給停止者数（再掲）(14)」
- 31 「月末現在受給資格者数(15)」の表側「受給資格者数」の「都道府県・市等支給対象者(11)」、「国支給対象者(12)」=「一部支給停止適用除外者数(16)」+「一部支給停止者数(22)」+「その他(23)」
- 32 「一部支給停止適用除外者数(16)」の表側「受給資格者数」の「都道府県・市等支給対象者(11)」、「国支給対象者(12)」=適用除外事由別内訳「就業中(17)」+「求職活動中等(18)」+「障害(19)」+「負傷疾病(20)」+「介護(21)」

参照条文

◎児童扶養手当法（抄）（昭和36年法律第238号）

（用語の定義）

第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

（支給要件）

第4条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

- 1 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母
 - イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ 父が死亡した児童
 - ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
 - ニ 父の生死が明らかでない児童
 - ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの
 - 2 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父
 - イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ 母が死亡した児童
 - ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童
 - ニ 母の生死が明らかでない児童
 - ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの
 - 3 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者
- ② 略
- ③ 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

(認定)

第6条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

② 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給の制限)

第9条 手当は、受給資格者（第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

② 受給資格者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。

第9条の2 手当は、受給資格者（前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。

第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。

第11条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。

第13条の2 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給

しない。

- 1 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
 - 2 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。
 - 3 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。
 - 4 父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。
- ② 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。
- 1 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付（次項において「障害基礎年金等」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
 - 2 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。
- ③ 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。
- ④ 第1項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たっては、監護等児童が2人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が1人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。

第13条の3 受給資格者（養育者を除く。以下この条において同じ。）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき（第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき）は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることができない。

- ② 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、内閣府令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。

◎児童扶養手当法施行令（抄）（昭和36年政令第405号）

（法第3条第1項及び第4条第1項第1号ハの政令で定める程度の障害の状態）

第1条 児童扶養手当法（以下「法」という。）第3条第1項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第1に定めるとおりとする。

別表第1（第1条、第8条関係）

1 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの

ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

3 平衡機能に著しい障害を有するもの

4 そしゃくの機能を欠くもの

5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

9 一上肢の全ての指を欠くもの

10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

11 両下肢の全ての指を欠くもの

12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

13 一下肢を足関節以上で欠くもの

14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

（法第4条第1項第1号ホの政令で定める児童）

第1条の2 法第4条第1項第1号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当

する児童とする。

- 1 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）が引き続き1年以上遺棄している児童
- 2 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- 3 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 4 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで懐胎した児童
- 5 前号に該当するかどうか不明でない児童

（法第4条第1項第2号ホの政令で定める児童）

第2条 法第4条第1項第2号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- 1 母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 2 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- 3 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 4 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 5 前号に該当するかどうか不明でない児童

（手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法）

第4条 法第9条第1項及び第9条の2から第11条までに規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法 附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金

額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額(以下この項において「総所得金額等合計額」という。)から8万円を控除した額とする。ただし、法第9条第1項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した額とし、同項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した額とする。

(法第13条の3第1項の規定により支給しない手当の額)

第7条 受給資格者(法第13条の3第1項に規定する受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対する手当について、同項の規定により支給しない手当の額は、月を単位として、支給開始月(法第7条第1項に規定する支給開始月をいう。)の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過した日(法第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日)の属する月の翌月以降に法第13条の3の規定の適用がないものとして法の規定により支給すべき手当の額に2分の1を乗じて得た額(その額が同条第1項ただし書に規定する当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該相当する額)とし、これらの額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(法第13条の3第2項の政令で定める事由)

第8条 法第13条の3第2項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 1 受給資格者が就業していること又は求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしていること。
- 2 受給資格者が別表第1に定める障害の状態にあること。
- 3 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として内閣府令で定める事由があること。

◎児童扶養手当法施行規則（抄）（昭和36年厚生省令第51号）

（認定の請求）

第1条 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第6条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第1号）

に、次の各号に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。

（一部支給停止の適用除外に関する届出）

第3条の4 受給資格者（養育者を除く。以下この条、第24条の5第3項、第24条の6及び第26条第2項において同じ。）は、法第13条の3第1項に規定する期間が満了する月の翌月以降において、令第8条各号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合であつて、法第13条の3第2項の規定の適用を受けようとするときは、当該適用を受けようとする月（以下「適用除外事由発生月」という。）の属する年の8月1日（適用除外事由発生月が8月から10月までのいずれかの月である場合にあつてはそれぞれその3月前の月の初日とし、適用除外事由発生月が1月から7月までのいずれかの月である場合にあつては当該年の前年の8月1日とする。）から適用除外事由発生月の末日（適用除外事由発生月が8月である場合にあつては、当該年の9月30日。第1号において同じ。）までに、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（様式第5号の4）を、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他当該事由が生じていること又は生ずる見込みであることを明らかにできる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

1 令第8条第1号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合 次のイからハマまでに掲げる場合に依り、それぞれ当該イからハマまでに掲げる書類（適用除外事由発生月の属する年の6月1日（適用除外事由発生月が8月である場合にあつては当該年の5月1日とし、適用除外事由発生月が1月から7月までのいずれかの月である場合にあつては当該年の前年の6月1日とする。）から適用除外事由発生月の末日までのいずれかの時において、イに掲げる場合にあつては就業していること、ロに掲げる場合にあつては求職活動をしていること、ハに掲げる場合にあつては第24条の5第2項第1号に掲げる活動をしていることをそれぞれ明らかにできる書類に限る。）

イ 就業している場合 雇用されていることを証明することができる書類の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを証する書類その他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類

ロ 求職活動をしている場合 次に掲げるいずれかの書類

(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第30条第1項第3号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第24条の5第1項において同じ。）若しくは父子家庭就業支援事業（同法第31条の9第1項第3号に規定する父子家庭就業支援事業をいう。第24条の5第1項において同じ。）を実施する機関、特定地方公共団体（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体をいう。第24条の5第1項において同じ。）又は職業紹介事業者（同法第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいう。第24条の5第1項において同じ。）において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

(2) 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行つていることを明らかにできる書類

ハ 第24条の5第2項第1号に掲げる活動をしている場合 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図つていることを明らかにできる書類

2 令第8条第2号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

(現況の届出)

第4条 受給者は、児童扶養手当現況届（様式第6号）に第1条第7号（へを除く。）及び第8号（ニを除く。）並びに次の各号に掲げる書類等を添えて、毎年（前条の規定による届出をした者にあつては、当該届出をした年を除く。）8月1日から同月31日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、対象児童の父又は母が第3号の2イに該当する場合であつて、既に同号イに掲げる書類を提出しているときは、当該書類については、この限りでない。

1 受給者及び対象児童の属する世帯の全員の住民票の写し

1の2 受給者が父である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類

2 受給者が母である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

3 受給者が養育者であるときは、対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類

3の2 受給者が法第9条に規定する養育者であるときは、次に掲げる書類

イ 対象児童の父又は母が死亡しているときは、当該児童の父又は母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本

ロ 対象児童の父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類

ハ 対象児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類

ニ 対象児童の父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本

- 4 受給者が法第4条第1項第1号ニに規定する児童を監護し若しくは養育しているとき（前号に該当する場合を除く。第6号及び第7号において同じ。）又は同項第2号ニに規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているとき（前号に該当する場合を除く。第6号及び第7号において同じ。）は、当該児童の父又は母の生死が明らかでないことを明らかにすることができる書類
- 5 受給者が令第1条の2第1号に規定する児童を監護し若しくは養育しているとき又は令第2条第1号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているときは、当該児童が父又は母から引き続き1年以上遺棄されていることを明らかにすることができる書類
- 6 受給者が令第1条の2第3号に規定する児童を監護し若しくは養育しているとき又は令第2条第3号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているときは、当該児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されていることを明らかにすることができる書類
- 7 受給者が令第1条の2第5号に規定する児童を監護し若しくは養育しているとき又は令第2条第5号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本

(死亡の届出)

第12条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、14日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

- 1 氏 名
- 2 死亡した年月日
- 3 児童扶養手当証書の番号

(準用)

第12条の3 第3条から第6条まで（第3条の2第1項、第3条の3第1項、第3条の4、第5条第2号及び第6条第1項第3号を除く。）、第11条から前条まで（第12条第3号を除く）及び第14条の規定は、受給資格の認定を受けた者であって法第9条から第11条まで又は第13条の2の規定により手当の全部の支給を受けていないもの（以下「全部支給停止者」という。）について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「第9条第1項」とあるのは「第9条第1項、第10条、第11条又は第13条の2」と、「一部」とあるのは「全部」と、第3条の2第3項中「第9条第1項」とあるのは「第9条から第11条まで又は第13条の2」と、第4条の2中「手当の支給が行われている児童」とあるのは「法第9条から第11条まで又は第13条の2の規定により手当の全部の支給が行われていない児童」、第6条第2項第1号中「前項第1号及び第3号」とあるのは「前項第1号」と、第12条の2中「、第9条及び前条の届書又は申請書」とあるのは「及び前条の届書」と、

第14条中「、申請書若しくは診断書又は児童扶養手当証書」とあるのは「又は診断書」と、「提出又は返納する場合」とあるのは「提出する場合」と読み替えるものとする。

(認定請求の却下通知)

第17条 手当の支給機関は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、児童扶養手当認定請求却下通知書（様式第12号）を請求者に交付しなければならない。

第24条の5

③ 令第8条第3号に規定する内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 1 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。
- 2 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業することが困難であること。

II 母体保護票

報告上の注意事項

1 各報告表は、定められた期限までにこども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付EBPM推進室に提出してください。

その際、報告表は、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムによる電子報告表を用い、「こどもの福祉と保健に関する状況報告 電子報告表・オンライン調査利用ガイド（母体保護票）」（別途配布予定）に従って報告してください。

2 一表内の全項目にわたり計上数がないときは、「該当なし」と記入してください。

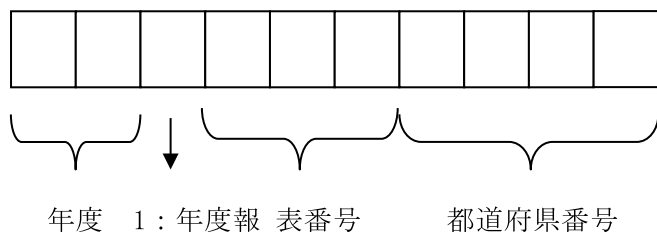
3 計上数について、前年度分と比較して著しい増減がある場合は、その理由を記入してください。

4 前年度比較及び複数人による審査を行い、審査上エラーとなる場合は正しい数字を記入してください。確認事項となるが数値が正しい場合はその理由を記入してください。

5 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「政令市」という。）及び特別区のある都道府県にあっては、政令市（指定都市及び中核市分の報告表があるものを除く。）及び特別区分を含めて計上してください。

6 こども家庭庁に提出した報告に訂正の必要が生じたときは、電子調査票に正しい数値を入力し報告してください。

7 こども家庭庁に提出する前に必ず各報告表左上に自動表示される番号を確認して下さい。



送 付 票
(母 体 保 護 票)

第 _____ 号
_____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

都 道 府 県 知 事
市 (指定都市) 長
市 (中核市) 長

こどもの福祉と保健に関する状況報告（母体保護票）の提出について

令和7年度の標記報告表を別紙の通り提出する。

提出期限 令和8年6月末

報 告 表		提 出	備 考
第16	不妊手術		
第17	人工妊娠中絶		

第16 不妊手術

都道府県名 _____

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 _____ 年度分

		18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
男	第1号該当 (01)										
	第2号該当 (02)										
	計 (03)										
女	第1号該当 (04)										
	第2号該当 (05)										
	計 (06)										
合計 (07)											

この表は、母体保護法（昭和23年法律156号。以下「法」という。）の規定により、不妊手術を受けた者を年齢階級・性及び該当条文別に把握するものである。

記入要領

この表には、法第2条第1項に規定する不妊手術の件数を母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）第27条の規定による報告書の不妊手術実施報告票（以下「報告票」という。）に基づいて、年齢階級・性及び該当条文別に計上すること。

表 頭

年 齢 階 級
(1)～(8)
不 詳 (9)

報告票の「手術を受けた者の年齢」欄に記載されている年齢により計上すること。
年齢が不明のものを計上すること。

表 側

性 別

報告票の「手術を受けた者の性別」欄に記載されている性により計上すること。

第1号該当
(01)
(04)

法第3条第1項第1号に該当するものとして行われた手術件数を計上すること。

第2号該当
(02)
(05)

法第3条第1項第2号に該当するものとして行われた手術件数を計上すること。

この表は、母体保護法（昭和23年法律156号。以下「法」という。）の規定により、人工妊娠中絶を受けた者を年齢階級・妊娠週数及び該当条文別に把握するものである。

記入要領

この表には、法第2条第2項に規定する人工妊娠中絶の件数及び人工妊娠中絶薬の投与件数を母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）第27条の規定による報告書の人工妊娠中絶実施報告票（以下「報告票」という。）に基づいて、年齢階級・妊娠週数及び該当条文別に計上すること。

表 頭

年 齢 階 級
(1) (3) (5) (7) (9)
(11) (13) (15) (17)
(19) (21) (23) (25)
(27) (29)

報告票の「人工妊娠中絶を受けた者の年齢」欄に記載されている年齢により計上すること。

不 詳
(31)

年齢が不明のものを計上すること。

各 年 齢 階 級 及 び
不 詳 の 再 掲
投 薬 件 数
(2) (4) (6) (8) (10)
(12) (14) (16) (18)
(20) (22) (24) (26)
(28) (30) (32)

報告票の「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄で「有」を選択しているものの件数を計上すること。

表 側

妊 娠 週 数

報告票の「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄に記載されている週数の区分により計上すること。不明のものは「週数不詳」に計上すること。

第 1 号 該 当
(01) (04) (07) (10)
(13) (16)

法第14条第1項第1号に該当するものとして行われた人工妊娠中絶件数を計上すること。

第 2 号 該 当
(02) (05) (08) (11)
(14) (17)

法第14条第1項第2号に該当するものとして行われた人工妊娠中絶件数を計上すること。

参照条文

◎母体保護法（抄）（昭和23年7月13日 法律156号）

（定義）

第2条 この法律で不妊手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で厚生労働省令をもって定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

（不妊手術）

第3条 医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。

一 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの

二 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの

2 前項各号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による不妊手術を行うことができる。

（医師の認定による人工妊娠中絶）

第14条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

2 （略）

（届出）

第25条 医師又は指定医師は、第3条第1項又は第14条第1項の規定によつて不妊手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月10日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

附 則

（指定医師を指定する医師会の特例）

第40条 第14条第1項に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第283条に規定するもののほか、公益社団法人及び特例社団法人（同法第42条第1項に規定する特例社団法人をいう。以下この項において同じ。）以外の一般社団法人であつて、母体保護法の一部を改正する法律（平成23年法律第75号）の施行の際特例社団法人であつたもの（次項において「特定法人」という。）を含むものとする。

2 （略）

◎母体保護法施行規則（抄）（昭和27年8月4日 厚生省令第32号）

（法第25条の届出）

第27条 法第25条に規定する法第3条第1項に関する届出は、別記様式第12号による報告書により、法第14条第1項に関する届出は、別記様式第13号による報告書によらなければならない。

Ⅲ 母子保健票

報告上の注意事項

※ 各報告表は、定められた期限までにこども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付EBPM推進室に提出してください。

その際、報告表は、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムによる電子報告表を用い、「こどもの福祉と保健に関する状況報告 電子報告表・オンライン調査利用ガイド（母子保健票）」（別途配布予定）に従って報告してください。

1 都道府県、指定都市及び中核市

(1) 都道府県、指定都市及び中核市の保健統計主管課においては、オンライン調査システムに送信（提出）されたオンライン報告表を受付し、業務担当係とともに、次により内容審査を行ってください。

ア 業務担当係においては、保健所に指示した事業計画などが確実に実施され、その結果がオンライン報告表に完全に数字となって計上されているかを審査するとともに、記載内容が事実に反したり、審査要領の条件に反したりしていないかを審査すること。

イ 統計係においては、各オンライン報告表の計上数が、審査要領のとおりであり、矛盾がないか重ねて審査を行うこと。

ウ 審査の結果、オンライン報告表に不備が見つかった場合は、該当の保健所にオンライン報告表の修正・再送信（再提出）を求めること。

(2) 受付・内容審査が完了したら、送付票を提出期限までにこども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付EBPM推進室に提出すること。なお、オンライン報告表はオンライン調査システム上に送信（提出）されているため、こども家庭庁への提出は不要です。（ただし、都道府県、指定都市及び中核市の保管分については、必要に応じてオンライン調査システムから報告表をダウンロードする。）

都道府県における受付に係る処理については、指定都市及び中核市を除く保健所を設置する市及び特別区から送信（提出）されてくるオンライン報告表についても併せて行ってください。

2 都道府県の設置する保健所

(1) 保健所においては、その年度中と年度末現在の当該保健所の状況については、保健所表用のオンライン報告表を用いて作成し、オンライン調査システムで送信（提出）するとともに、管内市町村ごとの状況についても、市町村表用のオンライン報告表を用い、各市町村（市町村においては保管分を残す。）ごとにオンライン調査システム上での報告を求めてください。

支所を設置する保健所にあつては、本所において支所の分をとりまとめて作成してください。

- (2) 各オンライン報告表の受付・内容審査が完了したら、送付票を別途都道府県の保健統計主管課あて送付してください。なお、オンライン報告表はオンライン調査システム上に送信（提出）されているため、都道府県への提出は不要です。（ただし、保健所の保管分については、必要に応じてオンライン調査システムから報告表をダウンロードする。）

3 保健所を設置する市（以下「政令市」という。）及び東京都特別区（以下「特別区」という。）

- (1) 政令市及び特別区においては、その年度中及び年度末現在の管内の状況について、自らが設置する保健所の分も含めて政令市（特別区）表用のオンライン報告表を用いてオンライン調査システム上に送信（提出）してください。保健所分が再掲となっているオンライン報告表については、政令市及び特別区の計上欄はそれら保健所分も含めて計上したものとしてください。
- (2) 指定都市と中核市を除く政令市及び特別区にあつては、各オンライン報告表の送信（提出）後、送付票を別途都道府県の保健統計主管課あて送付してください。なお、オンライン報告表はオンライン調査システム上に送信（提出）されているため、都道府県への提出は不要です。
- (3) 指定都市と中核市にあつては、各オンライン報告表の送信（提出）後、送付票を別途こども家庭庁あて送付してください。なお、オンライン報告表はオンライン調査システム上に送信（提出）されているため、こども家庭庁への提出は不要です。

4 送付票

送付票は、都道府県、政令市・特別区、保健所及び政令市以外の市町村とも共通です。

送付票（母子保健票）は政府共通NW/LGWAN掲示板共通システムの利用者からのお知らせ（<https://gsbbs.gex.hq.admix.go.jp/>）からダウンロードし、オンライン報告表を送信（提出）した後（都道府県にあつては受付・内容審査した後）、提出先、差出人、文書番号、決裁日、提出ファイル数等必要事項を記入のうえ、別途、各提出先に提出してください。オンライン報告表の提出状況には、報告表ごとの提出ファイル数を、未提出がある場合には、その未提出ファイル数及び未提出の保健所符号・市区町村符号を記入してください。

5 訂正の措置

オンライン報告表を送信（提出）後、計上数に訂正の必要が生じたときは、速やかに訂正報告をしてください。

オンライン調査システム上では、こども家庭庁が設定した提出期限内であれば、何度でも再送信（再提出）が可能であるため、訂正報告もオンライン報告表を用いてオンライン調査システム上で行ってください。

送付票提出後から最終提出期限（7月31日）内に訂正報告を行う場合は、各都道府県・指定都市・中核市からこども家庭庁へ訂正した旨の連絡をしてください。

なお、訂正報告は、提出期限後1か月以内に完了するようにしてください。

6 一般的注意

- (1) オンライン報告表は、こども家庭庁から配付されるログインID・初期パスワードを用いて、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにログインしてダウンロードしてください。

都道府県が設置する保健所は種別1（保健所表）、政令市・特別区は種別3（政令市（特別区）表）、政令市・特別区以外の市町村は種別2（市町村表）を用いてください。

- (2) オンライン報告表の各欄には、数字以外のものは記入しないでください。

- (3) 計上数がない場合等は、次により記入してください。

ア 一表の全項目にわたり計上数がないときは、「空欄」のままとし、備考欄で「当該シートは該当なし」を選択すること。

イ 一部の項目に計上数がないときは、各欄のコンボボックスで「0」を選択するか、各欄に「0」を直接記入すること。

ウ 計数はあるが、正確な数値が把握できず不詳である場合は、各欄のコンボボックスで「9999999」を選択すること。その場合、集計結果も不詳として表章されるため、可能な限り不詳がないよう正確な数値の把握に努めること。

エ 計数なし＝「0」か不詳＝「9999999」は明確に区別して記入すること。

- (4) 記入を完了したオンライン報告表は、表ごとに、次により記入事項の審査を行ってください。

ア 資料との間に誤りはないか、つき合わせなどにより確かめること。

イ 記入欄のずれがないか確認すること。

ウ 「計」があるときは、必ず確認すること。

- (5) 計上数について、前年度分と比較して著しく増減がある場合、又は一見して不審を抱くおそれのある場合については、誤りでないかどうかを確認し、備考欄で増減の理由を選択してください。

- (6) オンライン報告表は毎年度改正を行っているため、旧様式を使用しないでください。

- (7) こども家庭庁提出分と保管分との間に相違が生じないようにするため、最終提出分のオンライン報告表を保管してください。

- (8) オンライン報告表は報告内容に不備があるとオンライン調査システムに送信（提出）できないため、オンライン報告表を作成する際には「こどもの福祉と保健に関する状況報告電子報告表・オンライン調査利用ガイド（母子保健票）」（別途配布予定）を必ず参照してください。

7 オンライン報告表記入に当たっての共通事項

- (1) 保健所表及び市区町村表には単独事業及び補助金事業を問わず、それぞれの当該機関が実施主体として企画、実施したもの（他機関への委託及び他機関からの援助を受けたものを

含む。)について計上してください(他機関からの受託及び他機関への援助は含まない。)

個々のケースについて市町村が保健所に依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は市区町村表には計上せず、保健所表に計上してください。

- (2) 「(再掲)医療機関等へ委託」欄の計上については委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けたものは、計上しないでください。

したがって、たとえば、保健所が管内市町村に委託されて行ったものは保健所表には計上せず、市区町村表の「実施数」及び「(再掲)医療機関等へ委託」欄に計上されることとなります。また、保健所が委託されたのではなくて援助した場合は保健所表には計上されませんが、市区町村表については「実施数」のみに計上され、「(再掲)医療機関等へ委託」欄には計上されません。

- (3) 複数の市区町村で共同して実施した場合は、管轄住民ごとにそれぞれの市区町村で計上してください。ただし、保健所と市区町村で共同で実施した場合は、法的役割で判断し、いずれかに計上してください。
- (4) 報告表間あるいは項目間でどちらに計上すべきか迷う場合は、何を目的として実施したかの視点で振り分けてください。
- (5) 保健所業務及び市町村業務の実習生に対する活動は計上しないでください。

送 付 票
(母子保健票)

第 号
令 和 年 月 日

殿

令和7年度こどもの福祉と保健に関する状況報告（母子保健票）の報告表を下記のとおり提出いたします。

【報告表の提出状況】

	保健所	市町村	政令市（特別区）
提出ファイル数			
未提出ファイル数			
未提出の保健所符号 ・市区町村符号			
備考			

種別 1 都道府県が設置する保健所

第20 母子保健（保健指導）

令和 年度分

個別(01)	妊 婦			産 婦			乳 児			幼 児			そ の 他			電話相談 延 人 員 16
	実 人 員 (1)	(再掲) 健 診 の 事 後 指 導 (2)	延 人 員 (3)	実 人 員 (4)	(再掲) 健 診 の 事 後 指 導 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	(再掲) 健 診 の 事 後 指 導 (8)	延 人 員 (9)	実 人 員 (10)	(再掲) 健 診 の 事 後 指 導 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	(再掲) 健 診 の 事 後 指 導 (14)	延 人 員 (15)	

この表は保健所が実施主体となって行った妊産婦及び乳幼児等を対象とした保健指導（健康診査時に行う一般的な保健指導を除く。）の実施状況を把握するものである。

記入要領

この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児等についての保健指導（市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助を除く。以下同じ。）の被指導人員を計上すること。

なお、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に保健指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合も計上すること。

★ この表には、次の事項について計上すること。

- 1 保健所が医師、保健師、助産師等（臨時雇い上げ等の者を含む。以下同じ。）により保健指導を実施した場合
- 2 健康診査時に行う保健指導のうち、「要指導」、「要経過観察」等の診断を受けた者を対象に場所を改めて指導を行った場合

★ この表には、次の事項については計上しないこと。

- 1 健康診査時の一般的な保健指導
- 2 訪問による保健指導

この場合は本報告の「第21 母子保健（訪問指導）」に計上すること。

- 3 歯科のみあるいは栄養のみの保健指導

（※厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「3 歯科保健」又は「4 (1)健康増進（栄養・運動等指導）」の対象）

表 頭	
妊 婦	妊娠中の女子について行った場合に計上すること。
実 人 員 (1) (4) (7) (10) (13)	保健指導を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。 例えば、妊婦として保健指導を受けた者が本年度中に出産し産婦としての指導も受けた場合は、「妊婦」の「実人員(1)」及び「産婦」の「実人員(4)」それぞれに「1」と計上する。
(再掲) 健診の事後指導 (2) (5) (8) (11) (14)	健康診査時に「要指導」、「要経過観察」等の診断を受けた者に対して保健指導を行った場合に計上すること。
延 人 員 (3) (6) (9) (12) (15)	保健指導を受けた者の延人員を計上すること。
産 婦	分娩後1年以内の女子について行った場合に計上すること。

乳	児	満1歳未満の者について行った場合に計上すること。
幼	児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者について行った場合に計上すること。
そ	の	妊産婦及び乳幼児以外の者について行った場合に計上すること。
電	話	電話による相談・指導を行った場合に、その延人員を計上すること。
相	談	
延	人	
員	(16)	
表	側	
個	別	個別に行った場合に計上すること。
	(01)	

審査要領

- 1 「妊婦」、「産婦」、「乳児」、「幼児」及び「その他」の「実人員(1)(4)(7)(10)(13)」は、区分別ごとに「延人員(3)(6)(9)(12)(15)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。
- 2 「妊婦」、「産婦」、「乳児」、「幼児」及び「その他」の「実人員(1)(4)(7)(10)(13)」は、区分別ごとに「健診の事後指導(2)(5)(8)(11)(14)」の計上数より大となるか、又は等しくなること。

質疑応答

問1 「電話相談延人員」にはメールや手紙も含めて計上してよいか。

答 メールや手紙で相談の受付・回答を行っている場合は計上してよい。

問2 「妊婦」～「その他」の電話による健診の事後指導は、それぞれの区分の「(再掲)健診の事後指導」と「電話相談延人員」に重複計上するのか。

答 「電話相談延人員」のみに計上する。

第21 母子保健（訪問指導）

令和 年度分

	妊 婦		産 婦		新 生 児 (未熟児を除く。)		未 熟 児		乳 児 (新生児・未熟児を除く。)		幼 児		そ の 他	
	実 人 員 (1)	延 人 員 (2)	実 人 員 (3)	延 人 員 (4)	実 人 員 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	延 人 員 (8)	実 人 員 (9)	延 人 員 (10)	実 人 員 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	延 人 員 (14)
実 施 数 (01)														
(再掲) (02) 医療機関等へ委託														

この表は、保健所が実施主体となって行った妊産婦及び乳幼児（未熟児を含む。）等を対象とした訪問指導の実施状況を把握するものである。

記入要領

この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児等の訪問指導（市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助を除く。以下同じ。）の被指導人員を計上すること。

なお、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に訪問指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合も計上すること。

★ この表には、次の事項について計上すること。

- 1 保健所が医師、保健師、助産師等（臨時雇い上げ等の者を含む。以下同じ。）により訪問指導を実施した場合
- 2 保健所が、医療機関等に委託して訪問指導を実施した場合

★ この表には、次の事項については計上しないこと。

歯科のみあるいは栄養のみの訪問指導

（※厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「3 歯科保健」又は「4 (1)健康増進（栄養・運動等指導）」の対象）

表 頭

妊 婦	妊娠中の女子について行った場合に計上すること。
実 人 員 (1) (3) (5) (7) (9) (11) (13)	本年度中に訪問指導を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。 例えば、妊婦として訪問指導を受けた者が本年度中に出産し産婦としての指導も受けた場合は、「妊婦」の「実人員(1)」及び「産婦」の「実人員(3)」それぞれに「1」と計上すること。
延 人 員 (2) (4) (6) (8) (10) (12) (14)	本年度中に訪問指導を受けた者の延人員を計上すること。
産 婦	分娩後1年以内の女子について行った場合に計上すること。
新生児(未熟児を除く。)	出生後28日に満たない乳児について行った場合に計上すること。
未 熟 児	身体の発育が未熟のまま出生した乳児について行った場合に計上すること。
乳 児 (新生児・未熟児を除く。)	満1歳未満の者について行った場合に計上すること。
幼 児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者について行った場合に計上すること。
そ の 他	妊産婦及び乳幼児以外の者について行った場合に計上すること。
表 側	
実 施 数(01)	保健所が実施主体として行った訪問指導の被指導人員を計上すること。
(再掲) 医療機関等へ委託 (02)	「実施数(01)」のうち、医療機関等へ委託した分を計上すること。

審査要領

- 1 「妊婦」、「産婦」、「新生児」、「未熟児」、「乳児」、「幼児」及び「その他」の「実人員(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)」は区分ごとに、「延人員(2)(4)(6)(8)(10)(12)(14)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。
- 2 「実施数(01)」は区分ごとに、「(再掲)医療機関等へ委託(02)」の計上数より大となるか又は等しくなること。

種別2 政令市（特別区）以外の市町村

第18 母子保健（妊娠の届出）

令和 年度分

	妊 娠 週 (月) 数					
	満 11 週 以 内 (第 3 月 以 内) (1)	満 12 週 ～ 19 週 (第 4 月 ～ 第 5 月) (2)	満 20 週 ～ 27 週 (第 6 月 ～ 第 7 月) (3)	満 28 週 ～ 分 娩 まで (第 8 月 ～ 分 娩 まで) (4)	分 娩 後 (5)	不 詳 (6)
妊 娠 の 届 出 を し た 者 の 数 (01)						

この表は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）の規定による妊娠の届出の状況を把握するものである。

記入要領

この表には、法第15条に規定する妊娠の届出に基づいて、妊娠の届出をした者の数を計上すること。

表 頭

妊娠週（月）数

満 11 週 以 内
(第 3 月 以 内) (1)

妊娠満11週以内（第3月以内）に妊娠の届出をした場合に計上すること。

満 12 週 ～ 19 週
(第 4 月 ～ 第 5 月)
(2)

妊娠満12～19週（第4月～第5月）に妊娠の届出をした場合に計上すること。

満 20 週 ～ 27 週
(第 6 月 ～ 第 7 月)
(3)

妊娠満20～27週（第6月～第7月）に妊娠の届出をした場合に計上すること。

満28週～分娩まで
(第8月～分娩まで)
(4)

妊娠満28週～分娩まで（第8月～分娩まで）に妊娠の届出をした場合に計上すること。

分 娩 後 (5)

分娩後に妊娠の届出をした場合に計上すること。

不 詳 (6)

妊娠週（月）数が不明で妊娠の届出をした場合に計上すること。

第19 母子保健（健康診査）

令和 年度分

	妊 婦			産 婦			HBs抗原検査実行人員			
	一般健康診査 受診人員 (1)	受診延人員 (2)	精密健康診査受診 実行人員 (3)	一般健康診査 受診人員 (4)	受診延人員 (5)	精密健康診査受診 実行人員 (6)	HBs抗原検査 (7)	HBs抗原検査で あった妊婦 (8)の再掲 事後指潮 (9)	HBs抗原検査で あった乳児 (10)の再掲 事後指潮 (11)	
実 施 数	(01)									
(再掲)医療機関等へ委託	(02)									

		一 般 健 康 診 査							精 密 健 康 診 査						
		対象人員 (1)	受診 実行人員 (2)	受診 延人員 (3)	受診結果			既療育 (7)	要経過観察 (8)	受診 実行人員 (9)	受診結果				
					異常なし (4)	既医療 (5)	要紹介 (要精密・要治 療) (6)				異常なし (10)	要経過 観察 (11)	要治療 (12)	(再掲)要治療 精神面 (13) 身体面 (14)	
乳 児	1～2か月	実 施 数 (03)													
		(再掲) 医療機関等へ委託 (04)													
	3～5か月	実 施 数 (05)													
		(再掲) 医療機関等へ委託 (06)													
	6～8か月	実 施 数 (07)													
		(再掲) 医療機関等へ委託 (08)													
幼 児	9～12か月	実 施 数 (09)													
		(再掲) 医療機関等へ委託 (10)													
	1歳6か月	実 施 数 (11)													
		(再掲) 医療機関等へ委託 (12)													
	3歳	実 施 数 (13)													
		(再掲) 医療機関等へ委託 (14)													
その他	4～6歳	実 施 数 (15)													
		(再掲) 医療機関等へ委託 (16)													
	実 施 数 (17)														
	(再掲) 医療機関等へ委託 (18)														

この表は市町村が実施主体となって行った妊産婦及び乳幼児を対象とした健康診査の実施状況を把握するものである。

記入要領

この表には、市町村が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診人員を計上すること。

★ この表には、次の事項について計上すること。

- 1 市町村が医師等（医療機関等に所属する医師等、臨時雇い上げ等の医師等を含む。以下同じ。）により健康診査を実施した場合
- 2 市町村が、医療機関等や保健所に委託して健康診査を実施した場合
- 3 市町村が他の市町村と共同で健康診査を実施した場合

★ この表には、次の事項については計上しないこと。

歯科のみの健康診査を実施した場合

(※厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「3 歯科保健」の対象)

表 頭

妊 婦
一般健康診査
受診実人員 (1)
受診延人員 (2)

妊娠中の女子について行った場合に計上すること。
本年度中に一般健康診査を受けた者の人員を計上すること。
本年度中に一般健康診査を受けた者の実人員を計上すること
本年度中に一般健康診査を受けた者の延人員を計上すること。

精密健康診査受診 実人員(3)	一般健康診査において「要精密」の判定を受け、本年度中に精密健康診査を受けた実人員を計上すること。
産 婦	分娩後1年以内の女子について行った場合に計上すること。
一 般 健 康 診 査 受診実人員(4)	本年度中に一般健康診査を受けた者の人員を計上すること。
受診延人員(5)	本年度中に一般健康診査を受けた者の実人員を計上すること。
精密健康診査受診 実 人 員(6)	本年度中に一般健康診査を受けた者の延人員を計上すること。
HBs抗原検査 実 人 員	一般健康診査において「要精密」の判定を受け、本年度中に精密健康診査を受けた実人員を計上すること。
HBs抗原検査(7)	本年度中にHBs抗原検査を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。
HBs抗原検査で陽 性であった妊婦(8)	本年度中にHBs抗原検査を受けた妊婦の実人員を計上すること。
事後指導妊婦(9) (8)の再掲)	検査の結果陽性と判明した妊婦に対して保健指導を実施した場合、その実人員を計上すること。
HBs抗原検査で陽 性であった乳児(10)	検査の結果陽性と判明した乳児の実人員を計上すること。
事後指導乳児(11) (10)の再掲)	検査の結果陽性と判明した乳児に対して保健指導を実施した場合、その実人員を計上すること。
一 般 健 康 診 査 (乳児及び幼児)	本年度中に乳児及び幼児の一般健康診査を受けた者の区分ごとの人員を計上すること。
対 象 人 員 (1)	乳児及び幼児の一般健康診査を受ける対象となる人員を計上すること。
受 診 実 人 員 (2)	本年度中に乳児及び幼児の一般健康診査を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。
受 診 延 人 員 (3)	本年度中に乳児及び幼児の一般健康診査を受けた者の延人員を計上すること。
受 診 結 果	一般健康診査を受けた者の受診結果を計上すること。
異 常 な し (4)	異常なしと診断を受けた者を計上すること。
既 医 療 (5)	受診の際に既に医療を受けていると問診から把握した者を計上すること。
要紹介(要精密・ 要治療)(6)	要精密又は要治療と診断を受けた者を計上すること。
既 療 育 (7)	受診の際に既に療育を受けていると問診から把握した者を計上すること。
要経過観察(8)	要経過観察と診断を受けた者を計上すること。
精 密 健 康 診 査 (乳児及び幼児)	一般健康診査において「要紹介」の判定を受け、本年度中に乳児及び幼児の精密健康診査を受けた者の区分ごとの人員を計上すること。
受 診 実 人 員 (9)	本年度中に乳児及び幼児の精密健康診査を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。
受 診 結 果	精密健康診査を受けた者の受診結果を計上すること。
異 常 な し (10)	異常なしと診断を受けた者を計上すること。
要経過観察(11)	要経過観察と診断を受けた者を計上すること。
要 治 療 (12)	要治療と診断を受けた者を計上すること。

精神面 (13) ((再掲) 要治療)	「要治療(12)」のうち、精神面での治療が必要と診断を受けた者を計上すること。
身体面 (14) ((再掲) 要治療)	「要治療(12)」のうち、身体面での治療が必要と診断を受けた者を計上すること。
表 側	
実施数 (01) (03) (05) (07) (09) (11) (13) (15) (17) (再掲) 医療機関等 へ委託 (02) (04) (06) (08) (10) (12) (14) (16) (18)	市町村が実施主体として行った一般健康診査の受診人員あるいは対象人員を計上すること。 「実施数」のうち、医療機関等（当該市町村立病院等で行ったものを除く。）や保健所へ委託した分を計上すること。 保健所等から従事者の援助を受けて市町村が行った場合は、ここには含めないこと。
乳 児	満1歳未満の者について行った場合に計上すること。
1 ～ 2 か 月	1～2か月児の健康診査について計上すること。
3 ～ 5 か 月	3～5か月児の健康診査について計上すること。
6 ～ 8 か 月	6～8か月児の健康診査について計上すること。
9 ～ 12 か 月	9～12か月児の健康診査について計上すること。
幼 児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者について行った場合に計上すること。
1 歳 6 か 月	法第12条の規定に基づいて行った1歳6か月児の健康診査について計上すること。
3 歳	法第12条の規定に基づいて行った3歳児の健康診査について計上すること。
4 ～ 6 歳	4～6歳児の健康診査について計上すること。
そ の 他	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び4～6歳児健康診査以外に行った場合に計上すること。

審査要領

- 「妊婦」及び「産婦」の「受診実人員(1)(4)」は、区分ごとに「受診延人員(2)(5)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。
- 「乳児」及び「幼児」の区分ごとの「受診実人員(2)」は、区分ごとに「受診延人員(3)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。
- 「乳児」及び「幼児」の区分ごとの「対象人員(1)」は、区分ごとに「受診実人員(2)」の計上数より大となるか、又は等しくなること。
- 「実施数(01)(03)(05)(07)(09)(11)(13)(15)(17)」は、区分ごとに「(再掲) 医療機関等へ委託(02)(04)(06)(08)(10)(12)(14)(16)(18)」より大となるか又は等しくなること。

質疑応答

問1 一般健康診査における受診結果は、実人員それとも延人員を計上するのか。

答 受診結果は、実人員を計上する。

問2 受診結果内容が複数診断された場合は、どの様に計上するのか。

答 受診結果内容が複数診断された場合は、以下の順で診断の計上を優先すること。

一般健康診査：「要紹介（要精密・要治療）→「要経過観察」→「既医療」→「既療育」→「異常なし」

精密健康診査：「要治療」→「要経過観察」→「異常なし」

問3 乳幼児健診を延期した結果、乳幼児が健診の対象月齢を超え健診を受けた場合、その人数は、健診受診者として計上してもよいか。

答 健診受診者として計上して差し支えない。

問4 今年3月に実施する予定だった乳幼児健診を、4月以降に延期した場合、その対象人員は、今年度、来年度のいずれに計上すべきか。

答 来年度に計上すること。

作成要領では「対象人員」を、「一般健康診査を受ける対象となる人員を計上すること」としている。

そのため、対象人員は、実施する健診の対象者人数を記載すべきで、乳幼児健診を延期し、年度中に健診を実施できなかった場合は、その年度の対象には含まれない。

問5 「既療育」について、集計していない場合はどのように答えるべきか。

答 空欄とした上で、備考欄で「既療育(7)については集計していないため」を選択すること。

第20 母子保健（保健指導）

令和 年度分

	妊 婦			産 婦			乳 児			幼 児			そ の 他			電話相談 延 人 員
	実 人 員 (1)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (2)	延 人 員 (3)	実 人 員 (4)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (8)	延 人 員 (9)	実 人 員 (10)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	(再掲) 健 診 の 事後指導 (14)	延 人 員 (15)	
個別 (01)																

この表は市町村が実施主体となって行った妊産婦及び乳幼児等を対象とした保健指導（健康診査時に行う一般的な保健指導を除く。）の実施状況を把握するものである。

記入要領

この表には、市町村が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児等についての保健指導の被指導人員を計上すること。

★ この表には、次の事項について計上すること。

- 1 市町村が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。以下同じ。）により保健指導を実施した場合
- 2 市町村が他の市町村と共同で保健指導を実施した場合
- 3 健康診査時に行う保健指導のうち、「要指導」、「要経過観察」等の診断を受けた者を対象に場所を改めて指導を行った場合

★ この表には、次の事項については計上しないこと。

- 1 健康診査時の一般的な保健指導
- 2 訪問による保健指導

この場合は本報告の「第21 母子保健（訪問指導）」に計上すること。

- 3 歯科のみあるいは栄養のみの保健指導

（※厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「3 歯科保健」又は「4 (1) 健康増進（栄養・運動等指導）」の対象）

表 頭

妊 婦	妊娠中の女子について行った場合に計上すること。
実 人 員 (1) (4) (7) (10) (13)	保健指導を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。 例えば、妊婦として保健指導を受けた者が本年度中に出産し産婦としての指導も受けた場合は、「妊婦」の「実人員(1)」及び「産婦」の「実人員(4)」それぞれに「1」と計上すること。
(再掲) 健診の事後指導 (2) (5) (8) (11) (14)	健康診査時に「要指導」及び「要経過観察」等の診断を受けた者に対して保健指導を行った場合に計上すること。
延 人 員 (3) (6) (9) (12) (15)	保健指導を受けた者の延人員を計上すること。
産 婦	分娩後1年以内の女子について行った場合に計上すること。
乳 児	満1歳未満の者について行った場合に計上すること。

幼 児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者について行った場合に計上すること。
そ の 他 電話相談延人員(16)	妊産婦及び乳幼児以外の者について行った場合に計上すること。 電話による相談・指導を行った場合に、その延人員を計上すること。
表 側 個 別(01)	個別に行った場合に計上すること。

審査要領

- 1 「妊婦」、「産婦」、「乳児」、「幼児」及び「その他」の「実人員(1)(4)(7)(10)(13)」は、区分ごとに「延人員(3)(6)(9)(12)(15)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。
- 2 「妊婦」、「産婦」、「乳児」、「幼児」及び「その他」の「実人員(1)(4)(7)(10)(13)」は、区分ごとに「健診の事後指導(2)(5)(8)(11)(14)」の計上数より大となるか、又は等しくなること。

質疑応答

問1 「電話相談延人員」にはメールや手紙も含めて計上してよいか。

答 メールや手紙で相談の受付・回答を行っている場合は計上してよい。

問2 「妊婦」～「その他」の電話による健診の事後指導は、それぞれの区分の「(再掲)健診の事後指導」と「電話相談延人員」に重複計上するのか。

答 「電話相談延人員」のみに計上する。

第21 母子保健（訪問指導）

令和 年度分

	妊 婦		産 婦		新 生 児 (未熟児を除く。)		未 熟 児		乳 児 (新生児・未熟児を除く。)		幼 児		そ の 他	
	実 人 員 (1)	延 人 員 (2)	実 人 員 (3)	延 人 員 (4)	実 人 員 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	延 人 員 (8)	実 人 員 (9)	延 人 員 (10)	実 人 員 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	延 人 員 (14)
実 施 数 (01)														
(再掲) (02) 医療機関等へ委託														
(再掲) (03) 乳児家庭全戸訪問事業を併せて実施														

この表は、市町村が実施主体となって行った妊産婦及び乳幼児（未熟児を含む。）等を対象とした訪問指導の実施状況を把握するものである。

記入要領

この表には、市町村が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児等の訪問指導の被指導人員を計上すること。

★ この表には、次の事項について計上すること。

- 1 市町村が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。以下同じ。）により訪問指導を実施した場合
- 2 市町村が、医療機関等や保健所に委託して訪問指導を実施した場合
- 3 市町村が他の市町村と共同で訪問指導を実施した場合

★ この表には、次の事項については計上しないこと。

歯科のみあるいは栄養のみの訪問指導

（※厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「3 歯科保健」又は「4 (1)健康増進（栄養・運動等指導）」の対象）

表 頭

妊 婦	妊娠中の女子について行った場合に計上すること。
実 人 員 (1) (3) (5) (7) (9) (11) (13)	本年度中に訪問指導を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。 例えば、妊婦として訪問指導を受けた者が本年度中に出産し産婦としての指導も受けた場合は、「妊婦」の「実人員(1)」及び「産婦」の「実人員(3)」それぞれに「1」と計上すること。
延 人 員 (2) (4) (6) (8) (10) (12) (14)	本年度中に訪問指導を受けた者の延人員を計上すること。
産 婦	分娩後1年以内の女子について行った場合に計上すること。
新 生 児 (未熟児を除く。)	出生後28日に満たない乳児について行った場合に計上すること。
未 熟 児	身体の発育が未熟のまま出生した乳児について行った場合に計上すること。
乳 児 (新生児・未熟児を除く。)	満1歳未満の者について行った場合に計上すること。
幼 児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者について行った場合に計上すること。
そ の 他	妊産婦及び乳幼児以外の者について行った場合に計上すること。

表 側

実 施 数(01)

市町村が実施主体として行った訪問指導の被指導人員を計上すること。

(再掲) 医療機関等
へ 委 託(02)

「実施数(01)」のうち、医療機関等(当該市町村立病院等で行ったものを除く。)や保健所へ委託した分を計上すること。

保健所等から従事者の援助を受けて市町村が行った場合は、ここには含めないこと。

(再掲) 乳児家庭全戸
訪問事業を併せて実施
(03)

「実施数(01)」のうち、児童福祉法における「乳児家庭全戸訪問事業」を併せて実施した分を計上すること。

審査要領

- 1 「妊婦」、「産婦」、「新生児」、「未熟児」、「乳児」、「幼児」及び「その他」の「実人員(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)」は区分ごとに、「延人員(2)(4)(6)(8)(10)(12)(14)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。
- 2 「実施数(01)」は区分ごとに、「(再掲)医療機関等へ委託(02)」及び「(再掲)乳児家庭全戸訪問事業を併せて実施(03)」より大となるか又は等しくなること。

種別3 政令市（特別区）

第18 母子保健（妊娠の届出）

令和 年度分

	妊 娠 週 (月) 数					
	満 11 週 以 内 (第 3 月 以 内) (1)	満 12 週 ～ 19 週 (第 4 月 ～ 第 5 月) (2)	満 20 週 ～ 27 週 (第 6 月 ～ 第 7 月) (3)	満 28 週 ～ 分 娩 まで (第 8 月 ～ 分 娩 まで) (4)	分 娩 後 (5)	不 詳 (6)
妊 娠 の 届 出 を し た 者 の 数 (01)						

この表は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）の規定による妊娠の届出の状況を把握するものである。

記入要領

この表には、法第15条に規定する妊娠の届出に基づいて、本年度中に妊娠の届出をした者の数を計上すること。

表 頭

妊娠週（月）数

満 11 週 以 内
(第 3 月 以 内) (1)

満11週以内（第3月以内）に妊娠の届出をした場合に計上すること。

満 12 週 ～ 19 週
(第 4 月 ～ 第 5 月)
(2)

満12～19週（第4月～第5月）に妊娠の届出をした場合に計上すること。

満 20 週 ～ 27 週
(第 6 月 ～ 第 7 月)
(3)

満20～27週（第6月～第7月）に妊娠の届出をした場合には計上すること。

満28週～分娩まで
(第 8 月 ～ 分 娩 まで)
(4)

満28週～分娩まで（第8月～分娩まで）に妊娠の届出をした場合には計上すること。

分 娩 後 (5)

分娩後に妊娠の届出をした場合には計上すること。

不 詳 (6)

妊娠週（月）数が不明で妊娠の届出をした場合には計上すること。

第19 母子保健（健康診査）

令和 年度分

		妊 婦			産 婦			HbS抗原検査受診人員				
		一般健康診査 受診人員 (1)	精密健康診査受診 人員 (2)	精密健康診査受診 人員 (3)	一般健康診査 受診人員 (4)	精密健康診査受診 人員 (5)	精密健康診査受診 人員 (6)	HbS抗原検査 (7)	HbS抗原検査で陽性 であった妊婦 (8)	HbS抗原検査で陽性 であった乳児 (9)	HbS抗原検査で陽性 であった乳児 (10)	(10)の再掲 後指測男 児 (11)
政令市・特別区	実施数 (01)											
	(再掲)医療機関等へ委託 (02)											
(保健所)	実施数 (03)											
	(再掲)医療機関等へ委託 (04)											

			一 般 健 康 診 査								精 密 健 康 診 査							
			対象人員 (1)	受診 人員 (2)	受診 人員 (3)	異常なし (4)	既治療 (5)	要紹介 (要精密・要治 療) (6)	既療育 (7)	要経過観察 (8)	受診 人員 (9)	異常なし (10)	要経過 観察 (11)	要治療 (12)	(再掲)要治療 精神面 (13) 身体面 (14)			
政令市・特別区	乳児	1~2か月	実施数 (05)															
		(再掲)医療機関等へ委託 (06)																
	3~5か月	実施数 (07)																
		(再掲)医療機関等へ委託 (08)																
	6~8か月	実施数 (09)																
		(再掲)医療機関等へ委託 (10)																
	9~12か月	実施数 (11)																
		(再掲)医療機関等へ委託 (12)																
	1歳6か月	実施数 (13)																
		(再掲)医療機関等へ委託 (14)																
	幼児	3歳	実施数 (15)															
		(再掲)医療機関等へ委託 (16)																
4~6歳		実施数 (17)																
(再掲)医療機関等へ委託 (18)																		
その他	実施数 (19)																	
	(再掲)医療機関等へ委託 (20)																	
(保健)保健所	乳児	1~2か月	実施数 (21)															
		(再掲)医療機関等へ委託 (22)																
	3~5か月	実施数 (23)																
		(再掲)医療機関等へ委託 (24)																
	6~8か月	実施数 (25)																
		(再掲)医療機関等へ委託 (26)																
	9~12か月	実施数 (27)																
		(再掲)医療機関等へ委託 (28)																
	1歳6か月	実施数 (29)																
		(再掲)医療機関等へ委託 (30)																
	幼児	3歳	実施数 (31)															
		(再掲)医療機関等へ委託 (32)																
4~6歳		実施数 (33)																
(再掲)医療機関等へ委託 (34)																		
その他	実施数 (35)																	
	(再掲)医療機関等へ委託 (36)																	

この表は政令市及び特別区が実施主体となって行った妊産婦及び乳幼児を対象とした健康診査の実施状況を把握するものである。また、再掲として設置保健所が行った妊産婦及び乳幼児を対象とした健康診査の実施状況を把握する。

記入要領

この表には、政令市及び特別区が実施主体となって本年度中に実施（保健所活動も含む。以下同じ。）した妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診人員を計上するとともに、設置保健所が本年度中に実施した健康診査の受診人員を再掲として、計上すること。

★ この表には、次の事項について計上すること。

- 1 政令市及び特別区が医師等（医療機関等に所属する医師等、臨時雇い上げ等の医師等を含む。以下同じ。）により健康診査を実施した場合
- 2 政令市及び特別区が、医療機関等に委託して健康診査を実施した場合
- 3 保健所が、医師等により健康診査を実施した場合。

★ この表には、次の事項については計上しないこと。

歯科のみの健康診査を実施した場合

（※厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「3 歯科保健」の対象）

表 頭

妊 婦	妊娠中の女子について行った場合に計上すること。
一 般 健 康 診 査	本年度中に一般健康診査を受けた者の人員を計上すること。
受診実人員(1)	本年度中に一般健康診査を受けた者の実人員を計上すること
受診延人員(2)	本年度中に一般健康診査を受けた者の延人員を計上すること。
精密健康診査受診 実 人 員(3)	一般健康診査において「要精密」の判定を受け、本年度中に精密健康診査を受けた実人員を計上すること。
産 婦	分娩後1年以内の女子について行った場合に計上すること。
一 般 健 康 診 査	本年度中に一般健康診査を受けた者の人員を計上すること。
受診実人員(4)	本年度中に一般健康診査を受けた者の実人員を計上すること
受診延人員(5)	本年度中に一般健康診査を受けた者の延人員を計上すること。
精密健康診査受診 実 人 員(6)	一般健康診査において「要精密」の判定を受け、本年度中に精密健康診査を受けた実人員を計上すること。
HBs抗原検査 実 人 員	本年度中にHBs抗原検査を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。
HBs抗原検査(7)	本年度中にHBs抗原検査を受けた妊婦の実人員を計上すること。
HBs抗原検査で 陽性であった妊婦(8)	検査の結果陽性と判明した妊婦の実人員を計上すること。
事後指導妊婦(9) (8)の再掲)	検査の結果陽性と判明した妊婦に対して保健指導を実施した場合、その実人員を計上すること。
HBs抗原検査で 陽性であった乳児(10)	検査の結果陽性と判明した乳児の実人員を計上すること。
事後指導乳児(11) (10)の再掲)	検査の結果陽性と判明した乳児に対して保健指導を実施した場合、その実人員を計上すること。
一 般 健 康 診 査 (乳児及び幼児)	本年度中に乳児及び幼児の一般健康診査を受けた者の区分ごとの人員を計上すること。
対 象 人 員(1)	乳児及び幼児の一般健康診査を受ける対象となる人員を計上すること。
受 診 実 人 員(2)	本年度中に乳児及び幼児の一般健康診査を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。
受 診 延 人 員(3)	本年度中に乳児及び幼児の一般健康診査を受けた者の延人員を計上すること。

受診結果	一般健康診査を受けた者の受診結果を計上すること。
異常なし(4)	異常なしと診断を受けた者を計上すること。
既医療(5)	受診の際に既に医療を受けていると問診から把握した者を計上すること。
要紹介(要精密・要治療)(6)	要精密又は要治療と診断を受けた者を計上すること。
既療育(7)	受診の際に既に療育を受けていると問診から把握した者を計上すること。
要経過観察(8)	要経過観察と診断を受けた者を計上すること。
精密健康診査(乳児及び幼児)	一般健康診査において「要紹介」の判定を受け、本年度中に乳児及び幼児の精密健康診査を受けた者の区分ごとの人員を計上すること。
受診実人員(9)	本年度中に乳児及び幼児の精密健康診査を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。
受診結果	精密健康診査を受けた者の受診結果を計上すること。
異常なし(10)	異常なしと診断を受けた者を計上すること。
要経過観察(11)	要経過観察と診断を受けた者を計上すること。
要治療(12)	要治療と診断を受けた者を計上すること。
精神面(13) (再掲)要治療	「要治療(12)」のうち、精神面での治療が必要と診断を受けた者を計上すること。
身体面(14) (再掲)要治療	「要治療(12)」のうち、身体面での治療が必要と診断を受けた者を計上すること。
表 側	
政令市・特別区	
実施数 (01)(05)(07)(09)(11) (13)(15)(17)(19)	政令市及び特別区が実施主体として行った一般健康診査の受診人員あるいは対象人員を計上すること。
(再掲)医療機関等 へ委託 (02)(06)(08)(10)(12) (14)(16)(18)(20)	「実施数」のうち、医療機関等(当該市町村立病院等で行ったものを除く。)へ委託した分を計上すること。 他から従事者の援助を受けて政令市及び特別区が行った場合は、ここには含めないこと。
(再掲)保健所	
実施数 (03)(21)(23)(25)(27) (29)(31)(33)(35)	設置保健所が行った一般健康診査の受診人員あるいは対象人員を計上すること。
(再掲)医療機関等 へ委託 (04)(22)(24)(26)(28) (30)(32)(34)(36)	「実施数」のうち、医療機関等へ委託した分を計上すること。
乳 児	満1歳未満の者について行った場合に計上すること。
1～2か月	1～2か月児の健康診査について計上すること。
3～5か月	3～5か月児の健康診査について計上すること。
6～8か月	6～8か月児の健康診査について計上すること。
9～12か月	9～12か月児の健康診査について計上すること。

幼	児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者について行った場合に計上すること。
1	歳6か月	法第12条の規定に基づいて行った1歳6か月児の健康診査について計上すること。
3	歳	法第12条の規定に基づいて行った3歳児の健康診査について計上すること。
4	～6歳	4～6歳児の健康診査について計上すること。
そ	の他	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び4～6歳児健康診査以外に行った場合に計上すること。

審査要領

- 1 「妊婦」及び「産婦」の「受診実人員(1)(4)」は、区分ごとに「受診延人員(2)(5)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。
- 2 「乳児」及び「幼児」の区分ごとの「受診実人員(2)」は、区分ごとに「受診延人員(3)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。
- 3 「乳児」及び「幼児」の区分ごとの「対象人員(1)」は、区分ごとに「受診実人員(2)」の計上数より大となるか、又は等しくなること。
- 4 「政令市・特別区」の「実施数(01)(05)(07)(09)(11)(13)(15)(17)(19)」は、区分ごとに「(再掲)医療機関等へ委託(02)(06)(08)(10)(12)(14)(16)(18)(20)」より大となるか又は等しくなること。
- 5 「(再掲)保健所」の「実施数(03)(21)(23)(25)(27)(29)(31)(33)(35)」は、区分ごとに「(再掲)医療機関等へ委託(04)(22)(24)(26)(28)(30)(32)(34)(36)」より大となるか又は等しくなること。
- 6 「(再掲)保健所」の「実施数(03)(21)(23)(25)(27)(29)(31)(33)(35)」及び「(再掲)医療機関等へ委託(04)(22)(24)(26)(28)(30)(32)(34)(36)」は、区分ごと「政令市・特別区」の「実施数(01)(05)(07)(09)(11)(13)(15)(17)(19)」及び「(再掲)医療機関等へ委託(02)(06)(08)(10)(12)(14)(16)(18)(20)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。

質疑応答

問1 一般健康診査における受診結果は、実人員それとも延人員を計上するのか。

答 受診結果は、実人員を計上する。

問2 受診結果内容が複数診断された場合は、どの様に計上するのか。

答 受診結果内容が複数診断された場合は、以下の順で診断の計上を優先すること。

一般健康診査：「要紹介(要精密・要治療)」→「要経過観察」→「既医療」→「既療育」→「異常なし」

精密健康診査：「要治療」→「要経過観察」→「異常なし」

問3 乳幼児健診を延期した結果、乳幼児が健診の対象月齢を超え健診を受けた場合、その人数は、健診受診者として計上してもよいか。

答 健診受診者として計上して差し支えない。

問4 今年3月に実施する予定だった乳幼児健診を、4月以降に延期した場合、その対象人員は、今年度、来年度のいずれに計上すべきか。

答 来年度に計上すること。

作成要領では「対象人員」を、「一般健康診査を受ける対象となる人員を計上すること」としている。

そのため、対象人員は、実施する健診の対象者人数を記載すべきで、乳幼児健診を延期し、年度中に健診を実施できなかった場合は、その年度の対象には含まれない。

問5 「既療育」について、集計していない場合はどのように答えるべきか。

答 空欄とした上で、備考欄で「既療育(7)については集計していないため」を選択すること。

第20 母子保健（保健指導）

令和 年度分

		妊 婦			産 婦			乳 児			幼 児			そ の 他			電話相談 延 人 員
		実 人 員 (1)	(再掲) 健 診 の 事 後 指 導 (2)	延 人 員 (3)	実 人 員 (4)	(再掲) 健 診 の 事 後 指 導 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	(再掲) 健 診 の 事 後 指 導 (8)	延 人 員 (9)	実 人 員 (10)	(再掲) 健 診 の 事 後 指 導 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	(再掲) 健 診 の 事 後 指 導 (14)	延 人 員 (15)	
政令市 特別区	個別 (01)																
(再掲) 保健所	個別 (02)																

この表は政令市及び特別区が実施主体となって行った妊産婦及び乳幼児等を対象とした保健指導（健康診査時に行う一般的な保健指導を除く。）の実施状況を把握するものである。また、設置する保健所が行った保健指導の実施状況を把握するものである。

記入要領

この表には、政令市及び特別区が実施主体となって本年度中に実施（保健所活動分も含む。以下同じ。）した妊産婦及び乳幼児等についての保健指導の被指導人員を計上すること。また、設置する保健所が行った保健指導の被指導人員を再掲として計上すること。

★ この表には、次の事項について計上すること。

- 1 政令市及び特別区が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。以下同じ。）により保健指導を実施した場合
- 2 健康診査時に行う保健指導のうち、「要指導」、「要経過観察」等の診断を受けた者を対象に場所を改めて指導を行った場合

★ この表には、次の事項については計上しないこと。

- 1 健康診査時の一般的な保健指導
- 2 訪問による保健指導

この場合は本報告の「第21 母子保健（訪問指導）」に計上すること。

- 3 歯科のみあるいは栄養のみの保健指導

（※厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「3 歯科保健」又は「4 (1)健康増進（栄養・運動等指導）」の対象）

表 頭

妊 婦	妊娠中の女子について行った場合に計上すること。
実 人 員 (1) (4) (7) (10) (13)	保健指導を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。 例えば、妊婦として保健指導を受けた者が本年度中に出産し産婦としての指導も受けた場合は、「妊婦」の「実人員(1)」及び「産婦」の「実人員(4)」それぞれに「1」と計上すること。
(再掲)健診の事後指導 (2) (5) (8) (11) (14)	健康診査時に「要指導」、「要経過観察」等の診断を受けた者に対して保健指導を行った場合に計上すること。
延 人 員 (3) (6) (9) (12) (15)	保健指導を受けた者の延人員を計上すること。

産 乳 幼	婦 児 児	分娩後1年以内の女子について行った場合に計上すること。 満1歳未満の者について行った場合に計上すること。 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者について行った場合に計上すること。
そ の 他		妊産婦及び乳幼児以外の者について行った場合に計上すること。
電話相談延人員(16)		電話による相談・指導を行った場合に、その延人員を計上すること。
表 側		
個 別(01)(02)		個別に行った場合に計上すること。

審査要領

- 1 「妊婦」、「産婦」、「乳児」、「幼児」及び「その他」の「実人員(1)(4)(7)(10)(13)」は、区分ごとに「延人員(3)(6)(9)(12)(15)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。
- 2 「妊婦」、「産婦」、「乳児」、「幼児」及び「その他」の「実人員(1)(4)(7)(10)(13)」は、区分ごとに「健診の事後指導(2)(5)(8)(11)(14)」の計上数より大となるか、又は等しくなること。
- 3 「(再掲)保健所」の「個別(02)」は、区分ごとに「政令市・特別区」の「個別(01)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。

質疑応答

問1 「電話相談延人員」にはメールや手紙も含めて計上してよいか。

答 メールや手紙で相談の受付・回答を行っている場合は計上してよい。

問2 「妊婦」～「その他」の電話による健診の事後指導は、それぞれの区分の「(再掲)健診の事後指導」と「電話相談延人員」に重複計上するののか。

答 「電話相談延人員」のみに計上する。

第21 母子保健（訪問指導）

令和 年度分

		妊 婦		産 婦		新 生 児 (未熟児を除く。)		未 熟 児		乳 児 (新生児・未熟児を除く。)		幼 児		そ の 他	
		実 人 員 (1)	延 人 員 (2)	実 人 員 (3)	延 人 員 (4)	実 人 員 (5)	延 人 員 (6)	実 人 員 (7)	延 人 員 (8)	実 人 員 (9)	延 人 員 (10)	実 人 員 (11)	延 人 員 (12)	実 人 員 (13)	延 人 員 (14)
政令市 特別区	実 施 数 (01)														
	(再掲) (02) 医療機関等へ委託														
	(再掲) (03) 乳児家庭全戸訪問 事業を併せて実施														
(再掲) 保健所	実 施 数 (04)														
	(再掲) (05) 医療機関等へ委託														
	(再掲) (06) 乳児家庭全戸訪問 事業を併せて実施														

この表は、政令市及び特別区が実施主体となつて行った妊産婦及び乳幼児（未熟児を含む。）等を対象とした訪問指導の実施状況を把握するものである。また、設置する保健所が行った訪問指導の実施状況を把握するものである。

記入要領

この表には、政令市及び特別区が実施主体となつて本年度中に実施（保健所活動分も含む。以下同じ。）した妊産婦及び乳幼児等の訪問指導の被指導人員を計上すること。また、設置する保健所が行った訪問指導の被指導人員を再掲として計上すること。

★ この表には、次の事項について計上すること。

- 1 政令市及び特別区が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。以下同じ。）により訪問指導を実施した場合
- 2 政令市及び特別区が、医療機関等に委託して訪問指導を実施した場合
- 3 保健所が医師、保健師、助産師等により訪問指導を実施した場合

★ この表には、次の事項については計上しないこと。

歯科のみあるいは栄養のみの訪問指導

（※厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「3 歯科保健」又は「4 (1)健康増進（栄養・運動等指導）」の対象）

表 頭

妊 婦	妊娠中の女子について行った場合に計上すること。
実 人 員 (1) (3) (5) (7) (9) (11) (13)	本年度中に訪問指導を受けた者の区分ごとの実人員を計上すること。 例えば、妊婦として訪問指導を受けた者が本年度中に出産し産婦としての指導も受けた場合は、「妊婦」の「実人員(1)」及び「産婦」の「実人員(3)」それぞれに「1」と計上すること。
延 人 員 (2) (4) (6) (8) (10) (12) (14)	本年度中に訪問指導を受けた者の延人員を計上すること。
産 婦	分娩後1年以内の女子について行った場合に計上すること。
新 生 児 (未熟児を除く。)	出生後28日に満たない乳児について行った場合に計上すること。

未熟児 乳児 (新生児・未熟児を除く。)	身体が発育が未熟のまま出生した乳児について行った場合に計上すること。 満1歳未満の者について行った場合に計上すること。
幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者について行った場合に計上すること。
その他	妊産婦及び乳幼児以外の者について行った場合に計上すること。
表側	
実施数(01)(04)	政令市及び特別区が実施主体として行った訪問指導(01)、また保健所が行った訪問指導(04)の被指導人員を計上すること。
(再掲)医療機関等へ委託(02)(05)	「実施数(01)(04)」のうち、医療機関等(当該市立病院等で行ったものを除く。)へ委託した分を計上すること。 他から従事者の援助を受けて政令市及び特別区が行った場合は、ここには含まないこと。
(再掲)乳児家庭全戸訪問事業を併せて実施(03)(06)	「実施数(01)(04)」のうち、児童福祉法における「乳児家庭全戸訪問事業」を併せて実施した分を計上すること。

審査要領

- 1 「妊婦」、「産婦」、「新生児」、「未熟児」、「乳児」、「幼児」及び「その他」の「実人員(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)」は区分ごとに、「延人員(2)(4)(6)(8)(10)(12)(14)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。
- 2 「実施数(01)(04)」は区分ごとに、「(再掲)医療機関等へ委託(02)(05)」及び「(再掲)乳児家庭全戸訪問事業を併せて実施(03)(06)」より大となるか又は等しくなること。
- 3 「(再掲)保健所」の「実施数(04)」、「(再掲)医療機関等へ委託(05)」及び「(再掲)乳児家庭全戸訪問事業を併せて実施(06)」は、区分ごとに「政令市・特別区」の「実施数(01)」、「(再掲)医療機関等へ委託(02)」及び「(再掲)乳児家庭全戸訪問事業を併せて実施(03)」の計上数より小となるか、又は等しくなること。

参照条文

◎地域保健法（抄）（昭和22年9月5日 法律第101号）

（目的）

第1条 この法律は、地域保健対策の推進に関する基本方針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 地域住民の健康の保持及び増進を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域住民の多様化し、かつ、高度化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に適確に対応することができるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念とする。

（責務）

第3条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に務めなければならない。

② 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に務めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに務めなければならない。

③ 国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に務めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならない。

（事業）

第6条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項

十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

十三 衛生上の試験及び検査に関する事項

十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第7条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

第8条 都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。